

- 一、明曆元年乙未二十六歲、此時醫となるの計方に決す。
- 一、明曆三年丁酉二十八歲、此年國主光之より、京都遊學の命あり、四月朔、海路郷を發し、大坂を経て、京都に入り、西洞院に居る、此月始めて松永尺五及び山崎闇齋を訪ふ。
- 一、寛文二年壬寅三十三歲、五月朔京を發す、京にあること六年初めて歸省す。
- 一、寛文四年甲辰三十五歲、京都よりの歸途風浪に逢うて兵庫に寄泊し、往いて湊川に楠公の墓を拜す、自ら碑を立てんと欲したるは此時なり。
- 一、寛文五年乙巳三十六歲、冬十二月三日、父寛齋卒中を病んで福岡の家に逝く、享年六十九、訃至る。十八日哀慟して食を廢する兩日、來りて慰問する者多し。
- 一、延寶五年己巳四十八歲、秋七月瘧を患ふ、世子綱政藥を賜ふ。
- 一、天和三年癸亥五十四歲、伯兄家時遠賀郡吉田村の家に於て熱を患へ、幾んど將に死せんとす、叔父樂軒と同じく馳せ行きて看護最勉め、病勢益々激しく、諸醫手を束ぬるや、自ら處法を検し藥數貼を投じて奇効を奏し全く瘥ゆ。
- 一、正徳三年己巳八十四歲、養生訓を著はす。
- 一、正徳四年甲午八十五歲、夏四月二十日また病あり、手足癱痺す、是より遂に起たず、八月二十七日寅時を以て正寢に歿す、嗣子重春及び親戚門人皆侍して側にあり、西町金龍寺の龍潛庵に葬る。

○益軒貝原先生傳 (寛大)

先生諱篤信、字子誠、姓貝原氏、初號柔齋、後稱損軒、又改益軒、筑前人、世臣福岡侯黑田氏父利貞號寛齋、母緒方氏、以寛永七年生、先生于福岡城中、兄弟四人、先生爲季、爲兒不喜戲嬉、七歲始讀書、十四歲讀醫書、略通藥方、且好讀佛書、仲兄元端授四書句讀、爲言其非、先生悔悟、終身不復手佛書、明曆丁酉奉侯命遊京師、從松永尺五、山崎闇齋、木下順菴諸公而學焉、日夜刻苦、凡三年、侯喜其力學、賜以時服、且加俸祿。

一日先生入城、塾生與隣家藩士、儻從角力園中、誤折所愛牡丹、俱見怒、就隣家主人謝罪、先生笑曰、僕種牡丹、欲樂也、豈欲怒哉、人服其量、八年八月增賜食邑、麻橋侯世子西井數忠招先生聽講、天和元年春、食邑饑、先生發倉賑之、是歲著自警編、又選朱子文範、近思錄、備考等書、二年七月、承侯旨、接待朝鮮聘使于藍島、人見友元聞先生之風、因麻橋侯請見焉、一見如舊、交誼日篤、三年十一月、元端病熱、嗽危殆、諸醫技窮、先生深憂懼、徧閱諸方、偶得襲氏治嗽之方、投劑立有効驗、不累旬而愈、秋月侯福岡侯別封黑田某從先生學、其他摺紳諸公接遇

甚厚、九年賜別墅於紅葉原、增賜食邑、嘗自京歸藩、取路海上、同船數人、中有一少年、意氣傲然、解說經義、先生點然竦聽、已而達岸、各告姓名、少年於是始知爲先生、大愧、不告其名而去。

○同上 (健康)

先生嘗著用財記、以訓其子曰、某歷事三君、凡四十有餘年、役東都者十二、遊京師者二十四、行長崎者五、周遊諸州及封內者、不可勝數矣、耗費可知、而未嘗受人之助、此皆某平生節儉無他嗜好之所致也、汝等宜深思焉、又曰、某稟氣薄弱、常恐不免夭折、嘗抄出古人之言資養生者數百條、以自攝、其所以得善艾之壽者爲此耳、先生讀書必自抄錄、積至七十餘卷、名曰古今知約、後又頗疑程朱理氣之說、著大疑錄、云、四年八月二十七日、以疾終于家、時年八十有五。

論曰、先生博學強記、和漢之書無不窮綜、其著述之富、與羅山白石相頡頏、裨益天下後世匪淺鮮也、獨恨晚年疑程朱之學、使護國之徒以爲口實、所謂大醇而小疵者非耶。

(益軒先生遺事略)

又云、某稟氣薄弱、恐不免夭折、故嘗抄出古人之言資養生者數百條、以自養焉、其不合道

義者、舍而不採也、至今保養艾之壽者、非稟賦素然也、乃不敢忘生以殉欲之所致耳。

(備考)

一 益軒先生、十六歳の夏、髪を削りて醫となるや、改めて柔齊と稱すること十四年、三十九歳の冬、再髪を蓄ふるに及び、國主光之より久兵衛の名を賜ふ。先生は明治四十五年を距ること二百八十三年、即ち明正天皇の寛永七年十一月十四日を以て生る。

二 先生六七歳にして未だ學ぶことなくして、獨りよく書を讀みしもの、是れ一には家庭の教訓の嚴正なりしが爲ならんも、また先生の從順なる兒童にして能く父兄の教訓を守りたるを示せり、要するに過良謹慎の特質と讀書好學の天性とは、早く已に萌芽を五七歳の幼時に發したるを知るべきなり。

三 先生は襤褸にして福岡城中の邸宅を去り、博多の里巷に居ること六七年、士人の子弟としては頗る好ましからざる市村の間に成長せり、父寛齊此頃は無祿無職の浪人を以て陋巷に窮處し、或は醫藥を賣り、或は筆算を教へて家道の困難を支へたる情況すらもあれば、先生の幼時は貧家の子たりしこと蓋し疑を容るゝの餘地

なし。

四 先生時に甫めて九歳、假字は博多に居る頃より自から知りて已に熟せり。而して八木山の幽趣邊僻の山中にありて幼時の數年を費し、こゝに初めて句讀を授けられ、又自から好みて假字交りの物語類を讀み、他日大なる學者となるの素をなせり。十歳の時又始めて倭玉篇を閱して多く文字を記し、また節用書を讀みて和訓を知れり。その聰明穎悟にして理解力に富める異常の兒童なりしは多くいふことなくして明なり。且つ先生の天下の儒林に挺先して楠公を稱揚するの史論をなし、殊に水戸光圀よりも早く湊川に碑を樹つるを企てたるが如き、その夙に南朝の諸忠臣を欽尚するの感情思想を蓄へたる由來を究むるときは、また恐らくは源を太平記を貪り讀める十二三歳の頃に發せしならん歟。

五 先生は明曆三年の春を以て都に入り、先づ松永尺五を訪ひ、夫いて山崎闇齋を訪ひ、また更に木下順庵を訪ひ、是より以後絶えず三氏の間を來往し、日夕孜孜として經學を致む、時に年二十八歳、其外石川丈山、熊澤蕃山、伊藤仁齋あり、且つ先生は菴山の師たる中江藤樹の學問人物を推重すること深く、手づから藤樹の著述を寫し

て愛讀したる痕跡あり、而して京都の遊學已に三四年を経たる後は、絶えず自から經傳を講じ、他をして之れを聽かしむるを常とし、その狀幾んど全く帷を下して教授を業とする人に似たれども、最初の一二年は寧ろ他の講を聽くを主としたるものゝ如し。元來學を好み書を嗜むは、先生の幼少このかたの特性なりしも、種々の故障のために十分の力を學問に致すこと能はざりしが、今や夙昔の願望全く成りて遊學の人となり、身に衣食の憂なくして讀書の時間に富む、先生の刻苦勉強日夜屹々として書史を耽讀したるは、自から察し難からず、萬治二年の春國主光之江戸より國に歸るに方り、先生往きて伏見に謁するや、光之深く先生の能く學業に勤むるを嘉賞し、且賜ふに時服一領を以てし、冬に及びて更に食祿十石を加賜するの命あり、時に年三十歳なりき。

六 寛文二年の冬、先生二度京都に入るの後は、歸省以前の業を繼いで經傳を講ずること愈多く、論語を了りて中庸に及び、更に孟子を講ず、その孟子を講ずるや、朝夕各々一回、來り聽くもの愈々多きを加へ、名聲大に振ふ、此年始て近思錄を講し、考究の精微深く人をして傾聽せしむ。

七 世の人皆稱す、先生年少うして多病なりしかば、自から勉めて攝生の道を講じ、乃ち能く愛護して八十餘歳の康寧を保てりと、先生また曾て數ば此言を言へり。事實或は半ば然るべし。然れども先生の祖考同胞悉く皆長壽の人、曾祖父は九十餘歳、祖父は七十七歳、父は七十に滿たざる僅かに二歳のみ、三人の同胞は總べて七十を越えたり。先生の康寧獨り自己の攝養のみに依るにあらずして、半ば系統的遺傳の特質を稟けたるをも思ふべし。(貝原益軒傳)

〔教授上の注意〕

一 寛大に關しては、兒童に日常あり勝なる事例につきて適切なる訓戒を與ふべし。例へば家庭に於ては、弟妹に對して寛大ならんには、兄弟喧嘩も少なかるべく、召使に對して寛大ならんには、能く彼等をして懐かしむることを得べし。若し夫れ學友に對する日常の心得の如きは、多々適切なる例を探り得べし。

二 健康に關しては、此の例話の外に、世に長壽を保てる人の逸話又は常に身體の衛生に注意する人の實例を舉げて兒童に語り、彼等の境遇に於て爲し得べきことは、其の實行を督勵するを要す。

第二十三 自分の物と人の物

例話 河原市の馬子

原據 東遊記

○東遊記 第四

中江藤樹先生の餘教近郷に深く染み入りて殊更此山川村の百姓は年若き者と
いへども毎夜集會して手習し、かりそめにも酒など打のみ亂舞音曲などをするこ
となく、まして博奕などはいふまでもなし故にいかなる輕き者といへども物かゝ
ぬものはなしといふまでに此邊の風儀溫和淳朴にして見る所聞く所感に堪えず、
ありがたき事どもなり前の尾張肥後の物語相違なき事を知る熊澤先生は其門人
なれど其功蹟をいへば、いふべき所もすくなく、されども其人も今時は得難し
とぞ思はる此人藤樹先生に従はれし初めを尋るに其頃加賀の飛脚金子二百兩を
預り持て京へ登るに江州河原市より輕尻かろしの馬をやとひ榎木の宿に泊る馬方は河
原市へ歸り馬のすそを洗はんと鞍を解しに、鞍の下より財布一つ出たり取あげ見

れば金二百兩あり、馬方大いに驚き、今の飛脚の取忘れたるにこそと思へば、其儘棧木に走り行き、飛脚の泊れる宿に至り、對面し、委敷尋ね問ふに、相違なければ、其金を取出し返しけるに、飛脚は死したる者のよみかへりたる心地して、悦びのあまり、行李より別の金子拾五兩を取出し、馬方にあたへ、もし此二百兩なくば、我一命を失ふのみならず、親兄弟までも重き罪に到らん、されば、その高思なか／＼言葉の曰ひ盡すべきにあらねど、先當座の御禮までにおくり奉ると涙を流し、悦ぶに、馬方大に驚きし顔色にて、そなたの金をそなたに取納め玉ふに、何の禮といふべきことあるべきかとて、手にだに取らず、色々にこしらへいへども、さらに受けずして、歸らんとする故やむを得ず、拾兩とへらし、五兩となし、三兩となし、段々へらして、つひには金二歩となし、せめて是ばかりは、我心の悦なれば、受玉ふべし、左なくては、我心もすみ申さず、今宵もいねがたしと、理を盡し、詞をつくしいふに、ぞ此金を受け申す程ならば、二百兩をも留め置申すべし、かくかへし申すからは、聊にても謝禮を受くるは、我心にあらず、さりとて、餘義なくのたまへば、さらば、鳥目二百文を玉はるべし、是は今夜やすむべき所を、是迄追掛かけ來れる、賃錢なり、是は我とるべき錢なれば、申請べ

しといひて、貳百文にて酒をかひ、其家の人にふるまい、我も醉程のみて歸らんとす、飛脚も感に堪かね、さるにても、そこはいかなる人にておはすと問ふに、名ある者にあらず、又何一つ知れる者にあらず、只我在所の近所に、小川村といふ所あり、此村に與右衛門といふ人おはして、夜ごとに講釋といふことあり、某も折ふし行き、て聞侍りしに、親には孝を盡くすべし、主人は大切にするものなり、人の物は取らぬものなり、無理非道は行ふべからずなどといふ事、常に語り玉ふにより、今日の金子も我が物にあらざれば、取るべき理無しと心得し迄のことなりといひ、すて、歸りぬ、飛脚はそれより京へのぼり、いつもの宿に到り、扱も此度は辛き命いきのびて、各方にも對面することとなりぬとて、有し次第をくはしく語るに、折ふし、其家の裏に熊澤治郎八田舎よりのぼり、居て學文修行最中の事なりしが、此物語を聞て、其人こそ誠の儒といふものなりとて、其翌日、すぐに江州に到り、小川村を尋ねて、隨從を願はれしに、人に教申すべき程の學徳なしとて、更に隨從をゆるし、玉はず、熊澤ひたすらに願ひて、二日が間、藤樹の門にたゞずみ、て歸らず、藤樹の老母是を氣の毒がり、よしや先内へ入れ申せよとありし故い、なみかたくて、内へ入れ、つひに師弟の契約をせられ

しよし其後藤樹を備前より招き玉ひしに其の身は病身なりとて堅く辭し門人熊澤といふものあり御役にも立べき者なりとて熊澤を出されけり、いづれも格別の事どもなり。

第二十五 近所の人

第二十六 公益

例話 佐太郎

原據 孝義錄

○孝義錄 四卷

○孝行者佐太郎

佐太郎は足柄下郡田村の百姓なり六年前より老たる母の膝いたみて、あゆみくるしく家の内を這ひ廻り、つねに圍爐裏のかたはらにありて焚火して孫とたはふれ事なとしけり多くの高をも持たれば家居もさのみ危うからぬを母のふしど、圍爐裏の側とに柏栗の木のめぐり三尺ばかりなる柱を六本たて、根は五尺ほど

ほり入れその上に梁にそへて松の三尺ほどなるを三つの柱にくさひをうち又は竹繩にてゆひつけ添たる梁に穴をうがち堀たてたる柱につらぬき、その上をも又くさひ竹繩にて結ひつけり、すべて田舎にすむものは穀物など取いるるときは、ありし柱をだに、さゝはるととのぞくならひなるに、かくふとしき柱を所々にたてをきなば、さゝはり多かるべきを、いかにぞやと同村の市兵衛といふものゝたづねしに佐太郎がいふ母の若き時小田原の大地震ありしに驚き、それより地震ををそれ玉ひ、その上大風雷など、つねにきらひ玉ふに家のうちのあゆみもおぼつかなければもし地震風雷などあらん時も柱をもたておきなば、たやすく家の倒るゝ事あるましと思ひとりて、かくははからうなりとそいひける妻は産後になやみふしければ佐太郎農事に出るといへとも、しばしば家をかへりみて母の安否をとひ、あまたの田畑一人の力を盡して怠らざりければ市兵衛に母のかたりけるは佐太郎が夜毎にしばしば起きて我安否をとふ事晝のつかれにわつらはしかるべければ、さることやめさせ得てんといひけり、佐太郎先祖より持ち傳へたる高は三十四石あまりにて世々組頭をつとめしが父彌右衛門が時にをとろへ譲りうけし頃は名田も

みな人の物となりわづか貳石ばかり有りしが佐太郎が力にて取戻し、今は十一石余りになれり畑すくなければ粟稗の類はなく麥を専ら夫食とせしか麥を粉にして焼餅とし朝の食にあて晝と夕は麥飯に野菜をかてゝ食ひけるに母にくはする焼餅は麥をよく舂き洗ひ精けて粉にし糯米の粉をすこしくはへ和らかに調し飯も上をのそきて中のあゝたかなる所をそなへ或は麥の中に米をいれて炊ぎ麥粉と茶を好みければつねにかく事なく日には四度づゝ煎じ飴などをくはへ置きて進む妹は小田原の驛古新宿町の漁師に嫁せしかば時々魚を持來りしを母のよろこび食ひけるがあるとき佐太郎が出しあとに妹の來り魚を煮て進めしを佐太郎が妻病の床よりうかゝひ見て日比くひけるよりも多かりければ殘し置て後にもすゝめ給へといふに妹は母の好めるものなれば少しは量の過たりともくるしかるべきかはとて猶進めしかばはたして腹の痛みしに佐太郎外よりかへり來り母の心地あしといふに驚きしかゝの事ありと聞て臥たる妻を引おこしおのれ不孝なるものかな常にさこしめす物は殊さら心をつけよといひをさしをなをざりにみすぐせし事言語道斷の事なりとてとかく介抱せしかば快くなりしを妹は

あさましと思ひてひそかに佐太郎にむかひて今日のあやまちをはわがなせるわざなりとていひわびければ佐太郎も心とけ打ゑみていらへもせず出しとぞつねに湯水をつかふ事を惜みて盥に湯をすこし汲て手あらひ又は足あらひなどするにも人々かはるゝ用ゐしを此れまたいかなる事ぞと問ふに菩提寺とたのむ願成寺の申されしは水は多く有ものなればとてみだりにつかひすてなば冥理にもそむきぬべしと有しかばしかするよしをいへり農事に出ても一日のうちには幾度となく家にかへりては母の安否をとひぬ弟の定七は幼き時病多く人となりては健なりしを母のつねにあはれがりて人の家の養子ともなりなば心つかひも有べければ家においてよといふに定七も其むねにまかせ兄弟ともに睦しく家と同じくせしが八年前に佐太郎妻をむかへ子もいでさしかば宅地のうらに別屋を作り定七をすませて妻をめとらせ小作して世を渡らしむ佐太郎が姉は先の年外によめいりせしが末とげずして家にかへり安永七年閏七月の比にはかに中症にて宅地の中に倒れ死せり近きわたりのものうちよりて葬の事いとなみしに棺に納る時釘もて打ちつけなば母の其音を聞て歎かんことを思ひ苧の繩にて結つけさせ

野邊送りの時は念佛講をむすべるもの聲高くねんぶつをとなへ棺を出す習ひなるを是も家のあたりはなる程は口のうちに唱へさせけり同村に住む九右衛門が父うせにし時貧くて葬の事なりがたきを佐太郎さへて親を葬るは生涯の大事なりとて錢かして葬しむその前にも貧しきものゝ農事にいとまなくわかき子弟の筆算の道知らぬをあはれみ夜な／＼村のうちのわかきものと童部とを集めいろはの手本をあたへ八算の割など教へければその親／＼もよろこべりかく人の事をよくあつかひ又ふるき家にもあれば先の年組頭の役になりし時村人入札といふ事をせしに佐太郎にあたりしかば則其役にせんといふをかたく辭しけれどひたすらにたのまれ十年ばかりつとめしが病のよしをいひて退きぬ病もさることながらかゝる役をつとめぬれば時ならず外にも出る事ありて親の養心にまかせざれば退きしとぞ聞えしある年人の屋根そこねたりしをみていかなれば修理せざるやと問ふに今日の營に堪かねて心にもまかせぬといへばあはれがりてかれをとまひ村のうちをめぐり藁四五把づゝはこばせ己も稻ふう一つを贈りければ錢をかしあたへしものも四五人に及べり又童部十人ほど伴ひて伊勢の宮

居へぬけ参りせし時とく親々のもとにゆきて聞にもとよりひそかにぬけ出し事なれば路用のたくはへもなしといひ或はいさゝか持ゆけりなどいふに長き旅路といひ童部の事なれば草鞋の料は道行く人にこひてもあらんを海河の渡り錢心もとなしとて家々より集めしがとても不足なりければ伊勢に行て御師にたのみ己がかりうけしさまになして下向させさて己が物を出して償ひけり同村の新兵衛が親近きものにいざなはれて秩父の靈場に詣でんとするを力たらざりければ佐太郎之を助けやり又村のうちにて火災にあへるものあれば己が藪の竹を贈り猶その外にも人の急を助けしことかぞふるにいとまあらず佐太郎數十年の間農事に心を盡しみづから七段あまりの田を一人にて耕しけるが人のつくれるより勝りけりすべて早稻中稻晚稻とていろ／＼にわかれてそのいな草によりて去年よろしきは今年あしく年々熟不熟のあるを佐太郎があまた作れる稻草のみ年毎によく實のりければ村人も佐太郎にとひさ／＼てぞ作りけるかゝりければ人々も賞して家にあるの行跡田に有ての耕作みな佐太郎を學ぶべしなどいひあへり麥まく頃は稻をもちり年貢をも納め人々いそがはしきに日暮るゝまで種を下し

つとめて土おほはんとするに空かきくもり雨ふりぬべければたとひ人の畑にても引附し肥料の流れんは心うしとて已たいまつ燈さん土かけよなどいひ又用水かけ引比は誰か持地といふことなく水はつれぬればせき入れあまりぬればはづす先に組頭の役つとめしとき名主の年わかければ村の中の事おもだちてあつかひしが此村のゆきゝの道に大橋ありてしばしば損じしを村役人の給金少しづゝをたくはへ置て石橋になさんといふにみな心をあはせてかけ渡せしが今に朽ちざりけり一とせ世右衛門孫兵衛といふものはやり病をうれへしにその氣にふるればあしゝとてたづぬる人もとく立歸りしを佐太郎はいとふことなく貧しき者なれば米をも與へ醫藥のことをもたすけしとぞかゝる事多ければ安永七年領主より褒美して彼が持高生涯免除せしめ母にも九十歳の時扶持米をとらせきかく老ぬれば深き山に入て薪をとり遠き里に行きて役を務めんこと心もとなしなどならひよしきこへて母の命のあらんかぎり鳥目をあたへてその勞をたすけ天明五年九月には名主とぞなせりける。

〔備考〕

一 佐太郎は安永七年領主大久保加賀守より褒美を賜はり、其田地の年貢を生涯免除せられたるなり。

二 佐太郎は天明五年九月(明治四十五年)より百二十六年前五十二歳にて歿せり。

〔教授上の注意〕

一 近所の人に對する心得としては、夫々土地の状況に應じて、兒童の實際生活に近き事實を引例して適切な訓戒を施すべし。例へば、近所の人に對する禮儀作法の如きは文部省調査の作法要項を參照し、夫々土地の状況に適切なる事項を心得しめ置くを要す。

二 公益に關しては、兒童の現在に於ては、其の實行の範圍は寧ろ消極的の方面多かるべし。換言すれば、公衆の迷惑となることを爲さざるやう訓誡すること多かるべきなり。而してこれ亦土地の状況に依りて、多少其の趣きを異にすべしと雖、今その重なる事項を擧ぐれば、

一、道路公園等の樹木を折り又は橋梁等を損ぜぬこと。

二、田畑に踏み入らぬこと。

- 三、道路なき所を通行せざるは勿論凡て道路の妨害となるが如きことを爲すべからざること。
- 四、郵便函電信柱等を毀損すべからざること。
- 五、共同便所共同腰掛等を汚すべからざること。
- 六、妄りに棒ちぎれなどを道路に捨つべからざること。

◎卷 四

第一 明治天皇

〔参考〕

(一) ●御降誕 ● 明治天皇は、御諱を睦仁と申され給ひ、孝明天皇第二の皇子にして、嘉永五年九月二十二日陽曆十一月三日の御降誕なり。初め祐宮と申し奉る。萬延元年九月二十八日、親王に立たせ給ひ、御兄皇子早夭し給ひしによりて、慶應三年正月九日御賤祚あり、明治元年八月二十七日大御位に即かせ給ふ。陽曆に改算すれば十月十二日と申すなり。

御生母は、故従一位大納言中山忠能の御女慶子、世に一位局と稱し奉る御方なり。先帝は、京都の御所中山邸に御降誕ましましたれば、御生母の生家中山大納言邸を御養育所に定め、御生母の父大納言忠能卿を御養育掛に命ぜらる。御年五歳にして、親王御殿に移らせられ、後、正親町實徳卿を傳とし、故岩倉具定公、裏松良光子等を

御學友として御學問あり、天資英邁、夙に御聰明の御聞えあり、御父帝、御母後の御寵愛また一層にて、才操拔群の稱ある紅梅の典侍並に高松内侍をして、侍かせ給ひければ、御聰明は彌よ光輝を増させられ、明治の聖代此時よりぞ窺はれける。

(二) 陛下の御幼時 明治天皇の御父君 孝明天皇の叡垂文武に渡らせ給ひしことは、國民一般の業に已に承り及びぬる所なるが、明治天皇の御英明に渡らせられしも、亦實に御父孝明天皇の御氣象を受繼がせ給ひしに因ること、恐察し奉る。孝明天皇が 先帝陛下の御幼時を如何に御訓育遊ばされ給ひしかといふに、畏き事ながら 陛下御幼少の頃ほひより和漢百家の御講書は勿論のことなり、苟も學問の道とし謂へば、何によらず御學び遊ばされざるはなく、殊に御生れながらにして御健剛の御氣象に渡らせらるゝを以て、文武の道に達せさせ給ひ、天晴れ古今に比なき太子と仰がるゝに至れり。而して、御齡八歳にならせ給ふ頃より、孝明天皇には、御嗜みの歌道を、早くも 先帝陛下に御傳へ遊ばされ、毎月五六題づゝ御詠じ給ふ定めなりけるが、御聰明なる 陛下とはいへ、未だ御幼時の御事なり、毎月の御歌題には、尠からず御苦心あらせられたる由なれども、少しも之を打棄て給ひ

しことなく、必ず毎月の御詠草をば 先帝に奉らせ給ひし由にて、御幼時よりの御勵精は、慣ひ遂に性となるの理に漏れず、萬機の政を嚮はせ給ふ御繁劇の中にて、毎月よく五六十首の御製ありし所以にして、陛下の御在世中よく十萬首の御詠歌あらせられ、前代末聞の夥しき御製を拜するに至れること、全く 孝明天皇御訓育の致す所なりと漏れ承はるもいと畏し。

陛下は、御幼少の折より至極御活潑の御方にて、多くの玩具の中にも特に木馬を好ませ給ひ、近侍の者に曳かせ、御自身に打跨がり給ひて、ハイハイドウ〜と御廊下を走り廻らせて御戯れ遊ばすが常なりきとぞ。實に芽生えの頃より高き菊の香氣白羽二重の愛らしき御姿に、稚兒袴召して玩具木馬の手綱を掻い操り給ひし御姿を、畏れ多きことながら、心に描きて現今御馬上の御軍服の御雄姿を拜し奉れば、一層尊く御勇ましきを感じ奉る。

(三) 陛下の御英明 不世出の英資を備へ給ひしことは、固より天授にましますべきも、聰明なる御叡智と勇武なる御氣質とは、之を 父帝に享けさせ給へるものならんか。聞く所に依れば、我が皇室には、中興の名君なりける後三條天皇よりこの方

一つの寶冠の相傳はれるありて、歴代の天皇帝位に即かせ給ふ大禮には、必ず之を冠し給ふが常例なりとされば、御代御代に行はれし御即位式には、皆之を冠らせ給ひしかど、其寶冠の餘りに大なるより、いつもよく之に恰合し給ひし大君は、おはさざりしに、同天皇より二十五代を經、後醍醐天皇に至りてよく似合はせ給ひ、それより又二十五代目に當らせ給へる。孝明帝に至り、亦よく恰合し給ひし由なるが、而も、三皇とも分けての英主におはしませしこそいとも不思議なれ。明治維新の大業は、固より我が陛下の神武によれりとはいへ、其源を釋ぬれば、御父孝明天皇の宏斷に出でしものを繼承紹述し給ひしなり。孝明天皇の御代皇室の式微は、其極に達し、幕府の凶焰天に冲せし中に在して、皇權の恢復を圖り、臣民の上を思召して、如何に大御心を惱まし給ひしか、其加茂行幸の御時に詠み出でさせ給ひける。すまし得ぬ水に我が身は沈むとも

渴しはせじな四方の民草

の御製を拜し奉れば、躬親ら國難に殉し給ふの御覺悟あらせられし御心のほど拜察せられて涙なり。又

あぢきなや又あぢきなや葦原の

頼む甲斐なき武藏野のはら

の御嘆きを發せられて、國事多難の際急に神去り給ひし由を慮り奉れば、國民の齊しく感憤興起する處なるが、明治天皇の勇武絶倫にましまして、御即位の當年、直ちに英斷を施し給ひ、七百年の久しき間將門に委ねし大權を一命の下に復し給へるこそ誠に尊くも畏しき極みなれ。

陛下が敷島の道に秀でさせ給ひしは、申すも畏きことなるが、抑々御幼少の砌、五歳にして中山邸より京都御所に還らせ給ひたる後、教育掛は有栖川宮熾仁親王殿下承はり、習字の如きも、親王自から御手本を認め奉り、國學漢籍は菅家高辻の諸卿が御教授申上げたるが、先帝には、御八歳の春より和歌の道を學ばせられたるが、驚くばかりなる御上達にて、未だ一年ならずして、毎月五首位づゝすらくと詠ませられ、御父帝の御添削を乞はせられたるが、天賦の御歌才は、其頃より傑出し給ひたりと。

陛下尙御幼少にて在せし頃、孝明天皇は御教育の爲にとて、千字文を特に楷草書

の二様に認めさせられ、楷書は久我建通卿、草書は綾小路有長卿讀書して奉りしが、御記憶に富ませ給へる。陛下には、悉く御暗記あり、御相手の月卿雲客が、何れも烏帽子直垂の扮装にて、代るゝ讀み上げけるを。陛下は、唯其頭文字の一字を聞き取らせ給ひしのみにて、いとも手早く御取遊ばさるゝ御聰明には、人皆驚嘆し奉りたりといふ。

陛下は、又特に御乗馬の術に秀でさせ給ひ、御幼少の折より御嗜みの深く渡らせられしが、漸く長じ給ふに従つて、益々其技進ませ給ひぬ。初めは、木馬によりて激しき御練習を積ませられけるが、實際の御乗馬も御堪能に遊ばさるゝに至りしといふ。御乗馬の御姿勢も、古來の和鞍乘に依り、常に稍前に掛らせ給ふ御姿なりしことは、觀兵式などに際して御英姿を拜せし者の普ねく知る所なり。陛下には、體量二十四貫目と申す御重量にまします事とて、御脊の稍前方へ屈ませ給ふ如くに拜し奉るは、御馬術の巧みに渡らせらるゝよりして、馬の疲勞を勞はらせ給ひての御事なりと漏れ承る。陛下は、良馬中の良馬たる金華山號、友鶴號を痛く寵愛し給ひ、常に乘御遊ばされしが、何れも死亡せしにより、其後の乘御は仙臺産の駿馬初成

といふ逸物なりしといふ。

駒に乗る技いかばり進むとも

つまづくことを省みよかし

と詠ませ給へり。之は、乗馬の技進むにつれて、心許す人の有勝ちにて、往々不測の變をなすことあるを、誡め給ひしやに拜し奉る。そのよろづに慎ませ玉へること誠に感佩の極みなり。

政務を辯はせ給ふ折も、常に御熱心におはしまし、諸司百官の奏上の書類等一々御熟覽ありて、理否を糺し給ひたる後、御裁可遊ばさるゝが常なりしとぞ。維新の鴻圖を肇め給ひしより、僅四十五年の御在世中に、我國の文物、武備、産業、教育、齊しく進歩し、寔に空前の盛觀を呈したるもの、一に陛下の御英明におはしませしが、なめにして、内は國力充實して基礎益々固く、外は國威を世界に發揚し得たるもの、實に聖恩の優渥なるに感泣するの外なかるべし。實に空前の英主なりと仰ぎ、世界の聖帝なりと慕ひ奉るもの亦理なきにあらず。

四御儉德 陛下には、一天萬乘の尊を以てして、尙よく勤儉の道を守らせ給ひ、宮廷

の御費途は申すに及ばず、御日常の供御に至るまで、節約の上にも節約を旨とせられ、殊に日露戦後の經營に御軫念あらせられて、戊申詔書を下し賜ひ以て民庶の奢侈安逸を誡め、質實勸儉の徳を勸奨し給ひ、御躬ら其鴻範を垂れ玉へる畏さよ、今拜聞し奉れる御聖徳の一斑を記し奉らん。

陛下無窮の寶祚を重ねさすべき千代田の御宮居は、初め御造營費壹千萬圓の豫定なりしに、其際陛下親しく御巡覽あらせられて宜ひけるやう、いかに太平の世なればとて、諸民悉く豊かにして其所を得るものはあらざるべし、去れば朕の宮城のみ莊麗に營まんこと朕の願ふ所にあらずとて、初めの費用を減じさせ給ひきと漏れ承る。

明治三十七八年戦役の頃、陛下には、冬季嚴寒の候に入れば、御居間に暖爐二個を据へさせらるゝが御例なりしを、餘り過分なりとて一個に減じさせ給ひきとぞ、されば、御左右に侍る武官より玉體に御障りあらせられてはとて言上する處ありしも、其都度何等御答もあらせられざりしが、是れ全く滿洲の野にある我が將卒の上を思しやり給ひしと、一は國家事あるに際して特に御節約の大御心に出でさせ

給ひしなりとぞ深く恐察し奉るべき事にこそ。

陛下曾て宮内當局者を御前近く召されて、翌年度經費概算調書に關し、種々の御下問あり、一々御答へ申上げしが、その時、苟も祖宗御祭典及慈惠救濟等の諸費用は其多きを厭はずと雖、其他の費用に於ては、御調度皇室皇族の費は、斷じて節約を旨とすべき由御沙汰ありし趣にて、當局者も聖慮のありがたきに感泣し、暫は御受けの言上をもなし能はざりきといふ。而して、皇室費は、四十四年度迄は三百萬圓に定められ、明治四十五年度よりは、漸く百五十萬圓を加へて四百五十萬圓となれり、世の進運に伴ひ、外國との御交際も頻繁を加へ、殊に朝鮮併合以來は、李王世子の撫育をも御引受あらせられ、御調度も御不自由勝なるは恐縮の外なしといふべし。過ぐる明治二年八月、淫雨頻りに到り、農作物の不作なる曾て見ざる程なりしが、陛下深く御軫念あらせられ、畏くも左の詔を下し給ひて救恤の費に充てさせ給ひしとぞ。

朕登祚以來海内多難兆億未だ綏寧せず加之今歲淫雨農を害し民將に生を遂ぐる所なからんとす、朕深く忱傷す仍て躬ら節儉する所有て以て救恤に充てんとす主者施行せよ。

と、陛下の供御を減じて御救恤に充てさせ給ふ大御心のありがたさ海山に比し奉るべくもあらず畏きことにこそ。又或年海軍擴張の計畫ありし時などは、内廷の御費途中より六ヶ年の間、年ごとに數十萬圓の金を下し賜ひ、軍艦製造の費用に充てさせ給ひ、供御を始め奉り、後宮東宮の御費用までも定額を減じて節約あらせられと漏れ承はる。

(五) 戊申詔書と御儉徳 日清日露の戦役には、空前の勝利を博して國家の勢力大に伸長せるも、戦後の疲弊は大に財政の困難を來すの狀態となり、上下の憂ふる處となる。陛下は特に此點に軫念し給ひ、此窮乏を救ふの術は、一に勤儉貯蓄の風習を國民に勸奨するに如かずとて、乃ち明治四十一年十月十三日、戊申の詔書を煥發し給ふ、聖徳無量感佩惜く處を知らず。時恰も戦勝の餘威に安んじ、人々動もすれば怠慢奢侈、遊惰放逸に流れんとするの時、此大詔を發して深く、誠め給ふ處ありしは、上下國民の肺肝に徹して、千古の下忘るべからざる所なり。特に 陛下質素にして荒怠する勿れとの大御心を以て詠み出でさせ給ひし御製に、

思ふこと思ふがまゝになれりとも身をつゝしまむことな忘れそ
我とわが心をりくかへりみよ知らずくもまよふことあり

時はかるうつはは前にありながらたゆみがちなり人の心は

といふがあり、國民の深く銘すべきことにこそ。

(六) 玉車の新造御差止め 近き頃、鐵道院にては、御料の風車は、遠く十餘年以前の調製にかゝり、文化日進の今日にては、形態舊式に屬する處ありとて、それが設計圖を添へて新調を奏請せしことありき。萬事に華美を避けて質素を旨とし給ふ。陛下には、未だ用に立つものを舊式なればとて新調するは無用の費なりと、斷じて御許し給はざりき。鐵道院にても、大御心の程を畏みて新調を見合はせ、唯御座所、寢臺敷物、窓掛等の古きものの取替へをなすに止めたりといふ。萬乗の尊を以て、僅に玉車一輛何かあらんなれど、その萬事に質素を守らせ給ふほどこそ、實に千古の鴻範を垂れ給ふところいふべけれ。

(七) 御手元金の御下賜 明治四十四年二月十一日、前古來曾有の紀元節を迎へて、實祚の無窮を頌し奉る折、端なくも御手元金中より百五十萬圓を割きて下賜せられ、無辜の窮民に醫藥を給し給ふ。誰か大御心の深遠にして聖恩の洪大無邊なるに感泣し奉らざるものあらん。ことに、國際間の御親交も日に益々繁く、玉葉の御繁榮も彌増しにして、御内帑の從て多かるべきは、まさに然るべき所なるに、却て之れ

を窮民のために割き給ふ。かくて濟生會は生れたり、吾人は感泣して辭の措く所を知らず、益々聖旨を奉戴して勤儉力行の徳を全ふせざるべからず。

〔備考〕

明治天皇の御事蹟に關しては、拙著「講堂訓話」同文館發行中「明治天皇祭」の項所載の記事を參照せられんことを望む。

〔參考〕

- 一 廣島城は舊淺野氏の居城なり魏然たる天主閣今も尙蒼穹に聳え檣臺の礎は苔蒸して濠には蓮花深く薰じそぞろ當年の俤を偲ばしむ其天主閣の下一棟の板屋こそ忝くも、我大元帥陛下が親しく御輦を註めさせられ軍國の大事を御軫念あそばされし處にぞありける今其狀況を概述して當年の御艱苦を恐察しまつるよすがとせん。
- 二 陛下の御座所は二階の前面にあり玉座は東面し白木の卓子に錦のクロロズを被ひたるあり 陛下は夜晝よひ此一間に起臥させ給ひしなり剩へ室中には二個の柱ありて其不便さいはんかたなし其側にはさゝやかなる化粧室ありそれに隣れるは侍從長等の室に當てたり廊下ををきて向側の室は軍法會議に充用したるも

のにして厚き板にて造りたる無骨なる卓子あり其側には浴室ありて陶製の浴槽を置く廊下の入口に甚く靴にて擦れたる點あり是れ 陛下が出征の將士に謁見を給ひし處なり下部の室はそれ其他の用に供したるものならん抑大本營は俄に修理したるものなれば萬事不備の點多く裝飾などもなかりしなり。

三 城を距ること十餘町京橋川の畔饒津神社と相對せる處に淺野家の庭園あり縮景園と稱す支那の洞庭湖にかたどりて泉石の美いふべからず孤鶴悠遊して塵外の思ひあり陛下には二三回これに行幸あり淺野侯に天杯を賜はりしこともあり今も其由園中の碑に刻せりこは陛下の非常避難地と定めさせ給ひし處なり。

四 城南に練兵場あり當時假議事堂ありき陛下はこれに行幸ありて大祝捷會を行はせ給ひき。

五 又宇品及吳に行幸あそばされしことありき其時は市街を徒歩にて御通過あり人民をして容易く神采を仰がしめ給ひしとぞ大御心の程尊しとも尊し。或時は又近傍の物産を蒐集せしめて御覽ありしことあり。

皇后陛下の御座所には大本營に隣れる經理部の建物を充用したりこれも小な

れども 天皇陛下の御座所よりは修理行届きたりき。
六 天皇陛下が廣島なる大本營に御着遊ばされしは、明治二十七年九月十五日(此の日我軍平壤を陥る)にして、大本營を京都に移させ玉ひしは翌年四月二十七日、宮城に御還幸遊ばされしは、同年五月三十日なり。

〔教授上の注意〕

- 一 明治四十四年紀元節の當日下賜せられたる金圓は之を基本として濟生會を設立するに至りしことをも附説すべし。
- 二 明治三十七八年戰役の時は、大本營は宮城内に置かせたまひしも、交戰中陛下が御心を盡させ玉ひしことは、二十七八年戰役に異ならざることをも附説すべし。

第二 能久親王

原據

東京偕行社内業陰會編纂能久親王事蹟・龜谷天尊渡部星峰合著北

白川宮

○龜谷天尊渡部星峰合著北白川宮

○宮の臺灣御渡航

宮には部下の將士を率ゐて五月二十二日旅順口を御船出あり、二十七日には沖繩縣中城灣に御船揃臺灣總督樺山大將も亦來られ共々に汐の八重路を押渡り、同じく二十九日と云ふに臺灣にこそ着き給ひけれ。

○御上陸後の御困難

巍々乎として臺灣の東北隅に聳ゆるものを三貂大嶺となす、之に因みてにや其山嘴の海に臨みたる方面を三貂角とそ稱ひける、近衛師團の上陸せしは此邊りなる洩底となむ云へる一荒村にして、宮の御上陸の日は雨そば降りけるが人里離れし磯邊の事として立休給ふべき軒端もなく、唯眞砂の上に幕を張りて御座所をしつらひ、いと粗末なる椅子一脚を參らせける。

抑々近衛師團は盛京省の原野にて交戰する豫定なりしかば、總て車輪編制にして、人夫の備へもなく、速かに臺灣の如き山地に來りては殆ど運搬力絶無とも謂ふ

べかりき、されば上陸の際には何れも三日分の携帯餉糧道明寺糒（まじ）を布の袋に入れしものを持ち、兵卒には猶百發の豫備彈藥を携へしめぬ、かゝる有様にて、毛布は一枚もなければ、宮の御座所すら敷き物とはあらざりしなり、折ふし樺山大將來りて此有様を見參らせ、畏しや此處は皇族の始めて御足を新王土に印し給ひし靈蹤なれば、後の世にまでも傳へなましとて、參謀長に命じ木を削りて筆太に

近衛師團長陸軍中將大勳位能久親王殿下幕營之地

と誌してぞ建られける誠に千古の名蹟とや謂はむ、やさしき大將の振舞にこそ、此夜雨降りしきり、さなきだに夢安からぬ野營なるに、蚊も多くして、得も寝られず、食物さへに乏しかりけるが、折ふし誰とも知らず畑の芋を堀取りて來にければ、近待の軍醫木村達、副官伯爵久松定謨等は、其を泥のまゝ、砂に埋め木を焚きて蒸焼となし宮に進め參らせしに、御手つから泥を掃ひ皮剝きてぞ召されける、滹沱河の麥飯も之には三舍を避くべけれ、此時宮は治に在て亂を忘れざるは古への名將とこそ承はれ、幸に生きて還るを得ば此日を卜して、毎年燒芋會を催し、後々紀念ともせめなど打戯れ給ひしとか。

○御進軍の御困難

明くれば六月一日基隆をさしてぞ進まる、御晝飯には柳割籠（やなぎわりかご）に梅干、二個、添へたるを召され、今日は殊の外美味なりとの御沙汰あり、夜に至りて頂雙溪に宿り給ふ、御寢臺は竹の簀（すゐ）に蓆（むしろ）を敷きたるものなりしと、あはれ常には桂を焚き玉をも炊かせ給はん御身の陣中に在しては士卒と勞苦を同ふし給ふて、露ばかりも御厭ひ給ふ御けしきなきぞ尊けれ、されど御供の人々には通常の米飯のみは差上げばやとて、百方慮れども、人夫少く道路險しくして運搬の便を得ず止むなく心に任せざりけり、其翌日には三貂大嶺の險を越えて漸く舍營に就き給ひしも夜の九時に及ぶまで未だ物をきこしめさず、従者思地轍氏が不虞の用にとて携へし乾菓と懷中肉汁とにて御飢を凌がせられ、明日は必ず基隆を攻落して三鞭をこそ擧げめと打笑はせられ、怪しげなる寢臺に鼾聲雷の如く、御熟睡あらせ給ひし宏量には感せぬ者こそなかりける。

此三貂大嶺の峠は上り二里下り三里以上の音に聞えし峻坂にして、凸凹繁く砂礫多く御馬に召さるべくもあらざれば、轎を進め參らせけるも、轎夫の辛勞を御覽

して畏くも棄て、召されず、士卒と同じく御徒步にて進ませ給ふ時に折悪しく雨天にして瘴風征袵を襲ひ濃霧視線を遮り濛々又漠々咫尺も猶辨せざる程なりしも宮にはキロツトを召され草鞋かひしく御脛の邊まで泥濘に塗れ青竹を杖につきて進ませ給ふにぞ左右の人々暫時の御休息を勧め参らせしも前衛は最早金較蔣附近に開戦せしならぬ之に追及せずしてなどか茲にて憇はるべきやとて將士にも先んじて嶮路をぞ進み給ふ時に前衛の遅留兵軍夫病卒ども到る處に吟呻しつゝありしが宮の御通行を見上げ奉りいづれも驚き立ちて敬禮し續々引きもさらぬ程なるが宮には其都度右手の杖を左手に移して一々御答禮遊ばされぬ左右の人々は其御疲勞のさまを見上げ斯く非常の場合には御答禮にも及ぶまじ願くは我々に於て殿下に代り奉り答禮するの榮を許させ給へと申上げしに宮には否とよ答禮にはさして苦しとも覺えず予が爲めに心配は無用にせよと宣ひてさも何氣なき御有様なりき之を見上げ奉りし者之を傳へ聞きし者何れも感激して奮ひ勵まぬ者はなく阪井聯隊長の如きは御前に参りてひれ伏しつ唯殿下と一言申上げあとに續かん言葉もなく涙に咽ぶのみなりき。

宮の三貂大嶺御通行の日は折り悪しく雨天にて凸凹繁き路を踏み冷氣を帯びし雨に打たれ死屍を乗り越へ將士を勞らひつゝ御歩行遊ばされしに忽ち一隊の賊軍顯はれて打出す玉は蔽の如く幾度か宮の御頭の上を掠めけれど幸にも御負傷とてはなかりけり。(中略)

宮には臺北府に入り師團司令部を置き給ふ時に宮は嚴暑の爲めに御身も焦んばかりにて御面の皮さへ剝げ給ひしが少しも厭はせ給ふ御氣色なく職務に勵ませ給ふにぞ御供の人々はかしこき事に思ひ参らせ日覆の爲めに白金巾にて頭巾を作りて献ぜしに宮には命だに無きものと覺悟せしにかばかりの難苦はものかは炎熱に二たび三たび顔の皮剝げなば火にも耐へなんかしと仰せて悠然炎天焦地の間を進ませけり。

○八封山の難

茲に宮は八月廿八日拂曉自ら敵狀を視察すべしと仰せありければ鮫島參謀長は餘りに賊兵と接近し居ることなれば御身に萬一の事あらむことを恐れ只管幕僚に御下命あらんことを乞ひ奉りしも宮には更に聞き入れ給はずして數人の將

士を従へ、哨兵線の側方に立ち、兩眼鏡にて暫し敵狀を視察し給ひしが、懸て側に侍べりし鮫島參謀長に向ひ、彰化附近にある敵の總勢七八千に下らざるべしと宣ひければ、參謀長は然り御賢察の通りなるべし、宮には更に明朝の彰化攻撃に就き最も困難なるは大肚溪の徒步容易なら……と宣ふ一刹那として空を掠めて飛ひ來りし榴彈、轟然爆發して土砂を蹴立て樹木を捲き上げ、百雷一時に落ちたらん響きぞなしける、アッ危険危険と隨行の將士一同絶叫したりしが、此時既に榴彈の蹴立てし土砂は宮の御全身を汚したりしなり、されど將士の狼狽に引換へ宮は從容自若、兩眼鏡を肩より脇へ掛け直しつゝ、猶も御言葉を續け給ひしも將士等一同大聲にて危険を避けられんことを言上せし爲め、其後の仰せは打消されつゝ、竟に後方に歩を移し給ひぬ、後、宮は人をして此榴彈を掘り取らしめ、常に左右に置き、愛翫し、此實歴ある一片榴彈こそ持ち歸りて予か終生の紀念ともせめと宣ひしが、悲哉昌平の安慰を得ず、入京の凱旋を俟たず、竟に異域に永眠し給ひしことや。

其れ斯くの如く宮には千難を排し、萬苦を嘗めて勇往奮進せられ、既に彰化、大姑陷、新竹、宜蘭、安平鎮地方を平定し、更に尖筆山、苗栗附近の賊を撃ち、臺灣府及び嘉義

鳳山地方を鎮定しぬ、其間、宮の親しく接し給へる戰鬪は大小殆ど五十餘回、又以て其盡瘁精勵の御有様を察し奉るに餘りありと謂つべし。

○哀悼事蹟

抑々宮には日頃御強壯に渡らせられ御持病とはましまさず、唯大連灣へ御渡海の折り些少御發熱ありけれども、直に御全快、五月八日臺北より新竹へ御進軍中、輕少の赤痢に罹らせられしも、頓て御平癒あらせられ、風土險惡水氣不良の地に御滯陣あるも頗る御壯健に伺ひまゐられしに、積日の御盡瘁意なくも、御身に障りやしけん、十月十八日嘉義御進發の折り、御腰痛み惡寒をさへ感じられければ、近侍の者共打驚きて之を軍醫長に見せ參らせ、麻拉利亞熱に罹らせ給ひしなれとて御靜臥を勧め奉りぬ、是より日々に御病氣重らせ給ふにぞ人々何れも案じ煩ひ、都に還らせ給ふて御養生在すやう切に御諫め申上げれども、宮は予近衛師團長の榮職を奉じ臺灣戡定の大任を負ひ、未だ賊徒の平定を見ざるに、何とて士卒に先ち獨り故郷に歸るべきやとて、毫も聞召さず、御輜は花軒香車には引かへ、竹簣もて作りし檐架にて御幕は綾羅錦繡にはあらて、藁を數き見るだにいぶせく淺間しきに、御供の人

々顔見合せて涙の外ぞなかりける。

二十二日王師終に臺南に入りて茲に全く新版圖鎮定の功を奏しければ、宮は御惱みの中にも如何に嬉しく聞召されけむ、覺へず萬歳を叫び給ひしと承はり、忠君愛國の御心如何に篤きやを知られぬ、同日御弟宮歩兵第四旅團長伏見宮貞愛親王御旅館に御見舞あり、御病苦の中にも御兄弟嬉しく御對面あらせらる、二十四日肺炎をさへ併發し給ひてより時々御呻吟なされ、御言葉も濺り御應答御不明の事さへ在はしけり、二十七日には御衰弱を増され、御精神朧朦として御惱みいと重せられ、御目覺の折り御容體を伺ひまつれば僅かにいと苦しと宣ふのみ、其より御熱は下りて御呼吸は増し、御脈は弱くして頻數百三十至なり、同日樺山大將參殿して、涙ながらに臺灣の賊徒掃殄し候ふは偏に殿下の御軍功にこそ候へと申上げしに、宮は莞爾として御首肯せ給へるやに覺しく、翌日北の方帝都に向ひて御目を瞑らせ給ひけり。

宮の薨じ給ひし所は臺南府なる劉が腹心某が故宅にして壯麗輪奐の美を極めたるが、此は神蹤靈跡荒廢に附すべからずとて、其筋にては堅く保存を命じたりし

が左もあるべき事にこそ。

○薨去の後の御事

宮の薨去あらせらるゝや、天皇震悼其勳功を追賞し給ひ、陸軍大將に陞任し功三級に叙して金鷄勳章及び菊花頸飾並に年金七百圓を授け賜はりしが、秘して喪を發せず十月廿九日臺灣を御船出あり、八重の潮路もいと安らかに十一月四日の朝相州横須賀にぞ着かせ給ふ。

五日喪を發し給ひ、十一日勅して國葬の大禮を以て豊島岡に葬らる。

○棠陰會編纂能久王事蹟（二五九頁以下）

明治二十八年五月十六日大總督の命令あり。近衛師團は臺灣及澎湖島を守備せんため臺灣總督の命を待ちて出發すべしとなり。是より先清國は戰利あらざるを見て一月中欽差全權大臣張蔭桓、欽差大臣邵友濂等を我國に遣はして成を請ひしかどその使節の資格備はらざりしをもてしりぞけられ、三月中更に欽差頭等全權大臣李鴻章を遣はしてその請を反覆し、三月三十日休戰條約成り、次て四月十七日媾和條約成り、五月八日批准交換せられぬ。媾和條約中遼東及び臺灣澎湖島

を我國に割讓する條あるより露獨佛三國の政府は我國の遼東を占有するを忌み四月二十三日遼東を清國に返さんことを我政府に求め政府は五月四日これを諾ひ清國をしてたゞ臺灣澎湖島をのみ割讓せしむることゝなりぬ。かくて此割讓地の守備をば近衛師團に命ぜられしなり、是日北白川宮は彰仁親王を送ると旅順に往かせ給ふ。(遼東半島御出征中なり)十七日第二軍司令官の命令あり近衛師團は第二軍の戰鬪序列を脱して大總督府に直轄せらるゝことゝなりぬ。二十二日午前十時十分宮は旅順にて薩摩丸に乘らせ給ひ午後四時臺灣へ立たせ給ふ。大本營の命によりて部隊を二次に分ちて臺灣へ輸送せしめたまふ。而して第一次に輸送すべき部隊中宮の召させ給ふ薩摩丸に乗りたるは師團司令部及陸軍少將川村景明の率ゐたる第一旅團の將校下士卒三百餘名なりき。二十六日沖繩縣中城灣に入りて停泊せさせ給ふ。二十七日午前八時頃臺灣總督樺山資紀橫濱丸に乗りて至る宮は總督の命令を受けさせ給ふ。午後六時此地を發して基隆の東北尖閣島の南五哩の處に集合せよの命令に接し薩摩丸は輸送船十一隻と俱に中城灣を發す。二十九日午前十時頃十二隻の船豫め定められたる集合地に至りぬ。須臾にして

橫濱丸至り旗號もて敵前上陸の命令を傳ふ。初め大本營の計畫に淡水を以て第一上陸點とし三貂角を以て第二上陸點となし抗抵なきときは彼より上陸し抗抵あるときは此より上陸せんと定められたりき。師團は敵前上陸の命令を受けて島民の抗抵せるを知り上下皆此行の徒ならざりしを喜びぬ。諸船の三貂角に向ひて發せんとするときは總督府の參謀橫濱丸より至りて我小蒸氣船の淡水の岸より砲撃せられしこと淡水方面に時々砲聲を聞く同島は擾亂せるものゝ如し師團は軍艦松島に導かれて三貂角に向ふべしといふ命令を傳ふかくて午後二時三貂角附近に至る。宮は機を失はんことを恐れて近衛歩兵第二聯隊及第一聯隊の半部並に騎兵一小隊を上陸せしめ給ひぬ。三貂角は砂磧にして所々に岩石露れたり。船を寄するに宜しき處は絶て無し。午後二時四十分第二聯隊第一大隊の兵約六十人風波を冒して先づ岸に登り四方を警戒し洩底を搜索せり。敵は鹽寮の西方なる林の中より射撃し續いて上陸したる第一大隊の兵應戦し敵を撃退す。第一大隊は險路を冒して且戦ひ且進み午後九時三貂臺に達し山林の中に露營す。敵窟流を隔て、我營を射撃し銃聲終夜絶えざりき。半夜に至るまで馬を上ぐる

こと能はず宮は猶薩摩丸に留らせ給ふ。三十日午前十一時大隊の前兵三貂大嶺を占領し。諸兵續きて上陸す。宮は六月一日午前七時上陸せさせ給ひて甘藷栽多たる畑に天幕張らせて住まはせ給ふ。宮は頂雙谿に至りてこゝに留まりたる前衛司令官の報告を聞かせ給へば馬を通ずべからずとぞ云ふなる。是に於て宮は此日草鞋を穿き脚絆を纏はせ給ひ雙眼鏡と辨當とを御身に附けさせ給ひて本隊の先頭と共に午後一時頂雙谿に着かせ給ふ。是日大風風なれども大方は露營せり。宮は鍛冶某が家の土間に戸板敷かせて憩はせ給ふ。隨從しまつりしものすら蚊に攻められて眠ること能はざりき。翌れば二日前衛の一部は瑞芳に進みしに敵は頑固に抗抵して退かざりしも忽ち之れを撃退す。此日基隆に向て前進するに道嶮岨にして暑氣烈しく飲料水に缺乏して士卒大に苦しむ。宮は是日師團本隊の先頭に立ちて進ませたまひしに三貂大嶺の頂に至らせ玉ひしとき瑞芳の戰鬪は闌なりしかばかたばかりなる午餐を召させ給ひてよくは憩はせ給はて阪路を降らせ給ひぬ。坂路はいよゝゝ險惡にして雨さへふりしきりぬ。宮は竹一本切らせて杖に衝かせ給ひてやうやう降りさせ給ふ。路傍に呻吟せる病める兵

卒疲れたる軍夫などの宮の過ぎさせ給ふを見まつりて驚き起ちて敬禮するもの引きも切らず宮は其度毎に右手なる御杖を左手に移させ給ひて答禮せさせ給ふ。幕僚見かねまつりて代りて答禮することを許させ給へと乞ひまつりしかど許させ給はざりき。午後三時瑞芳に着かせ給ひて敵の屯營の迹を掃ひもあへず宿營に充てさせ給ひぬ。夕餉は半ば熟せし糲を奉りぬ。幾多辛酸を嘗めて遂に基隆に達しぬ。依て獅球嶺の下なる兵營を以て今宵の宿營に充てさせ給ひぬ。即ち先づ兵卒數人營に入りて血に汚れたる床壁を洗へり。從卒中村文藏營の前に火を焚きて宮の外套の沾れたるを乾かさんとせり。宮は將校等と火の邊に立たせ給ふ。恩地轍至りて從卒を叱し何とて早く宮を營に請じまゐらせざると云へば文藏掃除未だ終らずと答ふ。其詞未だ畢らぬに營内に射撃の聲起りぬ。急に衛兵して搜索せしむれば敵兵十餘人の床下に潜伏せるあり銃を把れるあり。鉞持ちたるあり今逃れ去らんとして射撃しつるにぞありける。敵を拿へて去らしめ宮を營内に請じまつりぬ。(下略)

二十九日午前五時宮臺北を發せさせ給ひ午後三時十五分桃仔園に至らせ給ひ

林某の家に宿らせ給ふ。此夜輕き下痢症に罹らせ給ふ。三十日午前七時四十分宮桃仔園を發せさせ給ひ午時中樞に至らせ給ひ寺院に宿らせ給ふ。三十一日午後二時三十分宮中樞を發せさせ給ひ三時二十分汽車に乗らせ給ふ。五時三十分汽車大湖口を経て六時十分新竹に至る。宮は轎に乗りて兵站司令部に入らせ給ひぬ。かくて八月七日午後四時二十三分水仙嶺占領に至るまで此地に留まらせ給ひぬ。八日午前四時宮は新竹を發せさせ給ふ。此日の南勢山なる露營地は晝烈しき日を避け夜繁き露を凌ぐべき木陰だになし汲むべき露水もあらざりければ汚れたる稻田の水もて糞を蒸したるを夕餉に宮も召させ給ひぬ。十三日午後五時宮は後壠の舍營に着かせ給ひぬ。十六日宮は總督に交渉せさせ給ひて師團を前進せしむることに決せさせ給ふ。二十二日午前六時宮後壠を發せさせ給ふ。二十四日前進の策決せられしとき人人糧秣の給せざらんことを危ぶみしに宮糧なくば諸を食ひて進まんのみと宣給ひて人人を勵まさせ給ひぬ。宮は二十五日午前五時三十分大甲を發せさせ給ひ九時三十分牛馬頭に至らせ給ひぬ。二十六日宮は午前六時牛馬頭を發せさせ給ひ九時三十分大肚街なる學林に着

かせ給ふ。十一時宮汗仔頭附近に出てさせ給ひ大肚溪の岸なる步哨線を觀させ給ふ。此邊の地落花生を栽ゑたる畑多し。當時衛兵たりし新海竹太郎は後宮の騎馬銅像の原型を作りしとき宮の落花生の畑を騎行せさせ給ふ狀に擬しつ。午時宮紐もて頸に懸けさせ給へる望遠鏡を舉げて敵陣を望みつゝ幕僚と語らせ給ふとき敵の發せし七厘米の榴彈宮の頭上五米許の處を飛び過ぎて宮の背後二十米の地に墜ちぬ。幸にして彈は破裂せざりしかど土砂は迸りて宮の袴に濺ぎぬ。されど宮は意に介せさせ給はず。從容として眼鏡を放たせ給ひ幕僚を顧みて敵の兵數を語りつゞけさせ給ひぬ。幕僚危害の宮の御身に及ばんとを恐れ宮を勸めまつりて後方三十米突の凹地に退きぬ。午後一時歸路に就かせ給ひて再び大肚街なる學林に入らせ給ひぬ。廿七日午後四時三十分宮は大肚街の舍營を出てさせ給ひ本隊を汗仔頭附近に露營せしめ大肚街西北端なる寺院に憩はせ給ひぬ。二十八日午前五時宮は舍營を出て、河岸に駐らせ給ひ八卦山の陥るころほひ河を涉らせたまひ七時二十分騎兵大隊嘉義街道の敵を追撃せんとを命ぜさせ給ひ十時八卦山の上におはりて再び臨機の諸命令を發せさせ給らぬ。宮は彰化に入

らせ給ひて師團司令部を臺灣府廳に置き廳内なる敵將黎景順が家に舍らせ給ふ。總督の命令至る。師團は南進を停止し臺南方向を偵察せよとなり總督は宮に祝捷電報を送りぬ。九月一日彰化の捷を褒めさせ給ふ勅語及皇后宮の令旨至る。二日宮は午前七時鹿港を觀に出て立たせ給ひ、九時四十分鹿港に至らせ給ひ第一師團司令部等を訪はせ給ひ午後二時彰化に還らせ給ふ。此頃彰化に瘴行はれて在院患者千二百に至り輕症者入院すること能はず新に四百人を容るゝ病院を作る。二十七日宮明日途に就かせ給はんとなす。二十八日大雨洪水のために兵を勅めて發せしめず、三十日宮の乘馬(宮城野)病みて馬廐に送らる。十月三日宮は彰化を立たひ給ひ十一時五十分員林街に憩はせ給ひ午後三時四十分南港西莊に著かせ給ふ。四日宮北斗に行きて洪水の狀を觀明日の前衛の前進を計劃せさせ給ふ。六日午前八時十五分宮は南港西莊を立たせ給ひ午後二時北斗につかせ給ふ。宮は七日午前六時十五分北斗を發せさせ給ひ十一時刺桐港に着かせ給ふ。八日午前六時刺桐港を發せさせ給ひ午後八時十分露營地に着かせ給ひぬ。九日午前六時宮は大甫林南方の露營地を立たせ給ひ十時嘉義の北方六百米突の地に至らせ

給ひぬ。參謀長大樹の陰に案内しまつり宮はこゝにて民家より借り來る椅子に坐して敵情を聽かせ給ひ嘉義の陷るに臨みて所屬部隊に追撃を命ぜさせ給ひ午後一時嘉義に入りて舊縣廳に舍營せさせ給ふ。十日宮は暫く嘉義に留らせ給ふ。十月十七日宮は明日嘉義を發せさせ給ふべき準備をせさせ給ふほどに夜に入りて發熱せさせ給ふ。師團軍醫部長木村達診しまつるに舌の白苔を被れる外徴候の認むべきものなかりき。達は瘧と診斷しつ。十八日宮は午前三時惡感腰痛を覺えさせ給ひしかど七時病を力めて嘉義を發せさせ給ひ午後一時二十分大茄茅に至らせ給ふ。此時達診しまつるに後頭重、口渴、全身倦怠などおはしましき一時三十分體溫三十八度、四脈八十一至おはしき、鹽酸規尼涅を上りぬ。安溪寮に着かせ給ふに竹の門ある矮屋にて宮の居させ給ふ室は疊八枚ばかり敷きつべき處なりしが壁濕ひて小き菌をさへ生じたりき、扉を脱して地に横へ藁を敷きて宮を寢させまつりぬ。されど宮は此夜をば安眠せさせ給ひぬ。十九日午前六時出て立たせ給ふとき御馬に乘らせ給ふべくもあらねば轎に宮を載せ參らせつ、午後五時宮古旗後に着かせ給ふ。二十日朝體溫三十八度、五脈九十二至にして食思振は

せ給はず、輦に乗りて古旗後を立たせ給ひ午後四時半灣裡に至らせ給ひ五時半某の民家に宿りましぬ。夕の體温三十九度八脈九十二至なりき。半夜下痢のため次硝酸蒼鉛を上る。二十一日宮は體温三十九度五脈百至はしき。著しく疲れさせ給ふと見えさせ給ひしかば輦に載せまゐらすべしにあらざとて竹四本を結びて長方形になしこれに蓆を張り藁を敷き毛布を展べ上に竹を架して淺葱色の木綿布を覆ひて日を遮るやうに補理しりひこれに載せまつりて土人に昇がせ午前七時灣裡を立ちぬ。午後三時大目降に著かせ給ふ。夕の體温四十度一脈百〇一
至倦怠甚しきを覺えさせ給ふ。二十二日午前七時昇かれて大目降を發せさせ給ひ午後五時臺南に着かせ給ふ。夕の體温四十度二脈百〇一至はしましければ徹夜して看病せしむ。二十三日午前十一時新に選ひ定めたる家に移らせ給ふ。宮の居させ給ふは半ば床板を張り半ば直土ひたつちのまゝなる疊四枚ばかりを敷きつべき室なり、幅三尺の窓に玻璃戸を立つ籐の臥床一つ求め得て宮を寝させまつる。午後三時諸病稍増悪せさせ給ふ。軍醫三人來診しまつる。夕の體温三十九度九脈百二十至夜譫語せさせ給ふ。かくて病は漸次増すのみ全身粘汗を帯びさせ給

ひ時々精神朦朧におはす、二十八日午前三時三十分脈不正にして百三十五至。五時體温三十九度六脈百三十六至呼吸四五四肢厥冷して冷汗を流させ給ふ。人事を省せさせ給はず、手のあらん限り療養し奉りしも同七時十五分病革びんかくになりて幾ならぬに薨ぜさせ給ふ。貞愛親王、樺山資紀、高島勲之助、乃木希典の諸將別を御遺骸に告げまゐらせ秘して喪を發せず。川村景明此日より近衛師團長の職務を代理す。

二十九日歩兵少佐本壽人の率ゐる一行宮の御輦を奉じて臺南を發す。表には宮御病のために歸らせ給ふと沙汰せしめき。安平にて御輦を西京丸に載せまつり軍艦吉野もて護衛しまつる。十時三十分拔錨す。出征の諸將別れを惜み埠頭に送りまつる。十一月一日宮に菊花頸飾章を賜ひ又功三級に叙して金鷄勳章を賜ふ。二日臺南を平定せしを褒めさせ給ふ勅語及皇后宮令旨近衛師團に至りぬ。同四日午前七時四十分御輦を載せたる船横須賀の港に入りぬ。奉迎の貴顯數百人。夜御輦を汽車に移しまつりて横須賀を發しつ。是日宮は陸軍大將に任ぜさせ給ひ金壹萬圓を賜はらせ給ふ。五日午前〇時四十五分御輦の汽車新橋に至り

同午前二時御柩を霞ヶ關なる御館に昇き入れまつりぬ。同午前七時十分喪を發す。次で上野日光兩輪王寺へ法會を行ふことを命せらる輪王寺は宮に法諡を上りて鎮護王院と曰ふ。十一日午前七時棺前祭を行ふ。聖上皇太后皇后皇太子使を遣はして代拜せしめられ棺を輦に上す。九時御柩を出す。十一時三十分御柩豊島岡に至りぬ。葬場祭を行ひ御柩を埋みまつる。かくて二十八日近衛師團凱旋し畢りぬ。十二月十日近衛師團の諸隊復員し畢りぬ。師團の將卒臺灣に死せし者千四百餘人なりき。

十一月四日豊島岡の墓成りぬ。高さ一丈六尺の伊豫の自然石に近衛師團長陸軍大將大勳位功三級能久王墓と刻せり。三十三年九月十八日臺北縣芝蘭一堡劍潭山に臺灣神社を建て、宮を齋きまつり官幣大社に列せらる。三十四年十月二十日臺灣神社成りぬ。三十六年一月二十八日宮の銅像を丸の内近衛師團歩兵營の南門外に建て、除幕す。

〔備考〕

一 豊島岡は東京小石川區護國寺境内の隣地なり。

- 二 能久親王の銅像は近衛歩兵第一、二聯隊の正門前にあり。
- 三 臺灣神社の祭神は、大國魂命、少彥名命、大己貴命及び能久親王の四座なり。
- 四 國葬とは、國家に功勞ありたる人の薨去に當り國庫の金を以て政府が葬式を行ふをいふ。

〔教授上の注意〕

本課を授くる際我國は古來國家に大事ある時は、畏くも、天皇の御身を以て御親征遊ばされし例もあり、又神功皇后は御自ら三韓を征伐したまひ、日本武尊は皇子の御身を以て東夷西賊を討ちたまひしなど、恐れ多き歴史に乏しからざることを簡単に附説し、一は以て皇室に對し奉る心得を知らしめ、一は以て有事の日に於てよく舉國一致の精神を以て國家の爲めに盡すべきことを諭すべきなり。

第三 忠君愛國

例話 谷村計介

原據 谷干城撰陸軍歩兵伍長谷村計介碑

○陸軍步兵伍長谷村計介碑

左大臣兼議定官陸軍大將二品大勳位熾仁親王冢額

嗚呼一卒一下士耳而忠勇義烈巍然炳然足以爲軍人龜鑑如谷村計介者可勝悼歎計介日向諸縣郡倉岡之士族也父曰坂元利右衛門計介其第二子出嗣谷村平兵衛家明治五年熊本鎮臺徵爲步卒七年二月佐賀人作亂臺發步兵一大隊分爲二水陸並進計介從大隊長心得大尉和田勇馬由海路入佐賀城賊遽然來攻鎗砲交發城中無糧儲彈藥缺乏勢不可支分三梯陣欲潰圍以合陸路兵計介屬中陣開門突出賊四面夾擊我兵殊死戰賊軍披靡遂得破一方然隊伍混亂又分爲三計介屬大尉奧保章且戰且走至繩取村有小川賊伏兵前岸我腹背受敵小尉三木一卒小部隊草堤放銃擊賊右翼計介挺身奮鬪遂破之涉川抵江見村見田夫疾走衆謂彼必報我動靜於賊也計介進曰我不諳地理屢迷歧路所以致賊追擊顧此距住吉津不遠我請離隊到河津艤船待沿途有賊必發銃射我諸君聞銃聲則更取他路我一死爲諸君嚮導衆感歎許之計介乃單身前行衆皆傾耳而尾之及達河津計介既艤船待乃急渡賊兵追至無船可濟我兵遂得會陸兵於府中驛是役也微計介則一部兵盡爲河上鬼亦未可知噫危哉已而大坂軍來援諸道並

進攻佐賀計介每戰甚力人稱其膽勇六月任陸軍伍長八月屬第十一大隊從臺灣之役九年神風黨之襲鎮臺也參謀大尉大迫尙敏以事在小倉聞變即還聯隊長心得少佐乃木希典使計介隨行蓋知其可倚也計介已到熊本將復赴小倉報臺下形勢倉山口秋月亂人並起諸縣釋騷變在不測乃使計介便道探偵柳川若有異狀速還報計介變形爲車夫以窺動靜以其無異狀遂至小倉十年薩人反大舉圍熊本城內外阻絕聲聞不通時余領城兵欲報守城方略於征討軍營難其人計介屬十三聯隊在城中聯隊長心得少佐川上操六與衆議舉計介密諭其意計介曰一身輕使命重計介一下士豈能辨之哉申諭再三計介沈思以之曰謹聽命矣既已聽命事保必成但復命日難期耳與少佐偕來請命余乃授教令計介俯聽退取煙煤塗全身一再摩去黑質如自然目着鶉衣啖日可以欺賊輩矣乘夜出城將赴南關爲賊所縛百方解謝不聽伺守卒眠以爪斷繩而逆潛行吉次山中再就捕計介佯爲懦夫狀股栗垂泣賊憫之解縛爲擔夫得間復逃遂達第一旅團時二月二十八日也其就縛也拷掠暴橫飲食共絕比達官軍顏色盡變遇哨兵告以實不信縛致之本營團長少將野津鎮雄召見計介歎歎不能言蓋脫苦楚終使命極不能自禁也既而徐述命令說戰狀悲壯慷慨聽者皆感歎云少將厚遇之令在營休止三月四日官軍攻田

原坂計介請列戰隊慰諭不許堅請不已乃命以傳令之事適官軍不利計介怒氣勃勃不能自抑蹶起奪他人銃單身叱咤突入賊壘中銃彈而斃年二十有五葬肥後玉名郡木葉町宇蘇浦訃至舉臺皆嘆惜焉計介爲人忠實寡言事上官恭敬有禮然眼無丁字人未之奇後發憤讀書習字非復吳下阿蒙矣嗚呼計介前以一兵卒勇奮挺身脫一部六十餘人於危難之中後以一下士堅忍不撓克達使命而終奮戰殞命勇氣凜凜使人感動謂之軍人龜鑑非溢美也計介從征役四次例當受勳章况其殊功如此設令其猶在則固當有特異之獎賞而今如此可不重悼歟頃者同志相謀建碑於靖國神社境內以傳不朽自將校迄兵卒皆欣然捐貲助之事聞勅賞其忠烈賜金若干圓計介之功於是乎炳然著聞一下士而蒙此恩寵其爲榮莫以加焉於虜盛矣哉諸子屬碑文於余承乏熊本鎮臺者兩次謁計介尤熟不得辭以不史遂援筆記其顛末如此明治十六年一月陸軍中將從四位勳二等谷干城撰 大城成瀬溫書

井 龜 泉 鐫

〔備考〕

一 西南の役 明治の初我邦新政を布き外交の歩武を進めんとするに當り朝鮮

は屢々無禮の事多かりければ陸軍大將西郷隆盛等これを怒り先づ使節として朝鮮に談判し尙さかざれば兵を起して彼を伐たんとの議を主張せしかば朝議も亦之に傾きたりしが偶々岩倉具視等西洋より歸り内治の急を説き征韓論に反對せしかば遂に其の事止みたり。是に於て隆盛等官を辭し薩摩に歸りて私學校を興し多くの壯士を養ひしが明治十年二月終に政府に問ふ所ありと稱して兵を擧げて東上を謀れり。當時熊本鎮臺司令長官谷干城は意を防守に決し自ら城樓を燒き拂ひて豫め敵の攻撃に備へ薩軍を城下に防ぎ止めて一人も東上せしめざらんことを期せり。是れより先朝廷隆盛等の官位を褫ひ二品有栖川熾仁親王を征討總督に任じ近衛及各鎮臺の兵を發せしめられたれども未だ至らざるに薩軍は既に熊本城を圍みて交戦虚日なく重圍の中にあること五十餘日糧食彈藥殆んど盡き日ならずして落城に至らんとす。會たま官軍大擧して來り薩軍を内外より夾撃して之を破り始めて聯絡を通ぜり。是に於て官軍長驅して賊を破りしかば隆盛等は城山に自盡して亂平ぎたり。

二 計介が嗣ぎたる谷村家は計介の親族なり。計介生れて僅かに四十日にして

實母を喪ひ姉によりて養育せられたり。人となり温厚にして寡言、幼より騎馬を好めり。明治五年徴されて熊本鎮臺に入るや、恭敬能く上官に仕へて、深く信任せられたり。計介初め文字を知らざりしが、後感奮して書を讀み、粗ぼ大義に通ずるに至れり而して、入營後は屢々書を生家の姉に送りて、往時鞠育の恩を謝することゝを怠らざりしといふ。

三 前記谷村計介の碑は、東京九段坂下なる牛ヶ淵公園にあり。題して軍人龜鑑と曰ふ。故有栖川大將宮の御筆なり。

四 毎年二月二十二日、東京九段坂なる靖國神社々務所に於て、熊本籠城記念會と稱する會合あり。そは、明治十年の役に、熊本城に籠れる勇士の面々と、當時谷司令長官の部下にありて苦戰健闘せる將卒等が、籠城當時の艱苦を偲ばんが爲めに開催するものなり。今や、當時の司令長官谷子爵既に薨じ、又、聯隊長心得たりし川上氏薨じたれども、尙當年の參謀少佐たりし樺山大將あり、聯隊長心得たりし乃木大將あり、此の外當時の大隊長奥元帥あり、大迫大將あり、其他現に中將少將大佐中佐等の榮職にあるもの少なからず。當日は、靖國神社の社殿に於て戰病死者の祭禮

をなし、參會者一同神酒を頂き。而して、特に當時を偲ぶ記念として、濁酒を土器に盛りて飲み、肴には鹽鱒の焼魚などを食す。又薩摩汁粟飯等の珍らしき馳走ありて、當時の追懷談に餘念なしといふ。

〔教授上の注意〕

本課教授の際、戰死者記念碑等に對しては、常に敬意を失はざるやう注意すべきことを諭すべし。

第四 靖國神社

〔參考〕

一 靖國神社は、明治二年に、招魂社として、國難に殉したる戰士の靈を慰めんがために祭典を行はれたるを始めとす。當時は仁和寺宮、小松宮、有栖川宮等の皇族方御自身御祭典を行はせられたり。

二 明治維新の際起れる戰爭は、鳥羽伏見の戰爭、上野の戰爭、函館の役等を其重要なものとす。鳥羽伏見の戰は、慶應三年徳川十五代將軍慶喜公が大政を朝廷に奉

還し、天下の政治は悉く朝廷より出づることとなりしが、當時慶喜公は京都守護の任に當れる薩藩に對して快からず思ふことあり、遂に之を討たんと欲し、明治元年正月、會津桑名二藩の兵を京都に上らしむ。此時慶喜公は大阪にあり、京都の官軍は徳川氏の軍を伏見鳥羽に迎へ撃ちて之を走らせ、進んで大阪に入りしかば、慶喜公は海上江戸に逃れたり。之より有栖川宮熾仁親王征東大總督に任ぜられ、官軍大舉して江戸を討ちしが、慶喜公退隱して罪を請ひ、江戸城を明け渡せり。

然るに、此の時徳川氏の臣下に、此の舉を不服に思ふものあり、彰義隊と稱して、江戸の上野東叡山に據り、官軍の命に抗せしかば、官軍攻めて之を平げたり、之を上野の役といふ。實に明治元年五月なり。

斯くて上野を逃れて落ち延びたる賊は、東下して宇都宮、日光等に據りしが、皆退けられたり。是れより先、榎本武揚、自ら軍艦を率ゐて江戸灣より逃れ、北海道に至り、函館に據りたれば、官軍は進んで之を攻め、遂に榎本等を降参せしめたり。之を函館の役といふ。

三 維新前に於ける殉難者にして此の社に祀られたる重なる人々は吉田松陰佐

久間象山、武田耕雲、齋藤本鐵、石平野國臣等の諸士なり。

四 偕て、是等の戦役に討死したる官軍の將士の爲めに招魂社を立て、祭典を行はるゝに至りしは、現に靖國神社の御前に銅像となりて、高く全都を瞰下せる故兵部大輔大村益次郎(當時軍務官副知官事)大に力を盡したり。大村益次郎は山口の人にして、早くより兵學を學び、上野の彰義隊を征伐し、又仙臺地方に起りたる舊幕臣の朝敵に對しても、屢々謀を用ひて勝を得たり。明治二年招魂社を建つるに付きては、其の功實に著しかりしが、同年九月公用を帯びて京都に赴き、三條通りの旅舎に投じけるに、偶々四日の夜刺客の毒刃にかゝり、十一月五日遂に倒れたり。

五 天皇陛下は、長くも忠勇なる將士が身命を棄て、國家の爲めに殉したる功績を思召し給ひ、明治七年一月二十七日には、親しく招魂社に御参拜あらせられ、赤地青地の大和錦を納め給ひ、「我國のためをつくせる人々の名を武藏野にとむるたまがき」て、御製の宸翰をも賜はりたり。其後も親しく御参拜あらせられしこと屢々あり、前後實に五回行幸あらせ給へり。其の外、年々の大祭には必ず勅使を立てさせ給ふ。

六 靖國神社に奉祀せる神靈は俗に十萬の生靈と稱す。明治三十八年十月の調査によれば、其の數實に五萬六千八百八十五柱なり。(其の後尙増祀せり。)

〔教授上の注意〕

- 一 此の課を授くるには、卷二第十九、皇大神宮を授くる注意として擧げたるが如く、先づ靖國神社の社殿及び境内の有様等につきて其の實況を説明して、如何にも尊き御社なることを感ぜしめ、然る後神社の性質又は其の歴史等を説くを可とす。
- 二 尙靖國神社の事に關する教授資料としては、拙著「祝祭日及國民記念日講堂訓話」(東京同文館發行)に其の詳細を載せたれば、ついで参照せられんことを望む。

第五 志を立てよ

例話 豊臣秀吉

原據 太閤素生記・太閤記・豊臣秀吉譜

○太閤素生記

尾州愛智郡の内に上中村、中々村、下中村と云ふ所あり秀吉は中々村にて出生

天文五^丙年正月大朔日^巳日出と均く誕生^{幼名孫改}後筑前守信長公より羽柴氏を賜故に羽柴筑前守と號後任關白て豊臣の姓を賜薨去後豊國大明神と號山城國東山阿彌陀ヶ峯と云山の上に太閤死骸をば奉^東帶大さ成壺に入朱にて詰之棺槨に入奉納麓に西向に廟を立る。

慶長三^戌年八月十八日^巳午の刻薨去六十三歳。

父は木下彌右衛門と云中々村の人信長公の親父信秀鐵炮足輕也愛かしこにて働あり就夫手を負五體不叶中々村へ引込百姓と成る太閤と瑞龍院秀吉の姉を手に持ち其後秀吉八歳の時父彌右衛門死去。

秀吉母公も同國ごきそ村と云所に生れて木下彌右衛門所へ嫁し秀吉と瑞龍院とを持木下彌右衛門死去之のち後家と成て二人の子をはぐみ中々村に居る。

信秀織田備後守家に竹阿彌と云同朋あり中々村の生れの者なり病氣故中々村へ引込む所の者是を幸に木下彌右衛門後家秀吉母の方へ入る。

右之段世間に不知之秀吉を竹阿彌子にて幼名を小竹と云々又日輪母の懷中へ入と夢に見て懷妊したる子なればとて幼名日吉丸と云説も有り二名共に不信。

太閤十六歲天文二年春中々村を出られ父死去の節猿に永樂一貫遺物として置く此の錢を少し分け持て清洲を行下々の木綿ぬのこをぬふ大き成る針を調へ懐に入先鳴海迄來て此針を與て食に代る又針を以て草鞋に代る如此針を路次の便となして遠州濱松へ來らる濱松の町はづれ牽馬の川と云邊に白き木綿の垢つきたるを著て立廻らる。

其比遠江濱松の城守は飯尾豊前と云て今川家の幕下の者なり又近所久能と云所あり松下加兵衛と云者小城の主なり是も今川の幕下なり故に久能より濱松へ至る道にて猿を見付異形成る者也猿かと思へば人々かと思へば猿なり何國より來る何者ぞ聞けと人を以て問猿か云吾は尾張より來れりと又問幼少の者の遠路何事にて是迄來れると云奉公望にて來れると云立飯て加兵衛に此旨を告る加兵衛笑て吾に奉公すべきかと又聞く畏る由申夫より濱松へ連行豊前に對し加兵衛か云道にて異形成る者を見付けたり猿かと思れば人人かと思れば猿なり御覽あれとて召出す豊前か子共幼き娘なと出て是を見る又かたはらの者なと是を見て笑皮の付たる栗を取出して與之口にて皮をむき喰口本猿に均し夫より此方彼方

と愛せられ或は古き小袖を得絹袖の衣裳を得沐浴なとさせ袴などを著する然は其形ち清らにして始の形に異なり初は加兵衛草履取なと一所に置く後は引上げ加兵衛手本にて使に彼是一つとして加兵衛が心に不叶と云事なし後は加兵衛納戸の取入取出しを申し付る先より居たる小姓共是をねたみ香芥か失れば猿が盗みたるらんと云小刀か失れば猿か取たると云印籠巾着鼻紙など失れば猿を疑ふ加兵衛慈悲成る者にて遠國行衛も不知者故如此無實を云懸ると不便に思ひ其品々を云聞せ本國へ歸れと云て永樂三十疋を與へ暇をくるゝ是を路錢として猿清洲に至猿奉公に出て中一年有て十八歳の時也。

此事を太閤記に加兵衛猿に云尾張に桶革胴にかはりて胴丸と云具足ありと聞く調來れと云て黄金五兩を預ると夫を取て尾張へ行其金にて支度して信長へ奉公に出るとあり不信太閤生れ付堅く理知儀にて左様の心に非ず又行衛もなき幼猿に加兵衛黄金五兩頂くべき義にあらず又具足を調來れと其世倅に云べき理に非ず猶不信。

其比信長小人にがんまぐ一若と云て小人頭二人あり彼一若中々村の者也猿父

猿共に能知之。一若所へ猿來る。一若是を見て驚此三年何國に有つるや。母歎悲しむ急行て逢へと云て遣す。母之を見て悦事無限夫より一若を頼み信長御草履取に出る少し内にへあがりて小人頭と成るが。んま一若猿三人の小人頭の内猿は秀吉也。依之藤吉郎と名を改日々月々毎經上て信長公の代に播磨一國を給ふ。此時羽柴筑前守と號す。

尾州愛智郡中々村の住秀吉父木下彌右衛門は信長父織田備後守足輕なり天文十二年に死太閤八歳の時なり。

秀吉母は同國ごきその生後號大政所文祿二年死去太閤五十八の年。

○太閤記

八歳の頃同國光明寺の門弟となしけるに沙門の作法には疎し世間の取沙汰等には十を悟れる才智世に勝れ取分勇道の物語をは甚以すぎ給ひつゝ稚心にも出家は乞丐の徒を離れざる物をと思召萬雅意に振廻給ひ僧共にいとすればやの心なりしかは如案いや。此兒の氣分は中々沙門とは成すして還て佛法の碍をなすべしと衆議一決し父の方へを送りける。日吉殿父が折檻せん事を恐れ追出しつ

坊主共を打殺し寺々を可燒拂とことしく怒出られしを彼僧共童部とは思ひながら恐れをなしうつくしきかたびら扇などを送り機嫌を候ひにけり父本より家貧しければ十歳の頃より人の奴婢たらむ事を要とし方々流浪の身と成り遠三尾濃四個國の間を經廻すと云共始終春秋を一所にくらす事なかりしはひとへに氣象人にこへ度量世に勝れたる人なればまことに奴隸の手に耻しめられざるも理なり何事も寛仁大度にして物こと大やうなれば渥淫の麒麟兒の如しと世に諷しけるも亦不宜乎。

○豊臣秀吉譜 (他書に見えたる同一の事は成るべく之を録せず)

一 秀吉不知其所生或曰尾張國愛智郡中村郷筑阿彌子其母夢日輪入懷中而生之故名日吉

幼而穎悟稍長儻不常父母欲爲禪僧使往同國光明寺而爲弟子時八歲不學禪法唯好武勇其心謂僧者是乞人之徒也吾豈爲之哉於是恣其心擅其行僧厭之曰此兒爲寺中之障礙必矣不如逐之即還之於其父日吉怒罵曰吾必格殺汝等焚燒此寺而已寺僧聞其豪言而驚恐乃卑單給珍筵以還焉父母貧且賤故日吉或耕田耘草或撈排泥鱸

以餽其口。

一 永祿元年九月朔日織田信長爲ノブナガ觀木之樂而歸秀吉長跪於路傍訴曰某父仕織田大和守久矣而家單シ某亦屢受奴隸之耻故不能足蹈君門唯願仰君之資陰焉耳信長聞而笑曰汝顏似猿其心輕捷也耶遂使奉仕信長初呼曰小筑以其謂爲筑阿彌子也此處大問素生記を参照すべし

〔備考〕

- 一 足輕とは雜兵をいふ。足輕くして能く疾走し得るの意ならん。戰陣にありては斥候などをつとむ。
- 二 松下加兵衛は之綱と稱す。遠江の人遠州の一部を食み頭陀寺城に居る。

〔教授上の注意〕

一 秀吉が世に出てたる時代には機を得ば匹夫もよく起つことを得たりしも現時の如く社會の發達せる世には突飛なる希望を起すは却つて身を過る基なることをも平易に諭すべし。但し志を立つるは決して貧富によるものにあらざれば要するに今の時世に適したる道をたどりて所志を遂行し得るやう心がくべきこと

とを知らしむべし。

二 人は各其の位置にありて十分に其本分を盡すを第一とす位置低ければとて不平を起し其の務めの不満足なればとて之を怠るが如きは立身の禁物なることをも平易に説き聞かすべし。

三 又志を遂行するには縦令失敗を重ねとも屈撓すべからざることをも諭すを要す。

〔附〕

以下三課に亘りて豊臣秀吉の事蹟を例話とす。これにつき教授者の注意すべきことは斯かる偉人物の傳記は非常に豊富なる材料を吾人に供給するより動もすれば之を取扱ふに當り史實を語るに力を注ぐこと過重にして却つて當面の目的たる道德を明らかならしむることを疎かにする憂あり。要は斯かる偉人物が發揮せる道德そのものゝ深刻を兒童の腦裡に與ふるにあれば吳々も其の心して取扱ふべし。

第六 職務に勉勵せよ

例話 前課に同じ

原據 太閤記豊臣秀吉譜

○太閤記

○秀吉職務に勉勵す

信長公彼秀吉が威儀立翔たてりひを御覽じて打笑せ給ひつゝ仰けるは輔車ソウシャは猿にも似たり心もかろく見へしが氣もよく侍らんとて被召出けり。秀吉新參の事なれば御前近く事へ奉る事は及びなきにより近習の人々に近付其用などを承り一兩年は左程の體にてくらし被申けるがある時同國犬山城の近邊ヤキスガノキ燒働として信長公未明に打出給ふに馬に乘いさめる者あり誰ぞと宣へば木下藤吉郎秀吉とぞ名乗ける。其後程經て鴨鷹の爲曉かた出させ給ひつゝ誰か有ぞと尋ねさせられけるに藤吉郎是に候と答奉る敬上盡つと臣職者は必公庭に際なしと聞しが近年藤吉郎が勤め實左も有ぞかしと御威の御氣さし始て有けり如此勤め行漸日を累ね月を経しかば直に御用を奉る程に成にけり。臣としては君の御心緒ココロを能知て事へん事

爲臣上の樞要と思ひ朝には信長公の御行ひを見奉り暮には人にも問後々は伺もし侍るに好み給へる品々には第一大器にして勇才兼備り國柱にも立べき人第二名士には非共忠義の志厚く總軍をもやすく推廻すべき力も有て最負偏頗等なき士第三武名香しく萬事の裁判廉直に於軍中可勵衆才有者也。

○清洲城の割普請

或時清洲の城郭塀百間計崩れしかば大名小名等に急ぎ掛り可申旨被仰付しか共事行す廿日ばかり出来もやらて御用心も悪ければ秀吉千悔し此節は高壘深塹すべき時也東は今川義元武田信玄北は朝倉義景齋藤山城守西は佐々木承禎淺井備前守等調略を事とし武勇を專にしてすさまを伺ひ尾張國を望み思ふこと恰如戰國七雄寔に棟梁の士を聘招し介冑の士を用る折ふし如此延々に掛る事招禍に似たり危事かなとつぶやきけるを何とかしたりけん信長公さこしめし猿めは何を云ど何事ぞと問給へ共さすが可申上義にあらざれば猶豫し給へる處に是非に申候へとてかひなを取てねぢかがめ給ふ有のまゝに申せば宿老共を譏するに似たり又申さねば君の仰を背に似たり呼口は禍門なりと世の諺に傳へし事今おも

ひあたりたり、唯有のまゝに不申は悪しかりなんと思ひ御城の扉などを今世間不穩折節如此延々に掛申事にては有ましくや深堀高壘全身敵國を併せ併吞天下せんと思召大將のかゝる事や有と御普請奉行を叱けると申上げれば尤能ぞ申たりける、武勇の志有者は此こそ有度物なれ汝奉行し急拵可申と被仰付かくて宿老衆へ參て申けるは御城の扉下奉行の油斷にて遅々に及條、某奉行仕り早速に出來候やうにと御説にておはしましけるぞ其旨下奉行共に堅く被申付候はん由申ければ、唯御邊を頼入條能に計ひ候へと各被申けり、さらば割普請に沙汰し申さんとて下奉行共と相謀り百間を十組に令割符面々に充しかば翌日出來し腕木ことに松明をも掛置掃除以下さらよく見へし折節信長公御鷹野より歸らせ給ふて御覽しもあへず御感ありて御褒美不淺其晩に被召出御扶持方加増有けるこそ終を初に立る徴兆也と後にぞ思ひ知れたる。

○秀吉次第に重く用ゐらる

信長公常に民の飢寒を憫み思召故に不盡錫殊漫に不費財用唯欲賑民間給ふ故炭薪の費一とせの分何ほどにかと其奉行に問給へば千石有餘也と答へ奉る、いか

が思召けん奉行をかへよと村井に被仰付しに誰彼とさしづ申候へ共用の給す藤吉郎を召て今日より炭薪の入用汝沙汰し能に計ひ一兩年裁據致し可見旨被仰付しかば翌日より自火を燒多くの圍爐を穿鑿し一ヶ月の分を勘辨し一年の分を勘へ見るに右の三分一にも不及ほどなれば近年千石許は無左としたる費益もなき事なりとて秀吉千悔し翌年正月二十日炭薪の費往年の勘辨如此の旨御そは近く寄て申上しかば御氣色も且宜く見へにけり。

○中國征伐

天正九年六月二十五日羽柴筑前守秀吉卿數萬の軍兵を率し播州姫路を打立至、因幡國在々所々一字も不殘令放火給ふ。鳥取の城には從毛利輝元吉川式部小輔隆久森下出羽入道道與中村對馬守春次等を籠置けり。(中略)二十八日の朝よりひた／＼と取寄る其勢三重四重に及べり持楯搔楯龜甲を突よせ／＼夜に入り弓鐵炮火矢等隙もなく鯨波山海を動かし矢叫聲響天地計に夥しければ女童は絶入にけり四方の攻口より鐵炮をつるへ立曳聲を舉しかば城中にもまけしと思ひけんつるへ返しけれども城外の鐵砲に比すれば百分の一にも及ばざれば最佳し。

云々吉川式部小輔森下出羽入道中村對馬守相議し共に鳥取の城に籠りし大將けるは此危急を免るべき様もなし毛利家より救ひ給はんと有し事共も度々偽に成來て今は涸魚の身とせまれり我々三人上下の糧且々有と云共罪もなき諸人を餓季に及ばせ侍る事極めて不仁なり所詮秀吉公に降參して我々諸人の命に代て多くの人々を助けんと思ふなりとて和を乞ふに至る秀吉之を許し右三人は勇ましく切腹するに至れり。次て伯嗜國羽衣石岩倉兩城を吉川駿河守元春が攻むるをふせぐなどその功蹟の著しきことあげていふべからず。(以下略す)

○豐臣秀吉譜

一 信長嘗欲攻尾州犬山城昧爽出軍有乘馬意氣揚々者信長問曰何人哉答曰木下藤吉郎秀吉也其後信長平明爲放鷹出干野邊言曰何人相從乎秀吉對曰藤吉郎在斯信長嘉之曰可也努力焉自此而後秀吉受信長之恩願漸盛矣。

一 或時清州城壁崩可百間信長命諸士急修補之而事停滯至二十餘日秀吉曰方今東有今川義元武田信玄北有朝倉義景齊藤龍興西有佐々木承禎淺井備前守長政是固危急存亡之秋也而今城壁之崩不急修之嗚呼殆哉非招禍乎信長聞曰吁介猿也何

言哉秀吉不肯軌言信長換秀吉之手而屈之於於秀吉審言其情信長大感之曰汝監此事急修城壁矣秀吉往宿老宅曰城壁修築之事依監吏之停滯而未成故命余以是敢請使監吏敬從事宿老僉曰卿其命之因是秀吉聚役吏而相謀分百間爲十隊而修之故明日事成矣時信長放鷹而歸見之大喜加賜秩祿。

一 柴田修理亮勝家丹羽五郎左衛門長秀者信長股肱之臣也秀吉慕之摘其姓之一字而改姓羽柴。

一 同六年夏信長獵于河邊爲講武也分兵爲二爲戰爭之粧信長戲以秀吉爲一方之將磐控縱送不學而妙信長奇之。

〔備考〕

一 柴田勝家は世に甕破り柴田とも稱す。信長に仕へて軍功あり。元龜元年勝家信長の命を受けて近江長光寺城を守る佐々木承禎來り圍み兵を分ちて水道を絶つ是に於て勝家一日醜を設け且城中蓄ふる所の水を出して士卒に分つの後自ら陌刀を揮うて水甕を破り激勵死を盟ひ出て敵軍を斫る一能く千に當らざるはなく大に承禎を破る。信長厚く之を賞す。甕破り柴田の稱是より起る。信長

の死後秀吉と不和を生じ遂に秀吉の爲めに亡ぼされたり。

二 丹羽長秀も亦信長に仕へて屢々武功を立つ。信長弑せらるゝや秀吉と共に明智光秀を討ち、尋て柴田勝家等を討つ。子孫相繼ぎて今尙存し華族に列せらる。

〔教授上の注意〕

一 本課の例話中、清洲城の割普請は、秀吉が職務に勉勵せしと見んよりは、寧ろ彼の機智と見ることを得べし。されど、彼れは、職務に忠實なる餘り斯かる機智も出てたるなり。されば、要するに勉勵の必要なることに歸結せしむべし。

二 本課に因みて己れに確かに可能なりと信じたることにあらざれば妄りに大言壯語すべからざることをも訓戒すべし。

三 信長は、性頗る短氣にして部下に對すること非常に苛酷なりしことの一端を話し、秀吉は、斯かる短氣なる信長に仕へて、嘗て一事も其の意に忤ひたることなかりしを見れば、如何に秀吉が忠實に信長に仕へたりしかを知るに足るべし。此の點宜しく味はしむべきなり。

第七 皇室を尊べ

例話 前課に同じ

〔原據〕 太閤記豊臣秀吉譜續史愚抄聚樂第行幸記

○太閤記

○信長の訃報に接す

六月三日之子之刻京都よりの飛脚到來し信長公信忠卿二條本能寺にて昨日之朝惟任がために御切腹にて候急御上着有て日向守を被討平之旨長谷川宗仁より密に申來しかば、秀吉働せる事不淺然共さらぬ體にもてなし四日の朝御馬しるし計持せ陣廻りし給ふ、輝元彌降參和睦をそ請にける、秀吉公之れを許され却て毛利よりは惟任を打つための援兵をさしむくるに至りぬ。さらば明日可打立之條鐵炮五百挺弓百張旗三十本御合力有て給り候へ予も又向後疎略有ましき旨誓紙あらんとて福泉越前守並兩使を呼寄血判に及び口上を委しく宣られしかは何も承其旨輝元兩河にも申聞せ候はんと御暇申けり。

○山崎の合戦

同六月六日未之刻高松を引拂ひて東上の途に上られ十二日先勢山崎天神之馬場芥川邊に充滿せしかば後陣はやうく西宮小清水邊をぞ急ぎける。惟任へも明日十三日合戦之上可決勝負之旨云やりしかば望所の幸尤にこそとの返事有ぬ。秀吉公は兵を六個に分ち親から二萬の兵を率ゐ總勢四萬堂々として合戦の用意成りぬ。

十三日に至りて兩陣は戦を交へしかども多勢に小勢のことにて光秀は散々に打破られ遂に退なんとせしか共ならずして田の中をつたひにやうく勝龍寺の搥構にたとり着堀へ馬を乗入土圍へ乗上んとすれ共馬つかれてや有けん上得ざれば進士ありさせ給へとて馬を引上光秀を馬にいだきのせ大手の楯に着て大息をつき扱も無念至極せりはらをきらんと云しを本城へおし入にけりかくて忍びに忍びてにげ行きたれども傷を蒙りて遂に起つこと能はず自害して失せにけり日向守首を村井春長軒が郎等見知て秀吉へ持參し夥しき引出物賜はりてけり其死骸をばが出し首をつき日の岡に六月十四日明知左馬助か父二人を磔に掛給ひ

にけり。見るもの士畜生かはこを見よやと云つゝ悪まざるはなかりきかくてより秀吉の威光かゝりやき出て天下の執權は此人たるべきやうに上下媚をなしけり。

○四國征伐

天正十三年卯月廿四日四國退治として木下美濃守秀長三好孫七郎秀次此人々を副將と定六萬騎之勢を相添出船し給ふ二十五日至阿波着船し翌日長曾我部新右衛門尉元親が居城和氣之城を秀次の先勢遠卷にしけるが後はおしつめ幾重共なく打圍み棲樓を上鐵砲砲にて射すくめ既に攻入んとひしめきあへる處に戈を横へ甲を脱て請一命之間即城を請取新右衛門尉をは人質を渡し送りつかはしけり元親が舍弟長曾我部親安が居城一の宮をば秀長取巻貝鐘を鳴らし攻つめ頼て水の手を取仕寄を付弓鐵砲隙透間もなく打入く攻ければ難抱や思ひけん降人と成幕下に屬し先驅の勢に加てけり同國木津の城とて地之利全き名城有桑名左衛門督と云しもの累代之居城なり依之秀長秀次の勢を合せて取巻持楯龜甲竹多把を付攻よせ堀一重許に攻つけければ雨風はげしき夜を便り忍び出這々命計助り退にけり千石權兵衛尉は率五千騎讚州八島之城へ推寄町口を破らんと相戦互に

鎬を銷り鑿を割切先より火炎を出し込入れば突出し終日戦ひ暮し候と云共終に責破て歴々の勇士多く討捕其まゝ付入に城を乗捕城主父子兄弟九人之首をば秀吉へ進上してけり此威雄に依て四國平均に打治め七月中旬歸陣にこそ及びけれ。

○筑紫陣のこと

夫惟從文明至千元龜比君威東西に衰へ武命南北に微にして諸侯大夫をのが國に領分に有て自由の沙汰多かりけり寔畿内遠境君なきに似たりさればにや島津修理太夫義久も自國に有ながら任官し諸事任雅意不順之至甚以尾籠也。然間使者を差下し如古代令上洛奉守君命やうに可在とて天正十四年九月十二日千石權兵衛尉を先豊後まで被差遣及其沙汰之處彼猿冠者が分として上洛せよとや片腹痛きことなんめり寔に頼朝卿の近習大友一法師爾來上洛すべき事などの觸近衛殿より外今に及んで其例なし書翰見るまでもなしとて投げにけり。

(註秀吉大に怒りて自から大將とし部下將士を率ゐて遂に九州の征伐をなすに至れるなり。

新納武藏守楯籠る高迫之要害を攻めんとて五萬餘騎を差向けければ抱へ難く思

ひけん同七日の夜明のきにけり同十一日南之關之城に御本陣をよせられ十三日には堀尾茂助を番手として入置れけり。肥後熊本城は城十郎太郎居城也先陣として遠卷にし一むし蒸しければ甲を脱て降人に成しかば城を受取即掃除等よきに沙汰しけり同十六日秀吉公移り給ふて御滯坐あり。

(註大隅日向の方にては島津義久の居城も漸く攻め取られ薩摩の根城も遂に陥りしかば義久は止むなく出て秀吉公に降る。

かくて島津修理大夫義久かしらおろし侍りて染衣を着し太平寺(川内)へ參ける形勢一着極められしさまに見えて内々相伴に極り有し者六七人は是も又黒染のさまなり誠に男なりけるは二十許なる小性一人召連太平寺に至り方丈にしばし御對面の間を待しほど彌切腹の事もやあらんと取しづめたる體さすがに見えてけり是に因て島津家老七人何れも人質出し奉り御禮申上けり。此威風におそれ琉玖より使者を進上し珍物數々捧奉る高麗よりも青鷹五連獻し奉り和睦を乞請にける。

○聚樂第行幸のこと

今上皇帝十六歳にして御即位有り百官傾於巾子萬人無不合于掌也寔にいみじかりける幸なりと人皆云ひあへりけり古今富榮へぬる人を見るに氣自ゆるやかに心自正しきによれり。されば秀吉公のやうなる大臣出給ふも天氣淳に尊體胖かなるが故也此帝徳を秀吉いと有がたく思はれしかば争行幸を催しみざらんやとて天正十三年の春内野に城廓のいとなみを思し立給ふに成就に及びなば必可奉進於行幸となり其御志根深ふして蒂固かりしかば漸調り聚樂と號し里第を構四方三千歩の石のつかき山の如し。樓門のかためは鐵の柱銅の扉瑤閣星をかざり瓦の縫は玉虎風に嘯き金龍雲に吟す如此造畢せしかば天正十五年九月十八日大坂より聚樂へ御移徒有しなり萬之調度金銀つみたる船數百艘淀に至て着にけり淀よりは車五百輛人足五千人にて京着有しなり御迎として公家衆諸侯大夫、淀鳥羽邊に滿々と並居在々しかばいかめしやかにゆゝしかりけり翌日より九月下旬に至て御祝儀を奉る事恰も門前市をなすが如し儲の御所は檜皮葺なり御はしの間御こしよせあり庭上に舞臺有り左右の樂屋有り後宮の局に至るまで百工心を碎き丹青手を盡し待りしかば華麗尤甚し人皆目なれぬ事のみ云ひあへり

けり抑過ごしかたの行幸あまたたびにして其數を知らず今秀吉おほし立給ふは北山殿應永十五年室町殿永享九年の行幸の例とぞ聞え侍る鳳翥牛車等のしな久しくすたれし事共なれば知れる老人もさだかにも侍らず攝家華族之説々も區々に其争ひいと多し雖然德善院を以奉て或諸家之記録を伺ひ視或は故實の識者に尋搜し其體大かた成しけり寔不肖の身としてかゝる大功を思ひ立し事冥加之至りなりとて莫大の費をもいと給はず其用意多くのかすかすにて侍りしか共二とせ餘りにして全備せしなり大器は晚成すと云へる事も故なきに似たり去し臘月より吉日良辰を陰陽博士に仰せて撰び給ふに三月十五日となん然はあれど今年の間は夏五月に在し故にや侍りけん餘寒猶甚しう風雪いたくあれければ爰に至て殿下いや／＼吉日は余寒に勝し唯天のおだやかならん時こそ良辰なるべけれどとて三月十日比より件之日限をさしかへ給へり。

かくて寒去り暑來りしかば卯月十四日行幸あるべしとなり既に其日にも成ぬれば殿下つとに起き出禁中に至てそれ／＼の奉行職事を集め給ふていまたゆるやかなるさまに見えしを殊の外いそかせ給ひけり兼てより皆儲の御所の御氣色を

窺ひ奉るに依て衛府の輩弓箭を對し上達部以下參りつとふ、御殿の守のことなど誰々と仰定められ奉行職事悉く具したる由奏しければ即南殿に出御あり御束帶の御衣は山鳩色とかや御殿より長橋の御後まで遊道ふたんまいる、殿下御裾を取給ふ、陰陽頭反問をつとむ、國司奏鈴の奏も例のことし、殿下笏をならし給ふて勅答の由を告給ふ御劔頭中將慶親朝臣、御草鞋頭辨充房朝臣、鳳輦を御階のまによせ侍りて左右の大將御綱以下例の如く勤めらる、四あしの御門を北へ、正親町を西へ聚樂第まで十五町の間辻固六千餘人なり。

先えほしきの侍を渡し侍りて國母の准后と女御の御輿を初め大典侍御局、匂當其外女中衆の御こし五十餘町皆下簾あり、御こしうへ百餘人、御供之人々わらは姿などまでもさすがに見えて華やかかなり、其跡少し引さがつてぬり輿に侍る供奉之衆十一人何れも隨身えほし着、馬副布衣侍、雜色笠持等を具せらる。(後略)つき／＼の侍は其數を知らず馬上の裝束は五色の地に四季の華鳥を唐織うき縋り立紋縫簿などにして、蜀紅の綾羅錦繡目もあやかかなり、吉野山の春のけしき龍田川の秋のよそほひ目前に明らかなりしかば五畿の近きはもとよりも七つの道

の遠きより貴賤老少踵をつらね襟をかさねて上りつとひつゝ、寔に音にのみ聞侍りしみゆきを拜み奉らんと十三日のくれよりも町屋を頼み鳳輦に心をうつし待居たるこそ久しけれ、げに天公も感應ましますにや、天晴上る日影も一きはあざやかなり、やう／＼俗人ほの見へ管絃の聲聞えつゝ、殊勝さ中々いはん方もなし、しはし程へて鳳輦ゆるき出させ給ひければ見る人かうべを地に付け目をそばめてぞ侍りける、翠輦御車よせに着かせ給ひし時、殿下漸々禁中を出させ給ひけり、程もなくまうのほり給ひて御座につかせ給ふ時、裾をうしろにたゝみ侍りつゝ、御前にして御氣色しはしさふらはせ給ひて退出し侍りぬ、御殿の裝束をあらためおはしまし、良有て殿下亦參り給ふて各着座の儀式あり。(儀式次第略)

初献の御土器より御氣色有けり、三献には天盃、天酌、五献に及て盆香合、七献には御劍進上有り、とり／＼御さかなく、だ物、あつ物、金銀の作り華折うつふの物には蓬萊の島に鶴龜の齡松竹のみさほなるになぞらへ千年をいはひそなへ祝し奉るなり、御酒宴を張て西表の御几帳かゝげさせ給へば庭のやり水に魚のたはむれつゝいとゑんなるも時にあひて、をのかさま／＼なり、木々の梢茂りあひし若葉の中に、

をそ櫻つゝじなど咲残り春をしたふ景色鶯の聲おひてつねならぬ程を鳴様もゆかし(下略)やがて夜遊の管絃を催さる、色々の調べの中に主上御所の御つまをと殊更に聞えはべるなり、華に囀る春の鶯、梢に吟する秋の蟬、風靜かに雲おさまりて月の光一とせの晴を盡すこと疑はる、曲終宴止て感情いとふかく侍り龍顔も目なれぬ事なん興せさせ給ふ。

寔此すさび逸興有しかば御氣色ことさらに目出侍るなり、小夜も漸く更行くまゝ殿下もまかりまうしゝてしんでんに入給ふ、もやの夜るのおましのまうけいと念比なり、翌朝は公卿とく参り給ひつゝ、あさまつりごとし給ひしとなり、まうけの御前には三日のすさびおはしましてより還御なし奉らんと、兼ての御定なりしかども御氣色よろしく見え侍りしに依て猶色々のすさびを催し五日の御滯座にて還御なし奉り給ふ、今度の行幸規式後代に吾心を讀もの有て朝廷彌さかへさせ侍るやうにと祝し給ひけり。

殿下つらく禁裏仙洞の事過にしかた行末をかよはしおほし煩はせ給ふに今只堂上に在る人々は威殿下の厚恩を蒙るなり、掛も恭くも今度殿上の交を聽され

今斯の行幸に遇ひ奉る物かなと骨髓に徹し感悦せしむべき事なり、然問子々孫々に至上を守護し奉るべきこと其身の冥加なるべし。かくて誓紙を奉りぬ。

○院御所より御短冊送り侍らせ給ふ。

萬代に又八百よろづかさねても猶限なき時は此時

殿下恭なき餘りに頓て御返し

言葉の濱の眞砂は盡るとも限りあらしな君が齡は

帝叡感のあまり

あかさりし心をとむるやとりゆへ猶かへるさのおしまるゝかな

○關東及び奥羽地方征伐のこと

○小田原城を初め、其領地八ヶ國を攻めて北條氏を降伏せしめしこと(天正十八年)

(記事略)

○次て關東奥州を平定し上杉景勝伊達政宗來服せしこと

(記事略)

○朝鮮征伐のこと

○朝鮮征伐、

兵十五萬

宇喜多秀家大將、先鋒加藤清正、小西行長、

文祿元年沈惟敬ニヨリテ和ヲ乞フ。

慶長元年明王書ヲ寄

秀吉封冊ヲ裂キ再征ヲ命ズ。慶長三年五月秀吉病次テ慶長三年八月十四

日薨ズ年六十三、(詳細は略す)

○豊臣秀吉譜

- 一 天正十年六月三日長谷川宗仁馳使於秀吉曰、昨二日之朝信長信忠爲、惟任日向守光秀遭弑、秀吉聞而大驚。然不敢動情、翌日率數騎巡檢諸營、先是輝元乞和曰、可獻備中備後伯耆三國且載盟辭、至是又頻乞和、秀吉聞信長之變而欲結和議、和議愈成、
- 一 光秀既入勝龍寺、檢見其兵、則僅千人、及至日薄、虞淵而見之、則百人、之不足夜參半、光秀潛出勝龍寺、逃于伏見、赴小栗栖時野、伏蜂聚蟻、同自藪中以鐵突之、傷光秀右脇、光秀急馳而逃、行三町許、落馬、從僕驚駭、光秀曰、嚮吾爲野伏所傷、故今如此、早斬我首、可深藏之、即死、從僕取其首、以馬韉裏之、藏之於溝中、埋屍於道傍、而離散云々
- 一 十四日秀吉到三井寺、小栗栖里人持光秀首來、秀吉枕以杖、打其首曰、弑君之天罰

早來、秀吉求光秀屍而續之、磔于栗田口。

○聚樂第行寺記(群書類從卷第四十一)

一 關白太政大臣秀吉公、そのとし微若の古より勇猛人にこえ智計世にすぐれおはしまして、東夷を平らげ西戎を伐てより文武兼備へ上をあふき下をあはれふ是によりて一天の風おさまり四海の波おだやかなり去天正十年冬のはじめ、天氣を得次第昇進して恭も重職極官にいたる、時に今上皇帝十六歳にして御位に即せ給ふ百官巾子をかたふけ萬民掌を合せすといふものなし、寔君臣合體時を得たり。

延喜天曆の政にも又おさく譲らず爰に於て行幸あるべしとて聚樂と號して里第をかまへ四方三千歩の石のつかき山の如し樓門のかためは鐵のはしら鐵の扉瑤閣星を摘てたかく瓊殿天に連てそびえたり薨のかざり瓦の縫めには玉虎風にうそぶき金龍雲に吟ず。云々

餘寒ことに甚し、されば四月十四日までさしのべらる其日になりぬれば殿下とく参り給ふて奉行職事をめして尅限午時以前のよしいそがせ給ふ、かねてよりみなまうけの御所の御氣色をうかふによりて衛府の倫弓箭をたいし上達部以下

まいりつとふ御殿御留守の事などたれくと仰せ定めらる。云々

一 (註)かくて主上(正親町院天皇)後陽成天皇にはこの聚樂第に行幸ありて音樂の會、歌の會、酒饌の宴などとりくにきはみなく歡慮を慰め奉らしかば特に五日鳳輦を留めさせ給ひて御威斜ならず且つ諸臣をして末代までも皇室に忠勤をつくし奉るべき誓紙を献上し秀吉公又供御の料を献して皇運の彌榮えに榮えんことを祈りける、本書收むる處行幸の順序、諸官職の供奉、聚樂第に於ける御會のおもひき、御歌合せの歌などかきつらねたれど太閤記より抜き書きしたるものと略同じければ茲に略しぬ。

○續史愚抄

一 天正十四年(後陽成天皇)

秀吉如元爲關白。△今年賜豐臣朝臣姓尸干關白

一 天正十五年三月

一日關白太政大臣秀吉率大軍發向西國日野新大納言同伴歟。二十五日渡九州。七月二十三日秀吉凱旋于大坂城依九州平定也○九月十三日秀吉自大坂城移徙聚

樂城

一 天正十六年

三月今月聚樂第行幸無爲事也○今月中旬可有聚樂第行幸而依餘寒厲被延干麥月○四月十四日行幸關白太政大臣秀吉聚樂第先仰留守次出御關白秀吉候御廉公卿左大臣信輔已下十九人左右大將在本陣近衛將職事及殿上人右兵衛佐時慶朝臣已下廿七人司々等供奉。關白在後塵此日左右大臣宣云戶屋主雖女官所役自今可爲男子者因戶屋主男供奉云。於聚樂第有御遊御所作箏中務卿邦房親王琵琶及所作公卿殿上人已下也爲御逗留儀今日母儀准后晴子女御典侍親子以下女房數人及六宮行幸已前參會干彼第十五日關白秀吉献手本十六日於聚樂第有和哥御會題寄松祝讀師右大臣晴季講師藏人頭左中將慶親朝臣講頌飛鳥井前大納言已下上達部殿上人等十五人御製讀師關白同講師勸修寺大納言晴豐哥仙中務卿邦房親王及公卿關白秀吉已下殿上人等參仕奉行中山大納言親綱今日關白秀吉献黃金百兩金襴二十卷麝香臍二十斤龍蹄十疋等十七日於同第有舞觀覽奉行四辻前大納言公遠次有和歌當座御會十八日自聚樂第行幸還御。

- 一 天正十八年九月一日依東國平定關白秀吉歸洛。
- 二 天正二十年一月二十六日行幸太政大臣秀吉聚樂第其議一如去十六年爲御逗留儀二十七日於聚樂第有和哥御會二十八日行幸還御。

〔備考〕

一 關白とは天子を補佐し百官を總べて萬機の政を行ふ。天下の萬機を關り白すの義即ち一切の奏文を天覽に供する前に此に關白するなり。多くは大臣を以て之に補す。凡て此職に昇れば特に一座の宣旨を蒙り官左右大臣と雖太政大臣の上に座す因て一座又は一ノ上又は一ノ人と稱し一ノ所とも稱す禁中にては殿と稱し衆庶は之を尊びて殿下と稱す蓋し僭稱なり。前關白を太閤又は禪閣と稱す。(國史大辭典に據る)

二 太政大臣 太政官の長官にて定まれる職掌なく最も其任を重んず天子に師範たる人これに任ず。有徳の人を撰び其人なければ常に任ぜざる故に則闕の官とも云へり。天智天皇の時大友皇子を太政大臣となしを始めとす。人臣にては仲麿道鏡が君寵によりて此の官に就きたれども、こは元より異例なり。文徳天

皇の朝藏原良房を太政大臣に任じたるは外戚の親を以てしたるものなれども人臣として此官に就きし始めなり。清和天皇の時攝政となり爾後攝關たるものは多く太政大臣たり。(國史大辭典に據る)

三 仙洞御所 は上皇の御住所をいふ。仙洞は上皇の御事なり、されば上皇を仙人の住居に譬へて仙洞御所と稱するなり。

四 豊國神社 は山城國京都市下京區茶屋町阿彌陀峯の麓にあり。慶長三年秀吉薨ずるや之を阿彌陀峯の頂に葬り社を其麓に建つ四年四月に至りて成り豊國大明神の號を賜ひ正一位を贈らる。其の後時代の變遷と共に社殿も廢頽に傾きしが明治元年廟祠再興の勅あり六年別格官幣社に列せらる。

〔教授上の注意〕

一 本課の目的は言ふ迄もなく秀吉が皇室を尊びたる事實によりて尊皇心を養ふを以て主眼とするものなれば説話の取扱としては教師用書の第二節以下に重きを置くを要す。されど秀吉が始めて國內を平定するに至りたる順序につきては第一節に示すが如く簡単に説き聞かすを要す。

- 二 皇室に關する事を説くには、教師自ら其の用語に注意し、兒童にも成るべく之に倣はしむべし。
- 三 本課の例話を説き終りたる後、前來秀吉の話をまとめて復習し、以て秀吉が一旦志を立つるや終始主義一貫よく其の位置にありて其本分を全ふしたることを知らしむべし。

第八 孝行

例話 ふさ

原據 孝義錄

○孝行者 ふさ 寛政二年褒美三十一歳

播磨加東郡上三草村の茂兵衛が養女のふさといひけるは同郡社村の十兵衛が子にして六歳の時より此茂兵衛にやしなはれしなり茂兵衛は田畑もまたぬわしき百姓なればふさは八才の比より近きあたりの人の子もりをなし又は小使などして父の世わたりをたすけ九つ十の比には幼き心にも老かゝまれる父の草履草

鞋つくるをうき事に思ひ側にありて藁をうちあたへ又は旅人にうりなどしてその勞にかはり父の柴かりにゆきて日くるるまで歸らざることあれば出行きて迎へ歸れり十一といふより三十にあまれる今年まで或は三年或は四年又は十年あまりも人につかへて給金を二親にをくり奉公の暇をうかゞひて親の介抱に心を盡せしが天明五年父病にふしてふさにむかひ家貧しくして稚きより人の下仕へとなしぬるを恨むる色なきのみならず主もてる身の心にまかせぬ中にて末たのみなき我々を懇にいたはりぬる志の程いまさら禮いふへき言葉もなしされどものみなむくひあれば行末必さいはひ多からんなどいひて幾程なく死けり。ふさはたへぬ悲みの中にもありしまゝにて葬らん事を淺ましと思ひとり、いかにもして新に衣を調し着せんといふを聞人哀かりて其一ことにて汝が誠はとゞきぬべし後のなやみも増べければさる事さらに益なしなど、あながちに諫められ、なくなく思ひとゞまりしとなん母は綿を績きて世わたりのたつきとせしが、はては其業もはかゞしからず、ふさが給米をのみ頼みしに天明七年の飢饉によりて給米もやゝ減せしかば己がわづかの衣服まで質に入れて母の養にあて老衰へて後は、み

づから米をしらげぬる事も叶はねば主の暇はかりて、うすつきて贈り母は癩の病ありてしばしなやみしかば夜毎夜ませにかよひて介抱をなし主の用をいささかかゝざりき、かくとりくにまめやかなりしこと領主に聞えて、そこばくの金あたへて褒美せしは寛政二年二月の事なり。

〔教授上の注意〕

本課に於ける教訓の主眼は、要するに孝は親の心を安んぜしむるを以て第一とすといふことを授くるにあり。而して其の實行の道は元より種々あり、先づ親を敬すること其の一なり、次に各々其身に應じて父母の助けをなすこと其の二なり。世には、孝行は困窮の身にあらざれば行ひ難しと思ふものなきにあらず、是れ未だ孝行の眞の精神を了得せざるものなり。本課の教授に於て須らく其の精神を傳へざるべからず。

第九 兄弟
例話 備前の兄弟

原據 近世叢語獻徵先賢錄（獻徵先賢錄の記事は卷尾の「追録」を見よ）

○近世叢語 卷二

備前有兄弟爭田者更相訴訟、芳烈公（備前侯池田光政）使泉仲愛八右衛門決之、仲愛受命而歸、實兄弟於一室、使與飲食、使與浴、至於夜分、不斷焉、兄自悔謂弟曰、今所爭田、相俱耕耨、何如、弟曰、固所欲也、以告仲愛、仲愛悅曰、善哉、乃教以連枝、不可相伐、陳以禍福之義、兄弟歎歎而出、遂全、天倫云、

泉仲愛稱八右衛門熊澤了介之弟也、事備侯光政、食祿五百石、以吏事見重、備侯嘗賞其爲人曰、古昔君子也、仲愛弟野尻一成、稱藤兵衛事、岡侯久清、食祿五百石。

〔参考〕

一 泉八右衛門仲愛と號す。熊澤了介の弟、備前侯光政に事へて祿五百石を食む。性行篤、教吏事を以て重んぜらる。國主嘗て仲愛をして評定所に坐して政事を與り聞かしむ。仲愛沈黙云はず。有司竊に相笑ふ。國主之を聞いて曰く、八右衛門坐に在らば、人々敢て矯僞らず、これ大に國に益あるなり。何ぞ其言不言を問はんやと、衆皆服す、又以て八右衛門の人と爲りを知るに足るべし。所謂無爲にして能

く治むるの技倆を有する人なりき。

二 熊澤蕃山は有名なる儒者なり。寛永十一年備前岡山の芳烈公に仕ふ、時に年十六。後致仕して江州に至り四書を學び、尋いで中江藤樹につきて陽明學を修む。正保二年再び備前公に仕ふ、時に年二十七。國中大に治まる。三十九歳の時京都に退き居ること十年、後所々を遍歴し、播州明石城主松下信之に用ひられしが貞享年間將軍綱吉の意に忤ひ禁錮せらる。元祿四年七十三歳にして没す。

〔教授上の注意〕

一 本課の例話は大人の例にて、しかも其の事柄が兒童の經驗に遠きことなれば、教師は、更に兒童の境遇上、日常あり勝なる實例を擧げて適切なる訓誡を與ふるを要す。

二 本課の例話を説く際、動もすれば泉八右衛門が裁斷巧みなりしことに重きを置くに過ぐる憂なり。本課の主眼とする所は、寧ろ兄弟間の至情を十分に味はしむるにあれば、其心して取扱ふべし。

第十 召使

例話 つな

原據 若州良民傳・孝義錄

○若州良民傳卷二

綱は遠敷下中郡西津小松原の漁父角左衛門といふものゝ女なり。家極めて貧しく女綱を西津に住める三方郡の典農司の屬吏なる松見茂太夫といふものゝ家に奉公に出せり。綱年十五常に茂太夫が小兒を抱きて遊ばしむ。ある日いつもの如く兒を負ひて道の衢に出でたるに何方よりか病犬來りて飛びかからんとす。綱とても逃れがたしと思ひければ、小兒を抱きかこひて地にうつ伏になり、自ら其の上に伏して身を以て防ぐ。犬すき間もなくとびかかりて綱をかむことあまた、及び瘡數十個所に及び衣類もこれがために裂け破れ、血の流ること湧くが如く抱ける小兒まで血みどろになりぬ。然るに綱兒をかこうて少もうごかず。あたりの人みつけて驚き集りて其犬を殺し綱を介抱して其家に歸らしむ。綱主人に

向ひて云ふ。「我死することは少しもいとひ侍らず、只此兒助かり給へば此上の幸なし」と。綱は日を経ず毒氣熾に發し、苦しきもだゆ。茂太夫あはれみなげきて、醫療さま／＼につくせども、終にしろしなく、煩ふこと十日あまりにてむなしくなりぬ。是れを聞くもの知るも知らざるも涙をながしあはれまざるはなし。初め綱が傷けられしとき、父角左衛門は漁に行きて家にあらず。母そのことを聞き、茂太夫が家に走り來り、先づ小兒のことを問ふのみにて、一言女のことには及ばず。人皆綱が母といひて耻ぢざるものなりと稱しける。此事邦君に達せしかば其節をあらはれみ給ひ其父に錢を賜ふ。又一二の士民ために相はかりて碑を西津西徳寺にたて忠烈綱女之碑と誌す。碑の銘は鶴山小野先生の選む所なり。其後明和八年卯五月、吾侯猶感激の餘り角左衛門が家の租を永く免し給ひ綱が墓を西徳寺の門外に改め葬らせ給ひ、其地子をゆるし、寺僧に白金を賜ひて永く守墓の命を下し給ふ。又靈岳公も綱が忠誠を感じ給ひ、父角左衛門に料足若干を給ふ。

○孝義錄 二十六卷

○忠義者つな、明和八年つな死後褒美、

つなは、遠敷下中郡西津の小松原にすめる漁人角左衛門が娘なり。家極めてわびしければ領主の足輕松見茂太夫がもとへ奉公にいだされけるがまだとしも十五ばかりなれば、つねに主のおさな子をいだきてこゝかしこに遊びありきぬ。或時、いつものごとくに幼兒をせまひ、近きほとりの小道にいて、遊びむけるに、何か病犬馳來りて飛つきしを、つなとても遁れかたく思ひ、幼子を地にふさせ、己はそれか上にうつぶしになり、身をもておほひ防ぎけり。病犬やがて嚙付て、疵もあまた所に及び、衣破れ、血流れいて、幼子までもあけになりぬ。されども、猶動かずありける程に、近きあたりの人々、このさまを見て、はせ集り、忽に其犬を打殺し、つなを助けて、主の家にかへらしむ。さて、つなわが身の死せん事はさらにもはず、此幼子の命つゝがなく助かりておはすこそうれしけれといひけるが、日を経ずして毒氣發し、いたくくろしみけるを、茂太夫も深く憐み、心の限り醫療をつくしけれど、そのかひなくてつるにうせぬ。はじめつな疵おひける時、父は漁して家にあらず、母此よしを聞て、茂太夫が家にいそぎかけ來り、つなか事をばとはずして、幼子のあやまちやし玉はざると尋ねければ、人々さゝて、つなが母といひても、げに恥し

らぬ心ばへなりとて感じき。領主も、此事をきいて、あはれなる事に思ひ、父の角左衛門に錢をあたへ、又領主の家の人々相謀りて、西津なる西徳寺といへるに、つなが石碑をたてぬ。かくて、明和八年の五月に至りて、領主又其忠誠を賞し、代々角左衛門が家の貢をゆるし、つなが墓を西徳寺の門外に改めさせ、その地子をゆるし、寺の僧にも銀とらせて、永く墓地のちりはらふ事を命ぜしとぞ。

〔参考〕

以下の記事は總て、福井縣小濱尋常高等小學校訓導長松崎強造氏の研究にかゝり、去る明治四十四年九月五日發行の雜誌「小學校」に搭載せられたるものなり。今、氏の快諾を乞ひて爰に轉轉するを得たるは、讀者と共に喜ぶ所なり。

○石碑に刻める銘文

忠烈綱女之碑

小野鶴山

女小松原漁父角左衛門之長女也、甫十五歳家貧、賣於吏卒松見茂太夫家、常令保抱其兒、一日女負兒出遊、忽遇癩狗、女意謂嘗聞傷於癩狗者必死、乃臥兒於地、跨伏其上以身衛兒、狗直來恣咬女到十數傷、衣服爲破裂、全身流血、而凝

然不動、其家驚赴救歸、女曰吾死固其所也、惟兒得全吾願足矣、既而傷毒劇熾醫療無効、以明和己丑七月三日死、嗚呼哀哉、識與不識莫不感泣、乃葬於西徳寺中、吾大侯維民之父母、吝得其實矜其據義而死、賜錢其父以褒焉、士民等不勝感激、相共謀樹碑以旌其忠烈、銘曰、維碑非碑、汝介維石、一片丹心、濺血永碧

（小野鶴山は、豊後日出の人、若年の比久留米の儒官合原藤藏の弟子たり。後業を若林強齋先生に受け、學統を繼承して平安望楠書院に居る。寛保三年若州侯の聘に應じ、出て、小濱藩の教官となる。是に於て西依成齋をして代りて望楠に移り、教授を領せしむ。明和七年六月歿す。享年七十。墓は小濱町西福寺山腹にあり。）

○墓碑

(1) 位置 雲濱村西津にあり。前は道路を距て、民家に接し、其兩隣また民家なり。後は一帯に梨畑地に接續せり。而して、境内は間口五間に奥行二間の長方形の土地なり。

(2) 大小 碑は高さ三尺六寸横一尺二寸縦一尺一寸にして、縦四尺二寸横四尺一寸高さ二尺三寸の敷石の上に安置しあり。猶其側に明治廿六年の建設にかゝる小

碑あり。

(3) 沿革 前述の如く、綱女の墓碑は、始め士臣等相はかりて、其菩提寺なる西徳寺内にたてたるものなるが、後藩侯これを其門外に改葬せしめられたり。然るに其後月を経年を重ねるに従ひ、綱女の埋葬地につきて疑義を挿むもの出て來り、墓碑の所在地がその埋葬地と相異せることを主張せるもの多かりき。當時墓碑は道路に對して側面の位置を取り居たれば、忠烈綱女之碑の文字は道路上よりは見えざりき。然るに其後漸く荒敗して烈女の忠誠も世人の記憶を去らんとするや、明治廿六年有志相はかりて普ねく醜金をなし、境内を廣め、木柵を回らし、櫻樹を植えて風致を添ふるなど、大に面目を新にせり。其の時石碑の位置を轉じ方向をも變へて道路上より、よく文字を見得る様にせんとの説出て、將に實行せんとせしとき、會墓碑の下より綱女の石棺出て來りしかば、綱女の埋葬地に關する疑義も氷解し、同時に墓碑の位置或は方向を變ずることの宜しからざることを説くもの多く、已むを得ず其處には小碑を建て、其埋葬地たることを明にし、本石碑は敷地の中央に道路より正面の方向をとりて据ゑたるなり。而して近時に至り遠敷郡教育會本

年度明治四十四年度豫算を以て更に境内を廣め鐵柵を回らんとするの計劃あるやに聞けり。

附記 (本墓碑の世話一切につきては、始め西徳寺の寺僧之を掌りしが、同寺の衰頽に赴くと共に此事漸く行はれず、數年前より西津小學校の兒童、教師引率の下に毎月二三回づゝ來りて境内其他の掃除をなす。是れ斯かる偉人に對する禮儀なるのみならず、之を教育上より見るも誠に喜ぶべきことなり。)

○綱女に關する記録

記録といひても多く殘れるものなし。要するに其事柄の極めて簡單なるだけに、其記録の如きも毫も複雑なるものなく、唯當時諸家よりの見舞狀、弔文、藩侯の恩賜金の令狀寫など數點あるのみなり而して是等の記録は悉く崎間源太氏の保管する所となれり。

因に曰、崎間源太氏は、綱女の奉公主たりし松見茂太夫の家と親戚の關係あり。

○餘記

綱女の事蹟は、大日本人名辭書にも載せたり。されど、其の記事に誤あり。即ち其生地、遭難の年の相異せるのみならず、病犬を病狼と記せるが如きは、其主なるも

のなり。修身教科書の記事は、若州良民傳に據れるものなり。

〔備考〕

- 一 明和八年は、明治四十五年より百四十一年前なり。
- 二 恐水病は病獸に噬まれたるより起る病にして、病毒は唾に附着して直ちに人體に侵入し、恐るべき神經性の病を起す。初期にても甚しく液體を厭ひ、これを嚥下する際には痙攣性障害の現はるゝを常とし、次第に重り行きて、數日後には激烈なる痙攣を起して死す。故に疑はしき咬傷は即刻消毒し又防蝕するを可とす。近來は種痘の如く、狂犬病豫防接種術なるものバスター氏によりて發明せられ大に好果を得たりといふ。

〔教授上の注意〕

- 一 本課の目的は、召使としての心得を主眼とすと雖も土地の状況により、兒童の家庭に召使を多く者多き地方に於ては、相當に召使に對する心得に重きを置くを要す。

- 二 其の土地又は教師兒童の見聞せる範圍に於て、召使の忠實なる實例あらば、類

例として之を説話すべし。

第十一 身體

例話 伴信友

原據 信伴友全集卷二 伴信友翁傳

伴信友翁は若狭國小濱藩士なり、安永癸巳二月二十五日生る、幼名銳五郎、後洲五郎と改む特と號す、山岸次郎太夫帷智の第四子なり、後伴平右衛門信當に養はる、依て伴氏を冒す、伴氏本姓立入、後今の姓に改む、既にして同藩主酒井忠貫、忠進君に歴仕し恩遇甚厚し、後京師に祇役す、恪勤善く盡す、荐りに俸を増す、文政四年病に依て致仕す、是れより志を和漢の學に潜め敬神尊皇の志篤く、専ら國史神典を研究す、又兵籍に精し、越後流の兵法に於て大に蘊奥を極む、翁嘗て本居宣長大人著す所の古事記傳、詞の玉の緒等の書を得て之を見深く其卓識に感じ敬慕して止まず、其の教を受けんことを欲す、照會者其人なきに苦しみ、諸々の書肆につきて鈴の屋大人の書を読むものありやと問ふ、和泉屋某なるものあり、某の町某の處に村田春門なる

ものあり是れ大人の門弟なりといふ翁大に喜び乃ち往きて春門に面し意中を談ず春門之を諾し翁の名刺を大人に達す時に大人病て歿し其事を果すに至らず翁聞て沮膽哀傷措く能はず然れども意止み難く遂に歿後弟子の班に列す。翁強記博覽群書を涉獵し師翁鈴屋大人の志を繼述し其の遺缺を補ひ考纂する所多し著す所の書百有餘部校訂するもの五十餘部なり其説く所皆精確にして一つも私言を發せず特に竹榮抄の如きは滿腔の丹心を留むる所にして當時畏くも天覽に達したる程なりき。

翁素より和歌文詞には心を専らにせずと雖自ら語句秀麗高尚の氣韻ありて古代の佳調を帶ぶ故を以て後進の模範とするに足る。而して伴信友、平田篤胤、高田與清の三人を三大家といふ。翁の書を著すや日夜書齋に蟄居し塵世の社交を絶ち萬卷の書を積んで其中に坐し足戸を出でず。嚴寒極暑と雖端坐書を披き毫も惰容なし深更に至るも手に卷を釋てず京街の繁華なるも敢て顧みざるなり。床上常に述而不作信而好古の書軸を掲げ莞爾として曰くこれ吾が意を得たりと其盛夏に當ては動もすれば惰氣を生じ易し故に机上劍を倒に懸け殆んど頭に觸し

め、以て自から戒む、隆冬と雖敢て炬燵を用ゐず其老體に障りあらんことを慮りて勤むるものあれば謂て曰く惰氣を生じ易し、故に余は之を好まずと其勤勉の尋常ならざることを斯の如し。或は朝夕撲弓ウキヨミを引て射を試み或は刃引刀ヤブナイを執り空庭に出で、突撃の勢を作すこと幾百回、祁寒酷暑と雖も一日も廢せず其朝起き出づるや直ちに冷水を以て頭を冷し上逆を防ぐ極寒と雖も怠らず常に曰ふ外邪に犯さるゝは必ず血液の不循環に因ると、乃ち毎朝床を離るゝとき又寢に就くとき端坐息を吸ひ後呼出す此の如くすること三四十回、以て肢體氣の滿るを覺ゆるに至て止む。

子弟を教ふる尤も懇切、身を以て率ふ、夏に當て炎威熾くが如し家人皆堪へ難きに苦しむ、翁衣を解て檐邊に仰臥し曰く暑氣誠に強し腹中の蟲を驅るに適すと、常に子弟を机前に集め諄々訓誡す。談ずる所修身齊家尊王愛國の要にして一の雜譚あることなし、深更に至て止む、蓋し晝は心を著述に専らにし餘暇なきを以てなり。嘗つて晏起を戒めて曰く假令鶏鳴起つこと能はざるも止むことなくば天明を待てせよと、終に舉家早起の風をなす。

翁資性温厚篤實、謙退にして物に誇らず名利を好まざり來て門弟たらんと欲するもの數十有人皆斷乎として之を辭す曰く吾が學人の師となるに足らず呼んで學友とす然れども學ぶもの猶師事し後名を成すもの多し。其後名聲遠近に及び籍紳公卿より國學者高僧國手の輩を論ぜず達人名士來て刺を通ずるものあり遠く書を寄せて交際を求むるもの多かりしといふ。弘化三年十月十四日病て京都堀川所司代邸に卒す年七十四。若狹國遠敷郡伏原村發心寺に葬る。明治二十四年十二月朝廷翁が効績を追賞し特に正四位を贈り賜へり。

〔參考〕

一 嘗て友人長澤伴雄、嵐山の花を見んと鶴を齎して至る。翁戯れに歌を示して之を辭す。曰く、
行きて見ぬ人はあらしの山櫻花と文とはいづれまされり
又、或人の看花を勸められしときに、
いにしへの野中ふる道たとる身は花に心のつかぬ頃かな
と詠して應ぜざりき。

二 信友嘗て攝生の道を杉田玄伯に問ひて、七不可を得て、終生よく之を守れりといふ。

昨日非不可恨悔、明日是不可慮念、飲與食不可過度、非正物不可苟食、無事時不可服藥、類壯實不可過房、勤動作不可好安。

三 左の一稿は福井縣小濱小學校松崎強造氏が雑誌「小學校」第十四卷第二號に投載せられたるものなり。本課の良參考資料として爰に轉載の榮を得んとす。

伴信友先生に就て

伴信友先生は我國考證學者中の泰斗にして、其名聲夙に高く、其傳記の如き已に萬衆の記憶に存する所にして、改めて此に陳述するの要なかるべしと雖も、尋常第四學年の修身中には、先生に關する記事の登載あり、其微細なる經歷は兎も角もと、して、せめて此に因ある事柄なりとも記載して讀者諸賢の御參考にもと一二の事項について筆をとることとなしぬ。記事の大部は伴信友先生集第二卷より抄録せるもの也。

一 先生は若狹の小濱の人なり。

伴信友翁は若狭國小濱藩士なり。安永癸巳皇紀二四三三年二月二十五日生る。幼名銳五郎、後州五郎と改む。特又事負と號す。山岸治郎太夫惟智の第四子なり。後伴平右衛門信當に養はる。因て伴氏を冒す。伴氏は本性立入後今の姓に改む。既にして同藩士酒井忠貫忠進君に歴仕し、恩遇甚だ厚し。後京師に祇役す。恪勤善く盡す。荐りに俸を増す。文政四年病によつて致仕す。

二 志を和漢の學にひそむ。

志を和漢の學に潜め敬神尊皇の志厚く専ら國史神典を研究す。又兵籍に精し。越後流の兵法に於て大に蘊奥を極む。先生嘗て本居宣長大人著す所の記傳詞の玉の緒等の書を得て之れを見、深く其卓識に感じ敬慕して止まず、其教を受けんとを欲す。紹會者其人なきに苦しみ、諸々書肆につきて鈴の屋大人の書を読むものありやと問ふ。和泉屋某なるものあり、某の町某の所に村田春門なるものあり、これ大人の門弟なりしといふ。先生大に喜び乃ち春門に面し、意中を談ず。春門之れを諾し、先生の名刺を大人に達す。時に大人病んで歿し、其事を果すに至らず、先生聞いて沮膽哀傷措く能はず、然れども意止み難く遂に歿後弟子の斑に列す。

三 著書百有餘部、校訂五十餘部

先生博覽強記辭書を涉獵し、師翁鈴屋大人の志を繼述し、其遺缺を補ひ、考察する所多し。著す所の書百有餘部、校訂するもの五十餘部、今其著書中につき最も秀でたるものは、

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|------|
| 竹葉抄 | 長等山風 | 中外經緯傳 | 殘櫻記 | 神名帳考證 | 神社私考 |
| 瀬見小河 | 正卜考 | 假字本末 | 倭姫世記考 | 動植名彙 | 驗の松 |
| 神社古記 | 鎮鏡傳 | 松の藤蔭 | 神樂催馬樂私論 | 神樂催馬樂奇語考 | 史籍年表 |
| 言語應聲考 | 和名抄國郡考證 | 實鏡想像考 | 高橋氏文考 | 周易私論 | 神皇三辨 |
| 比古記衣 | 中臣秘要解 | 日本總國風土記 | 方術原論 | 大刀契考 | 古墓記銘 |
| 三神器故實秘抄 | 式外神社考 | 上野三碑考 | 伊勢物語雜考 | | |

等なり。其校訂せしものうち力を用ひたるものは、

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------|------|
| 日本記 | 續日本記 | 日本後記 | 續日本後記 | 三代實錄 | 文德實錄 |
| 日本紀略 | 增鏡 | 水鏡 | 大鏡 | 色葉字類抄 | 本朝世紀 |
| 帝王編年記 | 古事記傳 | 和訓栞 | 萬葉略解 | 令義解付關市令義 | 靈異記 |
| 神代卷彙誌 | 古訓古事記 | 和名類聚抄 | 群書一覽 | 國歌八編 | 雅言集覽 |

等なり。又輯録せしものは、

- 武邊叢書
- 義士流芳正編共
- 南北朝鎮西古文書
- 南朝舊記類
- 五古國文書
- 元弘日記
- 結城文書
- 古物圖彙
- 古陵墓集
- 古文集
- 古文書集
- 金石遺文
- 古文物異體字彙皇國製字
- 御禮服圖繪
- 游古世

等なり。其説く所皆精確にして、一も私言を發せず。特に竹榮抄の如きは滿腔の丹心を留むる所にして、當時長くも天覽に達したるは、紀州藩士長澤伴雄の書簡を以て知ることを得べし。

四 先生の勤勉

先生の書を著はすや日夜書齋に蟄居し塵世の社交を絶ち、萬卷の書を積んで其中に座し、足戸を出でず、嘗て友人永澤友雄嵐山の花を見んとて駕をもたらしして至る。先生戯れに國詩を示して之を辭す。

其歌は曰く、
行きて見ぬ人はあらしの山櫻花と文とは、いづれまされる

又或人の看花をすゝめられしときに

古の野中ふる道だどる身は花に心のつかぬ頃かな
と詠じて應ぜざりき。嚴冬極暑と雖も、端座書を披き毫も惰容なし、深更に至るも手に卷をすてず。京街の繁華なるも敢て顧みざるなり。床上常に述而不作、信好古の書軸を掲げ、莞爾として曰く、これ我心を得たりと。其盛夏にあつては動もすれば惰氣を生じ易し。故に机上劔を倒にかけ、殆んど頭にふれしめ以て自ら戒む。隆冬と雖も、敢て炬燵を用ひず、其老體に障あらんことを慮りて勤むるものあれば謂て曰く、惰氣を生じ易し、故に余はこれを好まずと。其勤勉の常ならざること此の如し。

五 先生平素意を養生にいたす

或は朝夕撲弓を引きて射を試み、或は双引刀を執り、空庭に出で、突撃の勢をなすこと幾百回、邪寒酷暑と雖も一日も廢せず。其朝起き出づるや、直ちに冷水を以て頭を冷し、上逆を防ぐ。極寒と雖も怠らず。常にいふ、外邪に侵さるゝは必ず血

液の不循環によると。乃ち毎朝褥をはなるゝ時、又寝につくとき、端座息を吸ひ後之れを呼出す。此の如くすること三四十回以て肢體氣の滿つるを覺ゆるに至つて止む。嘗て杉田玄白に攝生の道を問ふ七不可を書して送らる。先生喜んで左の歌を與ふ。

七不可とは、
そこひなき君が言葉を流れての世にもとゞめん水莖のあと

昨日非不可後悔、明日是不可慮念、飲與食不可過渡、非正物不可苟食、無事時不可服藥、賴壯漢不可過房、勤動作不可好安

六 勤王の志厚し

常に子弟を集めて諄々訓戒す。談ずる所修身齊家尊王愛國の要にして一の難諱あることなし。深更に至つて止む。蓋し晝は心を著書に専らにして餘暇なきを以てなり。嘗て述懐の和歌を詠じ。子弟に示して曰く、子孫必ずこの心を得よと其歌は、

事しあらば君の御楯となりぬべき身をいたづらに朽たし果めや

以て其志を見るに足るべし

七 先生又武道を疎にせず

先生常に曰く、文武の道は車の兩輪の如く、決して偏すべからずと。乃ち自ら常食の飯を節し、以て具足を購ふ。此物今猶其家に傳へて、先生愛用の机と共に家寶なり。

八 學徳一世に高し

先生資性濃厚篤實謙退にして物に誇らず、名利を好まず、來つて門弟たらんと欲するもの數十有人、皆斷乎として之を辭す。曰く、吾が學人の師となるに足らず、呼んで學友とす。然れども學ぶもの猶師事し、後名をなすもの多し。其後名聲遠近に及び、縉紳公卿より國學者高僧國手の輩を論ぜず、達人名士來つて刺を通ずるものあり、遠く書を寄せて交際を求むるもの多かりしといふ。

九 歿後の光榮

弘化三年(皇紀二五〇六年)十月十四日病んで京都堀川所司代邸に卒す。年七十四。若狹國遠敷郡伏原癸心寺に葬る。子信近に及んで翁の書を僅かに上梓して世に公にす。明治十七年四月信近の子信好故あつて先生の著書五十部を宮内省に献ず。官之れを嘉みし金を賜ふ。東京學士會院會員重野安釋氏曰く、我國近代の學者中予が最も感心するものは伴信友氏なり。氏は其著述の多きこと實に枚擧に遑あらず、然れども其何れを見ても感歎せざるものなしと。學者間に喧傳せらるゝこと此の如し。明治二十四年十二月朝廷先生の効を追賞し、特に正四位を賜ふ。

十 先生の墓碑

先生の遺骸を葬れる癸心寺は曹洞禪宗にして靈松山と號す。大永元年守護武田元光の創建する所なり。青山相繞りて境致幽邃なり。庭に紅梅の老樹あり。所謂繪旨梅なり。藏する所の什物多し。小濱町の東端市街を去る約二町。また先生の偉績を不朽に傳へんと欲し有志者相謀り、義捐を天下に募り、碑を後

瀬山の東麓琴ヶ丘にたつ、宮内省特に一百金を賜はり、舊藩主亦三百金を贈らる。明治三十五年十二月除幕式を舉ぐ碑面の題字は侯爵久我建通卿の筆にして「伴信友翁之碑」の六字を刻せり。

後瀬の山峯高うして、青戸の波千古に清く、先生の偉名萬載に傳へて更に芳ばし。

〔備考〕

- 一 信友の生れたる安永二年は明治四十五年より百三十九年前なり。
- 二 信友の著書は實に百二十部凡四百卷の多きに至る。前記圖書刊行會より發行せる「伴信友全集」と稱するものは、之を合せたるものなり。

〔教授上の注意〕

土地の状況により、或は兒童の年齢に應じて、出来るだけ家事の手傳をなすは、身體の健康に有益なることをも諭すべし。

第十二 自立自營

第十三 全 上

例話 高田善右衛門

原據 近江商人

井上政共編述

燈心を擔ふて幾回か深山を踰ゆ。

節婦其夫を助けて家事を整理す。

獨立の精神は萬業の基なり家族の和親は繁榮の本なり高田善右衛門は神崎郡なる宮庄村高田吉郎兵衛の季子にして幼名を善三郎と唱へけり父は醬油を造り之を販賣して生計とせしかば善三郎は父の許にありて其業を勵み居りしが或日奮然として吾身の行末を考へ吾れ季子に生れたれば家を繼ぐべき者にあらず斯くては父兄の厄介を免れがたし好し他家へ縁付きたればとて獨立の身にあらざれば自から好まざる業にても忌み難からん寧ろ父兄の手を離れ遠く他國に踏み入りて勞働困苦の衣を身に纏ひ天秤棒を肩に掛け自ら一家を興さんと獨立の精神は正に決すれども色には見はず只行商の念勃然として禁ずべくもあらざりけり時に文化六年善三郎は甫めて十七年なり其後折もあらば父兄に説き出んと心構へしける内去る方より縁談ありしかば父吉郎兵衛は善三郎を一間に呼び寄

せ其決心を聞き質せば善三郎は時機到れりと打ち喜び先きに決心せし事供落ちもなく説き出で遂に五兩の金を貰ひ受け伏し拜みつゝ燈心及び編笠を仕入れ荷造りも嚴重に天秤棒の端に掛け草鞋の紐を引き占めて紀伊の國を志し道を急げば程もなく紀州は有田郡に着きにけり斯くて其近隣なる日高郡にも赴きつ有田日高兩郡の間を奔走して商ひけるが此地方は熊野山路にて深山起伏し道路も甚だ峻しければ嵩張りたる荷物を擔ふては仲々登り得ず旅商は何れも困難せり殊更善三郎の荷物は燈心や編笠の事なれば重さはなくて輕けれども最も嵩張る者なれば背負ふては登られず善三郎は困じ果て一策を案じ出し棒の先きに六七貫目の石を一個括り付け棒の後には荷物の半分を結び付け遣れる半荷は藪の内に隠し置き肩にて工合を取りながら辛くも山路を登り躑へ流るゝ汗を拭ひ敢へず棒の先なる石を投げ捨て持て行きし荷物を樹立の内に隠し置き空棒を肩に掛けて山路を戻り又もや六七貫目の石を求め藪の内なる荷物を引き出して元の如くに結び付け再び山路を登り躑へ樹立の内より先に運び置きし荷物を取り出し天秤棒の前後に括りつけ峨々たる山路を過ぐれば荒野に掛り雨の日も風の日も

商賣を休む事なく幾回か此峻山を踰へ荒野を通り此處の村彼處の郡と奔走し多年一日の如く働さしかば僅か五兩の金に花咲きて若干の資金を得たればそが花を散らさずして果を結ばんと心に占め是より商品を改めて麻布、太物、吳服等を買入れ東海道や木曾街道に持ち下りて商ひしが常に天秤棒を肩にせざる事なかりしとぞ此頃日に月に持ち下り旅商大に行はれ近江の天秤棒或は千兩棒杯の評ありといふ、却説善三郎は何か用事ありて商品も持たず天秤棒も携へずして東海道の或驛に赴き彼れ是れ用事を済して日の暮れかゝる頃兼て知合の定宿に至れば下婢は盥を持ち出て、湯を酌みつ善三郎を驚と見て偕て、不思議と訝りつ、今日は連れはなきかと問ければ善三郎は其意を解せず異なことを尋ぬる婦人哉何時も一人て來るものをお連れとは誰の事ぞと問ひ返せば天秤棒の事なりけり笑譚は姑らく惜き善三郎は始めの決心を撓まさず天秤棒を友として商ひし又常に節儉を専らにせしかば爰に資産も増殖し文政八年の頃は早や年齢も三十路の坂を二つ三つ越したれば名を善右衛門と改めて妻を迎へけり嗚呼世の輕薄男兒は單に顔色の美を愛して婦徳を愛せず故に内には家庭教育の力ありて外には

其夫を勵ますの才智ある婦人を得がたし男兒妻を娶らば顔桃李の如く力は巴御前に比し才智は孟母の如き者を得べしとは餘り過分の望みなれども普通一般の才識ありて其子女を教育し又其夫を助くるの婦徳ある者を娶らざるべからず善右衛門が妻は内に家事を整理するの才智ありて外には其夫の營業を助け其精神を奨ますの婦徳ありしとぞ斯くて善右衛門は舊藩主の用を達せしこと屢々なりしかど彼の狡猾なる商賣の如く賄賂ケ間敷ことは更らになく只下民として其恩澤に浴するを忘れず最と實着に務めしかば舊藩主も大に感歎の餘り賞與を賜ひ苗字帯刀を許しけり其後善右衛門には二男二女ありけるが常に其等の子女に向て諭しける様吾れ幼少の時より商業に従事して自ら一家を興さんと心に誓ひ紀州なる熊野路に旅商せし時は幾度か峨々たる深山を踰へ蓬々たる荒野を通り炎暑にも倦まず極寒をも厭ひしことあらず然はあれども自ら商業を始めてより數十年の其間一度だも花々しき金儲けを心掛けず又せしこともなし唯正直なる商賣と節儉とを旨として勞を積み儉を重ねて遂に一家を興して其目的を達したり聞かずや財悖て入るものは又悖て出づと汝等もよく、之を心得て男は自ら警

めよ女は其夫を諫めよかしと教へつゝありしとは善右衛門が元來實着の人たるを見るに足らん倍善右衛門は晩年に至り斷然塵を避けて其家督を長子に譲り身を佛門に寄せて自ら願入と號し晏然として日を消し明治元年七十有餘の高齡を保ち家政の正に整頓せるを見て永眠の途に就けり今を距ること幾んど百年の昔なる善右衛門が畢生の事業を見るも獨立の精神は萬業の基にして家族の和親は繁榮の本たるを識る况んや明治日進の今日に競争せんとする商家をや。

左に抄録せるは、三重縣師範學校訓導大久保徳五郎氏が高田善右工門の事蹟につきて滋賀縣神崎郡北五箇莊村役場につきて實地調査せられしものなりとて、雜誌「三重教育」に掲載せられたるものなり。今氏の快諾を得て爰に掲載することとせり。

○高田善右衛門ノ事蹟

一、出生

高田善右衛門は寛政五年三月近江國神崎郡北の莊村(現今北五箇莊村大字宮莊)に生る醤油醸造業高田吉郎兵衛の季子にして幼名を善三郎と云ひ幼時より朴訥

正直十七歳迄父の業を助け醤油醸造及び販賣に従事したり

二、獨立、自活心

當時父の家は醤油醸造業と肥料商を營み有福にして數代村の庄屋を勤め近郷に聞えたる名家なりしが善右衛門は諸兄と共に從順父の業を勤み年十七歳の時思へらく我生家の名望資産に依頼し碌々安逸に生活するは男子の本分に非ずと夫れより獨立自活の精神鞏固にして動かず一夕遂に赤心を吐露して父母の許容を求め僅に五兩の資本を父より借受けたり

三、資本と商法秘訣

善右衛門は此僅少なる資本を如何に活用したるか善右衛門思へらく商業は地理を探り需用を知るにあり我今此少資本を以て輕量なる物品を仕入れ之を行商しつゝ地理及商品の需用を探るに如かずと即ち先づ美濃國岐阜に到り紙製の煙草入を仕入れ之を携帶して單身力行方向を遠く紀州路に取り行商の傍ら最も執心に視察をなし紀州地方は蠟燭の産地にして其原料たる燈心の需用少なからざるを覺り幸に煙草入を販賣して幾分かの利益を得たれば更に自國の産物なる燈

心を八幡附近にて仕入れ之を紀州地方に行商し又紀州有田郡地方にて竹の皮笠（俗に葉千代笠といふ）の需用盛にして價格の頗る不廉なるを見燈心の外に亦自國産なる竹の皮笠を日野附近にて仕入れ盛に之を行商せり蓋し當時紀州にて需用したる燈心及び竹の皮笠は近江國産物にして總て大阪なる問屋を経て供給されつゝあるを善右工門は單身力行直輸入を計りたれば紀州に於ける需用者及商人此營業費少なき廉價なる商品を購入し得るを喜び加ふるに善右工門の朴直力行を感賞し至る所厚意を以て迎へられ漸次商品の範圍を擴張し往復頻々日も亦足らず隨て少なからぬ利潤と信用とを博し得たり

四、勤勉

善右工門行商中の節儉勤勞は蓋し後世立志者の模範とするに足るべし國定修身書中に掲載せる挿畫は其當時を想像して畫けるもの峻險なる山道崎嶇たる難路は寧ろ彼れの忍耐力を練磨するの試金石なりといふべし

五、江州の天坪棒

當時善右工門の旅行するや荷物の有無に拘らず必ず擔ひ棒を携帯せり世俗所

江州の天坪棒之れなり後年商業擴張するに至り天坪棒を廢し旅行したるに途中宿場の老婦怪みて善三郎殿今日はお連れは如何なされしやと質問したるに善右工門は其意を解せず答へに窮し其天秤棒なることを聞て自ら苦笑したりといふ又以て其勤勞の非凡なりしを知るべし

六、家政

善右工門廿九才にして住宅を新築し三十三才にして木流村深尾氏の長女を娶り始めて家庭を作る善右工門の名は此時より稱せり婦深尾氏淑徳あり頗る家政の術に長ず男女四人の子を産む

七、御用金

善右工門は此の如く需用供給の商機を先見し節儉勤勞の功を積み漸次其商品を擴張し國産麻布をも販賣し遂に關東吳服を仕入れて所謂持下り商を盛大に營み手代番頭を使役し京都に支店を設け次第に繁盛の域に達し屢々藩主に少なからず献金を爲し名字帶刀を許され別格を賜はる長男成長するに及んで世を譲り七十有六歳明治元年五月十日歿す。

八、逸事

善右工門行商中某所にて商品賣代金を受取り旅宿に歸りて後現金を計算したるに一兩の過剰あることを發見したり善右工門は深夜を厭はず倉皇旅宿を出て數里の道を遠しとせず其店に至り戸を叩き主人を呼起し其過剰金を返戻したるに其主人は驚き喜んで之を受け善右工門の正直にして勞苦に堪ゆる美質に感じ常に人に告げて善右工門の成功立身を豫言したりといふ。

善右工門は取引上賣先の商人倒産して多少の損失を蒙るとあるも常に之を自己の失策不注意に出つるとなし毫も債務者を責めず又嘗て一回も破産分配の會合に列したることなく殊に訴訟係争は其最も忌むことなりしといふ彼れ曰く其時間を以て勤勞怠りなくんば損失を回復すること容易なるべしと蓋し善右衛門の時を惜むや嘗に蚤起奔走するの類に止まらざりしを知るべし。

九、人を使ふ秘訣

善右工門の傭人を使役するや善く之を愛撫し衣食常に實子等と同じくせしめ旅行中と雖傭人と勞苦を共にし少量の荷物も必ず分擔し自ら勤勞模範を示した

れば皆之れに感化せられ一族美風をなせりといふ。

十、訓言

善右工門後年諸子に告げて曰く諺に云ふ財競ふて得れば又競ふて出つと余は無知無才只正直を本として働き儉約を守りて嘗て不意の利を望まず余は後世一度も所謂金儲けなるものを爲したることなしと謙讓なる訓言何を其真意の深遠にして堅實なる後世口に經濟學の學理を語るもの善右工門の生涯を見て果して首肯する所ありや否や。

十一、肖像及畫贊

善右工門老年家道を長男に譲り隱居して佛門に歸す二男相謀り共に筆を採て父母の肖像を書き裝軸して之を藏し以て高田家子孫崇拜の尊靈となす。

十二、世襲

善右工門の家政を襲くこと既に四代分家少なからず皆祖先の遺風を守りて淳朴勤儉にして家道益々繁榮なるは誠に善右衛門の遺徳に依るものといふへき矣。

〔參考〕

一、坪内博士著修身訓に曰く、自主獨立に三階段あり、一、衣食住に關して他人の厄介否父母の厄介にさへならぬをいふ。これ第一段にして獨立自營ともいふ。第二には、自ら善し正しと確信せざる限りは輕々しく人の言に従はず、人の所爲に倣はざるをいふ。これ中段にして雷同盲從の反對なり。第三には、我が持前の特色を發揮し、其特長によりて社會に應分の貢獻をなし、以て人間の天職を全ふするをいふ。これ自主獨立の頂點なり。」と

二、自立自營に最も緊要なるは、身體の健全と意志の強固なりとす。身體健全にしてよく學業を勵み、一定の職業を勉め、同時に強固なる意志を以てよく辛苦に堪へ、慾望を制し、節約を守り、誘惑に迷はず、以て自己の理想を實現し得べきなり。

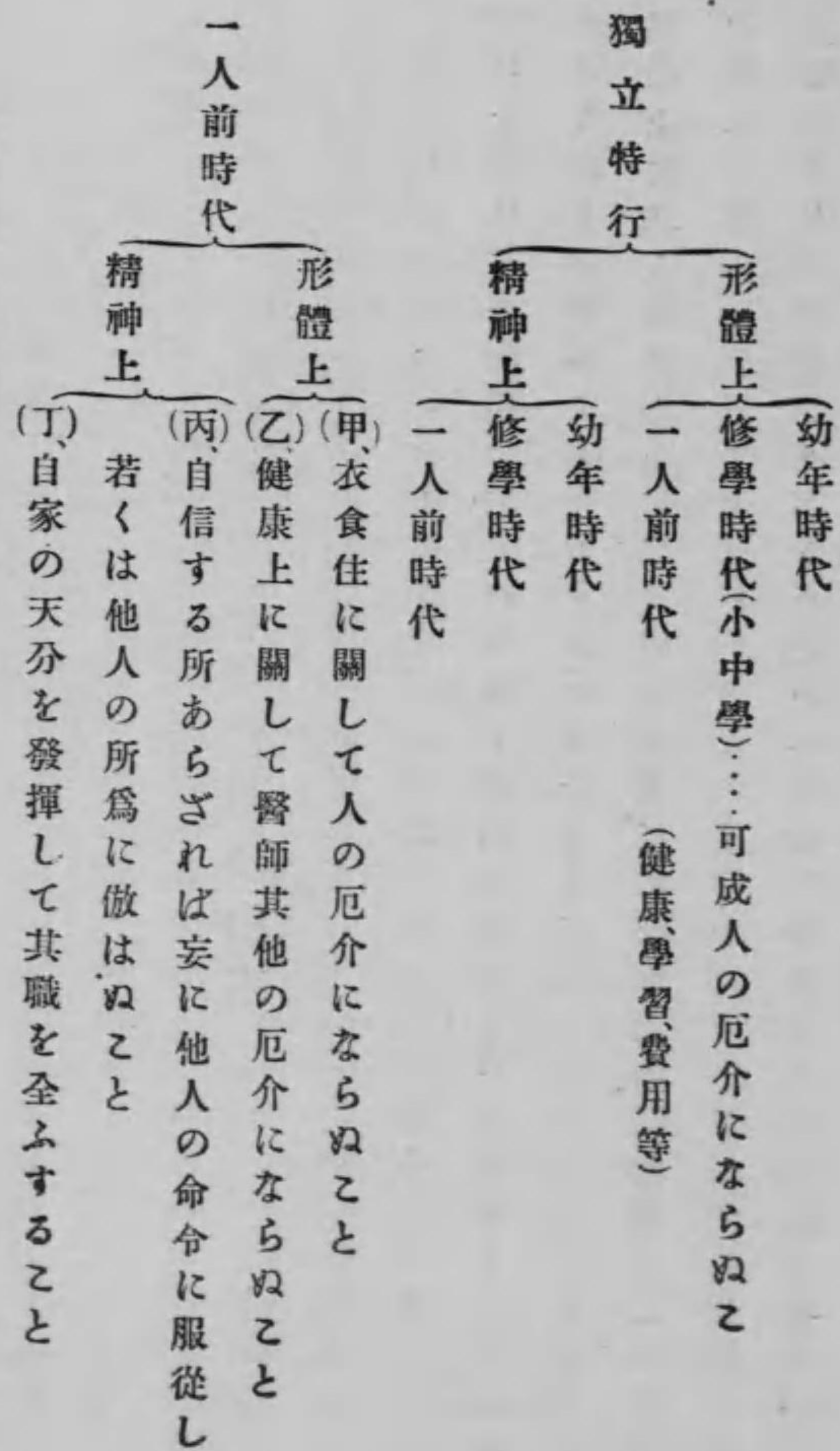
〔備考〕

善右衛門の生れたる寛政五年は明治四十五年を距ること百十九年なり。

〔教授上の注意〕

一、自立自營を誤解して我意我儘を張り通すことと混同せしめざるやう注意するを要す。

二、兒童の現在に於て自立自營の基礎を養ふに大切なる日常の心得を説ききかすを要す。坪内博士の通俗倫理談に左の如き表あり。以て吾人の好參考となすべし。



第十四 志を堅くせよ

例話 ジエンナー

原據 惠度察度善那氏牛痘發明の由來

○善那氏頌德之記の一節

一 エドワード・ジエンナーは千七百四十九年(我寛延二年)今より凡そ百六十年前の五月十七日英吉利國の「グロセスタ」侯の領地たる「バークレイ」と云へる處に生れたる人なり父を「ステイフエン・ジエンナー」と云ひ母の幼き名を「ベッド」と云へり善那は上に二人の兄と下に二人の妹ありて都合五人の同胞なりしが五歳の時に父を失ひて兄の下に養育せられ性來深く學問を好み種々學問の材料を集むるに餘念なかりしが其後「ブリストル」といへる地の傍に近き外科醫にして藥種家を兼ねし「ダニエル・ルドロウ」と云へる人の門下に遊び外科の教授を受くることとなりしは尙善那が其當時最も少年の頃なりけり。

一 善那が種痘の一大發明につきて其端緒を開きしは尙此「ルドロウ」の家に在り

て外科の教を受けつゝありし少年の時なりき、それ以前より牛痘にかゝりしものは猛烈なる天然痘に罹ることは全く免るべしといふ事は搾乳奴婢の間に流布せられたる説なりしも誰れとて之れに耳を傾けんとするものなかりき、一日一人の少女は善那の師の家に來りて診察を乞ひしに師が是れ痘瘡なりといふを聞きも終らず否な妾は痘瘡に何とて罹ることあらん妾は村にありて牛の痘瘡を受けたることあるにと云へば善那傍にありて之れを聞き成る程少女の言の如く或は牛痘を以て天然の痘瘡を免るゝやも計られず若し然りとせば牛の痘瘡より漿液を採り之れを人體に移植し以て恐るべき天然痘を防ぎ天下萬民をして此災厄を免れしめんと、これより心を潜めて唯此事をのみ考ふるに至れり、或日友人は善那の深く思ひに沈みし有様を見て口々に足下は何にか心に思へる事の起りしやと問ふに氏はさきの少女のことより牛痘を以て天然痘を防ぎ得るの理あるべきかといふを朋輩等は何とてかゝる愚かなることあらん足下は無益なる事に心を寄せて他事を怠るが如きことあらば直ちに我社を追ひ出すべしと嚇かしけり、されど善那は之を思ひ立ちてより一日も忘るゝことなく遂には此處を立ち退きたり。

一 其後善那は千七百七十年(我明和七年)首府「ロンドン」に出て、當時名高き解剖大家「ジョン・ハンター」の家に寄留し其塾生の一人となりしが或時師の「ハンター」に向ひ牛痘のことを語りしに徒に思はずして之れを實際に試みられよ、且つ宜しく久しきに堪へ又精細を要すべしと尋常ならぬ言葉を以て善那の心を勵ましければ之れに一層の勇氣を得飽くまで之れを研究せんとの決心を固うするに至りぬ、如何なる世の大發明も其源を尋ねれば唯一瑣事を基とせるに外ならず善那が此一發明をなし萬古不朽の功徳を垂れ幾千萬の民命を救ふに至りしも無邪氣なる一少女の言なりとは誰れか當時之れを知るものあらんや。

一 善那は愈心を定め千七百七十五年(我延寶三年)郷里「パークレイ」に歸り熱心其研究に従事せしが或時牛の乳房に發せし疱瘡の圖、乳取女の手に出し牛痘の圖とを寫して當時の名醫なる「ニューランド、ホーム」其他「ロンドン」府の醫師に送りしことありき、氏の研究を始めて後二十年を過ぎて千七百九十六年(我寛政八年)氏の住みし地方盛んに疱瘡の流行するありて或る富豪の一人の娘は其流行に襲はれて激烈なる痘に罹りしとき之れを看護せし女の二人まで同病に感染せしも其中一人

の小娘は牛乳を搾るを業とせるものにして少しも其病毒を受くることなかりしかば善那前年の研究と思ひ合せ此娘の手の指には牛痘の痘痕のある等のことより愈己れの説の眞なるを思ひ今より凡そ百十五年前千七百九十六年(我寛政八年)五月十四日に氏は「サラ・ネルメス」といふ牛乳を搾り取る一人の女の手に出して牛痘より漿液を採りて其名を「ゼームス、フキップス」と呼びし八歳計なる我が兒の小腕に種を接けしが之れ善那が人體に移殖するの初めとす、天地何とて換へ難き最愛の子を犠牲とし自己の所説を實驗せんため危惧の伴ふべき牛痘を我子に植えし善那の感想や果して如何なりしぞ、されど此一事は以て氏の研究がいよゝゝ熟して最早動かすべからざる確信となりしを證するに足れり。

一 善那が植えたる牛痘はよく感ぜしかば、其年の七月十一日に至り試に天然痘の濃汁を採りて其小兒の皮下に注ぎしに何等天然痘の感染することなかりき、之れと同時に「サラ・ネルメス」といへる女にも其濃汁を植えたるに痘瘡を免れたりとふ、善那はいよゝゝ此確信を得たれば牛痘論といふ一書を著はし官立外科學院に送りしも容易に信ずるものなく、没書せられて出版することを得ざりき、加之却て

善那が身の上に非常の攻撃を加へしは又慨すべきの至りならずや、氏は尋て千七百九十八年(我寛政十年)の六月種痘につきての一書を著はし其効用と實驗とを認めたる僅に七十五ページの小冊子を出版せしかど誰れとて之れを注意するものとしてなく却て學者社會の嘲を受くるに過ぎざりき。氏は少しも屈する色なく更に、ロンドンに出て、其年の四月より七月迄自から種痘の效力を推廣めんとせしも醫家は皆之れを用ゆるものなかりしかば是非なく、ロンドンを出て、郷里に歸れり、當時氏を排する世論漸く起り善那は牛痘を人に移すとのことなるが彼は人間も獸類も差別のなきを欲するものなり、種痘せし小兒の顔色は自然牛の面に似るべし牛の痘を植えたる疵はこれより角の骨を生ずべし種痘せる小兒の泣聲は牛の吼ゆる聲に似たりなどあらゆる罵詈暴言を放ち種痘せし小兒が門外に遊べばそれ人間の牛が出てたり牛の人間が來れりなどいひて村の人は石を擲ちて其家に追ひ込みて少しも外出を許さず加之宣教師は公會堂に於て善那は魔法妖術を以て人を惑はすものと説き學者は絶えず攻撃の矢を放つ其苦難と悲憤とは亦何にか譬へん様もなかりき。

一 されども善那は少しも之れに屈せず精神一到何事か成らざるの道あらんやとすすます勇を鼓したりき。同じ年千七百九十八年(我寛政十年)に醫士、インヘンハウスは書を善那に寄せて牛痘の効力に同意し難しといふ論を送りしかば善那は我説の効なきことを實驗上より證せられなば望まじき事なりといと眞率なる詞を以て之れに答へたり、かくて善那の報告によりて種痘を試みるもの出て來り種々粗忽なる仕方もありて、ために却て反對者の喙を容るべき材料も出來たれば心を苦しむこと甚し、かくて翌年氏は牛痘研究の追加といふ一書を出版したれども寸効もなかりき、氏は飽くまでも英國大學校の賛成を仰ぎて人の信用を得ることを最も捷徑なりと思ひ己が意見を申出でしも又之れを擯斥するのみ、かくすると二十三回に及びしも之れ又空しく斥けらるゝのみ、當時人智の愚長へに痛嘆に堪へざらんとす、當時天然痘を防ぐの法は殊更に良性の天然痘を感染せしめ以て悪性の痘を豫防するにありき、而れば善那の發明は牛痘より感染せしむると學問の道理より出てたるものにあらずといふ二點を基として此反對攻撃を受けたるなりき。

一 而るに千七百九十九年我寛政十一年の四月二十一日善那の再び「ロンドン」に出でし頃は一方には強き反對尙止まざりしかど一方には漸く之を信用する者も出て來りて大家の婦人「ダレ」伯爵の夫人「バトリイ」等貴顯富豪の家にて其兒女に牛痘を植えしむるものあるに至りしが氏は力を盡して其方法を改良し尙良き痘種を英國並に他の國に供給せんことを務めたりしかば稍世間に行はるべき氣運も見え來りければ其功蹟を奪はんとて吾れこそ牛痘の發明者なり我れこそ痘種の本尊なりと世間に吹聴するもの數人あるに至れりとぞ。

一 其後氏は千八百十年(我寛政十二年)一月三十日三たび「ロンドン」に出で「エグレモンド」公の協賛を仰ぎて牛痘所を設立し牛痘漿を製造して廣く四方に頒つことを計畫したり其翌二月には「エグレモンド」公の邸宅なる「サッセクス」州に於て其近傍の人々に種痘し其發明は初めて廣く世の信用する所となるに至れり此歳三月七日「バトリイ」公は氏が一大發明の事を以て英國王に奏聞に及びしが國王深く之を賞し氏に拜謁を賜はりしが氏は己が發明せし牛痘の著書を献上せしに國王は之れを嘉納せられ其同月二十七日には女王に拜謁し尋て陸軍の司令官より兵

士一般に種痘することを依頼せられたり氏は次で「オクスフォード」府に赴きしが其地の醫科大學教頭及副長を初め氏を大發明家として歡迎したりき爰に至りて氏の功蹟と名譽とは雷に歐洲のみならず廣く他洲に傳はるに至りたり。今や善那の發明に對して非難攻撃の聲其跡を絶ち本國よりは勿論他國皇帝陛下(露國)より金環を送らるゝに至り英國議會は其翌年善那の功績を賞し二万ポンド(我十八万圓)の賞を與へたり其後英國の衆議院は又もや二万ポンドの賞金を與ふるに至りしとぞ。

嗚呼善那が種痘の發明につきて始めて心を定めしより爰に至りて二十六年の長き歲月の間幾多の苦心と幾多の攻撃を受けたるにも抱らず世界各國に功蹟を博し萬古不朽の名譽を輝かせしときは其胸中果して如何なりしぞ氏の堅忍や驚くべし氏の精力や偉大なり。

かくて氏は千八百十三年(我文化十年)牛津大學より博士號を贈られたり。其後氏は郷里に退きて餘生を樂むこととせしが千八百二十年(我文政三年)の八月六日腦卒中にかゝり一旦恢復せしも其後三年を経て千八百二十三年(我文政六年)の一

月二十六日再び同症を發し七十五歳を一期として遂に此世を去りにけり。氏の偉業は千古に傳はり其恩惠は無窮なり氏以て瞑するに足るべきか。

〔備考〕

ジエンナリの銅像は、上野なる東京帝室博物館内の廣庭にあり

〔教授上の注意〕

本課に因みて、妄に人の爲すことを見て批評がましきことを言ふべからざることを論ずべし。

第十五 知識をひろめよ

例話 八幡太郎義家

原據 古今著聞集卷九

伊豫守源頼義朝臣貞任宗任等をせむる間陸奥に十二年の春秋を送りけり。鎮守府をたちて秋田の城にうつりけるに雪ふりて軍のおのこ共の鎧みな白妙に成にけり衣河館岸高く川ありければ楯をいたゞきて冑にかさね篋をくみて責戦に

貞任等堪ずしてつゐに城のうしろよりのがれ落けるを一男八幡太郎義家衣川に追たてせめよせてきたなくも、うしろを見するものかな。しばし引かへせ物いはんといはれたりければ。貞任かへりたりけるに。
衣のたてはほころびにけり。といへり。貞任くつばみをやすらへ。しころをふりむけて。

年をへし糸のみだれのくるしさに。
と付たりけり。其時義家はげたる箭をさしはづして歸りにけり。さばかりのたゝかひの中にやさしかりける事かな。

同朝臣十二年の合戦の後。宇治殿へ参りて戦の間の物語申けるを。匡房卿よく聞て。器量はかしく武者なれ共。猶軍の道をばしらぬと獨ごといはれけるを。義家の郎等きゝて。けやけき事をの給ふ人かなとゝもひたりけり。さる程に江帥出られけるに。やがて義家も出けるに。郎等かゝる事をこそ給ひつれと語りければ。さだめて様あらんといひて。車にのられける所へすゝみよりて會釋せられたり。やがて弟子に成てそれよりつねにまうて、學問せられ

けり。其後永保の合戦の時金澤の城をせめけるに。一行の鴈飛さりて荊田の面におりんとしけるが俄にどろきてつらをみたりて飛び歸りけるを。將軍あやしみてくつばみをおさへて。先生江帥の教へ給へる事あり。夫軍野に伏す時は飛鷹つらをやぶる。此野にかならず敵ふしたるべし。からめ手をまはすべきよし下知せらるれば。手をわかちて三方をまく時。あんのことく三百餘騎をかくしおきたりけり。兩陣みだれあひて戦ふことかぎりなし。されどもかねてさとりぬる事なれば。將軍の軍勝に乗て武衛等が軍やぶれにけり。江の一言なからましかばあぶなからましとぞいはれける。十二年の合戦に貞任はうたれにけり。宗任は降人に成て來にければゆるしてつかひけり。

〔参考〕

大江匡房は藤原伊房藤原爲房と共に三房と稱せられたる學者なり。幼にして穎悟絶倫四歳にして始めて書を読み八歳にして史漢に通じ十一歳にして詩を作る。世稱して神童と爲す。長じて文章得業生に補せられ對策して及第し式部少丞と爲る。後三條天皇位に即くに及び藏人に補し尋て左衛門權佐に任ず寛治年間

議となり嘉保元年權中納言に轉じ承保元年太宰權帥を兼ね正二位に進む嘉承中納言をやめて再び權帥と爲る足疾を以て任に赴かず遂に府務を決す。天永二年大藏卿を兼ね同年十一月病を以て薨髮し即夜薨す年七十一。匡房和歌に巧にして又詩文を能くし才藻炳蔚一時名輩悉く之を稱す。其著書江家次第第二十一卷あり。(國史大辭典に據る)

〔備考〕

- 一 賴義義家が阿倍貞任を亡ぼしたるは紀元一千七百二十三年なれば明治四十五年を距ること實に八百四十九年なり。
- 二 前九年役 陸奥の豪族阿倍賴時衣川の險に據りて頻りに附邊を侵畧し賦貢を輸せず徭役を勤めず而も代々の國司之を制する事能ざりき。後冷泉天皇の永承中廷議源賴義を陸奥守兼鎮守府將軍となし賴時を討たしむ。賴時乃ち子義家義綱等を率ゐて陸奥に下り賴時を従はしむ。然るに賴時の子貞任叛くに及び賴時復反す。賴義之と戦ふ。斯くて賴時は流矢に當りて死したれども子貞任勢頗る勇猛にして容易に制すること能はず賴義出羽の豪族清原武則の助けを得てやう

やく貞任を亡ぼすことを得たり。頼義京師に凱旋す。朝廷其の功を賞す。頼義兵を用ふること實に九年の久しきに及べり。此の役官軍は屢々危機に頻し、或る時は僅かに六騎を餘すのみなりしが、義家驍勇騎射を善くし、大箭を以て賊を退け、父と共に絶大の戦功を立て、漸く賊を平定することを得たり。

三 後三年役 曩に貞任を討ちし時、清原武則も武功ありしかば、功によりて鎮守府將軍となり、其の子孫は安倍氏の舊領地を得て勢盛なりしが、やがて一族の間に争鬭を生じ、貞任の亂平ぎてより二十餘年にして奥羽の地また亂れたり。此時義家は陸奥守となりしかば、自ら行きて之を討ち、弟義光等と力を戮せ、三年にして漸く平けたり。義家が雁行の亂れたるを見たるはこの役中のことにて、義家が多く

の軍勢を率ひて金澤の柵を攻めんとせし時のことなりき。
四 斯くて義家か出羽を平けたるは紀元一千七百五十一年なれば、明治四十五年を距ること實に八百二十一年なり。

〔教授上の注意〕

一 本課に因みて、教師用書の注意の外に、左の諸項をも論ずを要す。

- イ 人より悪口を言はれても妄りに怒らず、自ら反省すべきこと。
- ロ 人に物を問ひ、又は教を受けんとする時には相當の禮儀を守るべきこと。
- ニ 人は賢なりとて學ばざれば、愚者にも劣り、愚なりともよく學びて智を磨けば、賢者にも勝るを得べきことを教へて兒童をして益々奮勵せしむべし。

第十七 克己

例話 後光明天皇

原據 正保野史

一 恭稽古正保天皇曰諱紹仁、諡曰後光明、後水尾天皇第五子、母曰繼子、稱壬生院、贈左大臣藤原公基任女也、以寛永十年三月望、生天皇于蘭殿、天皇幼而風神岐嶷、玄鏡弘達、允朋允敏、維潛心學問、巧妙文藻、弱冠勅群卿曰朕味々思之矣、苟宰國家、撫黎庶者、不可不講習聖賢之道也、造次不可驅役、心志于庸物矣、下略、天子若曰嗚呼、中葉以降、皇道陵遲、流俗駸々乎汚下、以風藻雅尚相靡、至以伊勢源氏諸語、當拱壁而極矣、朝綱之解紐、職此之由、我上世聖主賢臣有志于闡明教、致德化、敷行政、者朝夕黽勉

倭歌是耽是嗜非我所聞也。而况於源語等淫靡浮誇可厭惡乎。朕不復欲見之也。遂不置之坐側(下略)

一 天皇居恒愛宋人謝氏。釋論語克己復禮云。克己須從性。偏難克所。克將去之語。天資酷畏雷。因謂性之偏蓋在干茲。一日烈風迅雷。命設倚子於簷外。仰天嗒焉靜坐。以至其止。神色自若。上自此不復忌雷。(後略)

一 天皇生十年。冊爲太子。越一年元服。踐天皇之位。在位十有二年。乃登遐。春秋二十有二。實承應三年九月二十七日也。十一月十五日。以禮葬于湧山陵。天下萬生皆如喪考妣(下略)

〔參考〕

後光明天皇は、第一百十代の天皇にして、近世に於ける英主なり。幼より學を好み、常に佛學は面白きものなれども、體はなるやうにて用のなきものなり。天子諸侯は別して人民の主たるものなれば、宜しく有用の學を爲すべし。また唐漢の古註は適切ならざるが故に、朱氏の新註によるべしと宣ひ、意休庵を召して、易經を講ぜしめ給ふ。而して程朱の學の開けたるは、藤原惺窩の功なりとて、慶安四年九月惺窩文

集に御製の序を賜ふ。本邦庶士の著に御製の序あると、實に茲に始まる。天皇また釋典の儀を再興せんとする叡慮ありしが、早く崩じ給ひしを以て、其事遂に已みぬ。尙源氏物語は、姪媒の書にして、人道に害ありとて之を斥け給ひ、和歌もあまり多く好み給はざりしが如し。然れども、其宸藻に富ませ給ひし事は、或時後水尾上皇宮中に御幸ありし時、十首の歌を天皇におくられしに、上皇が供御など聞こし召さるゝ間に十首の歌の返しを詠じて進らせしかば、大に感じ給へりといへるにても明かなるべし。

また常に酒を好み、屢々劇飲に及ばるゝことあり、徳大寺公信之を憂ひ、一夕醺飲興酣なる時を度りて、諫め奉りしに、天皇震怒、劔を按じて起ち給ふ。公信従容として曰く、古よりいまだ天皇親ら人民を斬り給ひしを聞かず、實に古今の一人たり。況んや上諫を納れ給はざらば、臣が命もとより惜む所にあらずと、會々左右公信を引いて退く。天皇憚ばずして宴を罷む。然れども、遂に其非を悟り、明日公信を召して謝する所あり、且つ昨日按ずる所の劔を給へり。(國史大辭典に據る)

〔教授上の注意〕

一 右に掲げたる参考資料は、本課の例話中、教師用書にある、後光明天皇は幼き時より聰明にして深く學問を好ませ給ひ當時の公卿が文弱に流れたるを誠め給ひ又舊典の廢れたるをも興さんとせさせ給ひし程の英主におはせしかば御行狀のすぐれさせ給ひしは申さんも更なり。」といふ部分の說話をなすに必要なり。

二 坪内博士曰く、忍耐も一種の勇剛毅も克己も凡て己が弱志に打克つは勇なり。されど、一段狭く解すば、忍耐と異なること明かなり、忍耐は毎に消極的にして退守を本體とし、「爲さざる」「犯さざる」を要旨とす、然るに勇は毎に進取的、敢行的、積極的にして、「爲す」「行ふ」「遂ぐ」「貫く」を眼目とす。忍耐は女性的にして勇は男性的なりと。されば克己は矢張り一種の勇と見て可なり、又克己には自ら忍耐を要す而も克己は己が性質の偏僻を矯めて善に向ふ道なれば、彼の戰場に於ける勇氣などと異なり、一層強固なる意志の努力を要す。教授者宜しく此意を體して本課の教授をなすべし。

三 克己につきては、日常兒童の境遇上心掛け得べき事例を擧げて訓戒すべし。例へば、兒童に有り勝なる食物の好惡を成るべく少なからしむるやう努めしむる

が如きは其一例なり。

第十九 生き物をあはられぬ 第二十 博愛

例話 ナイチンゲール

〔参考〕

一 ナイチンゲールは、英國の大地主ウイリアム、イー、エム、ジョ、ア、ナイチンゲールの二女にして、西曆一千八百二十年五月に生る。父は慈愛の心深く常に慈善事業に力を盡したり、母は國會議員の女にして、夙に奴隸開放に盡粹せる人なり。ナイチンゲール嬢は、幼き時より何不自由なく養育せられ且つ、當時の時世にありては、稀なる高き教育を受けたる人なり。

嬢は父母の性質を享けて幼少の時より慈愛の心極めて深かりき。嬢が家の後には、並木生ひ茂りて多くの栗鼠住みけるが、嬢の通行するを見れば直ちに樹上よりとび下りて嬢が與ふる栗の實又は菓子などを食ひたり。嬢の家に畜へる驢馬

は嬢を見る毎に馳せ來りて其の口を嬢の衣囊ポケットにつき入れてパンの片などを捜したりきといふ。

嬢は常に憐むべき近傍の貧家を訪ひて之を慰め乏しき者には衣食を給し病める者には薬餌を與へ暇あれば父の書齋に入りて醫書を繕き看護の術を研究したり嬢は富裕の家に生れたれども勤めて華奢逸樂を避け浮華なる交際場裡にも遠ざかり婚を求むる者あれども應ぜずして一生を不幸者の伴侶となりて過さんと決心しぬ。

二 嬢はロンドンに滞在する間も浮華なる交際場裡をさけて専心博愛的事業の諸制度を取調べ諸所の病院、孤兒院、貧民學校、牢獄等を限なく觀察したり。

當時の看護婦といへるは多くは下等社會の女子にして病者を遇するに極めて不親切なりなりき嬢は此實境を見て大に憂へ如何にもして之を改良せんと志したり。

三 紀元千八百四十五年嬢が廿五才の時父母と共に獨逸、佛蘭西、伊太利等の諸國を歴遊し到る所の學校、工場、病院、養育院、盲啞院を巡覽して病者の取扱ひ、治療の術

等を細やかに觀察し、周遊の間にも病苦に悩める者を訪ひて醫藥を與へ之を慰めたり。

四 紀元千八百五十一年嬢は第一回萬國大博覽會の盛觀を後にして英國を出發し、獨逸に航してフリードネルが監督の下にあるルーテラン病院の附屬なる看護慈善學校に入りぬ。嬢の課業は容易ならざりしが、よく千辛萬苦に耐へて學ぶこと半年、最優等の成績にて卒業しぬ。已にして巴里に行き、慈惠姉妹協會の設立にかゝる慈惠姉妹病院に入りて其制度方法を研究したり。かくて嬢は素志を遂げて英國に歸り、再び温なる家庭に安き夢を結びぬ。

五 千八百五十三年十一月二十七日露國艦隊は突然黒海の南岸シノロフ港に土耳古艦隊を攻撃して之を全滅し、大虐殺を行ひぬ。英佛其蠻行を憤り、土耳古を扶けて露にあたる、所謂クリミアの戦争是なり。

六 此役多くは聯合軍の勝利に歸せしと雖も、黒海の瘴氣と糧食の缺乏とは大に英佛軍を困し、疫病流行して倒るゝ者算なし。悲報一たび英國に傳はるや、英人の血を沸騰せしめ、恤兵献金の考漸く高く、加ふるにタイムス其の他の通信員

は深到なる筆を振ひて戦地の状況を目堵するが如く報導せしかば、上下の耳目一切に之に注ぎぬ。

七 時の陸軍大臣シドニー・ハーバートは、病院に於て患者を慰撫するは女性に如くなしと考へたれども、強壯男子すら能く耐ふる者少きに、繊弱なる婦人の到底其任にあらざるべきを思ひて決する能はざりき然るに看護婦として戦地に臨まん
と願ふ者漸く多きを見るに至り、彼は熱誠と熟練と能く是等の指導者たるべき者を求めて、終に思ひはナイチンゲールの上に及べり時恰もナイチンゲールが戦地の悲報を聞き、涙を濺ぎてひそかに決する所ありし時なりしかば、直ちにシドニーの乞ひを快諾し、千八百五十四年十月廿四日高潔慈愛の念に満たされたる一淑女は、三十四名の看護婦を率いてクリミアに向ひ、十一月五日野戦病院の所在地なる黒海の南岸スカッタクに着しぬ。

八 此時病院に收容せる患者は二千三百餘人あり、不潔不整頓言語に絶せるものあり、嬢は看護婦を指揮して、着任早々熱心に病院の改良に従事し、汚穢を一掃し、空氣を新鮮にし、綳帶を清楚にし、晝夜寢食を廢して看護に従事し、數日にて全く面目を一新したり、後數月無慮一萬の患者は、嬢に托せられたり、嬢は身體虛弱なるにも拘はらず、普く院内を巡視して患者を慰め、二十時の長きを立ち續けしこと屢々なりき、天使の如き愛情は、患者をして慈母の如く嬢を慕はしめたりき、嬢は又院内に圖書室を設けて患者の徒然を慰め、説教室を設けて談話をなし、或は患者の爲に書狀を認めやるなど、霎時も身を休むることなかりき、軍醫等は女子の従事を喜ばず、様々の妨害をなしたるが、嬢は毅然として些かも屈することなく、目的に向つて全力を盡したり、されば其の至誠には何れも動かされて、後には軍醫等も好意と謹慎とを以て嬢を援くるに至りぬ、嬢の言葉としいへば、患者喜びて服従したり、一兵士嘗て曰く、嬢の此の病院に來りてより、一の修羅場は化して神聖なる樂土となれりと、スカッタクの病院にて、以前は死者の割合百に對する四十二なりしが、嬢の來るに及びて僅かに百に對する二の割合に減じたり、嬢は更に黒海を渡り、バラクラバの戦地病院を見舞ひて、又もや之が整理に着手したるが、過激なる勞働の結果にやありけん、猛烈なる熱病に犯されて殆んど死に類したり、病稍愈りし時嬢の歸國を勸むる者ありしが、我が歸國は倫敦市街に凱旋の喇叭轟く時にぞあるとて更に聞

き入るゝ風情なかりき。

九 此の如くにして嬢は終に其大使命を成し終へて千八百五十六年七月英軍と共に歸りぬ。倫敦の市民は盛大なる準備を設けて白衣の一隊を歓迎せんとしたるが、嬢は佛國船に搭じて人知れず郷里なるハーストに歸りぬ。英國民は擧て嬢を賞讃したり。ヴィクトリア女皇よりはアルベルト親王が自ら書かせ給へる聖經の文典、慈悲深き者は幸せらるゝなる文字をあらはし、中央に十字と女皇の名を記し下部に青玉にてクリミアの語をあらはし、上部には金剛石の王冠の形と三個の星章を鑲め、白地の寶石に紅玉を鑲めたる高貴の賞牌を賜はり、土耳其皇帝よりも美麗の腕輪を贈り敬慕の意を表しぬ。嬢は記念の爲めにとて看護婦養成のために基本金を募集し、忽ちにして五十萬金を得たり。内四十萬金はクリミア戦争出征の軍人の寄附なりといふ。斯くて永久の記念として、セント、トーマス病院に附屬せる一の看護婦學校を建てたり、これ即ち今日の「ナイチンゲール看護婦學校」と稱するものなり。

一〇 それより幾年か後のことなりき、クリミア戦争にあづかりたる一團の英國將校うち集ひて紀念會を開きしが、ストラットフォールド卿の發議にて各自が最も功ありしと認むるものを投票することとなりしが、滿堂一致の當選者はフロレンス、ナイチンゲール嬢にぞありける。

一一 クリミア戦争は、西曆一千八百五十四年三月より、一千八百五十六年三月に至る、二ケ年に亘れる大戦争にして、就中、有名なるセバストポールの要塞包圍戰の如きは最も劇烈にして、苦戰三百五十日に亘れり。而して、此の戰役中に於ける戰死病者は英軍二萬六千餘、佛軍六萬三千餘、露軍三十萬餘なり。又以て、其劇戰なりしことの一班を察し得べきなり。

一二 クリミア戦争中に於ける戰地の慘狀は、實に甚だしく、前記戰病死者中、英軍二萬六千餘人の内實に一萬八千餘人は全く病魔の爲めに生命を失ひたるものなりといふ。然るに、當時戰地に於ける病院は、其の設備極めて不完全にして、従つて傷病兵に對する手當の不完全なるは勿論、消毒の方法等いづれも不完全なりければ、傷病者は殆ど犬死の姿なりき。

一三 ナイチンゲールが戰地に赴きたる頃の狀況を記せば、四千の傷病兵は宛ら

箱詰の如く轟々と病院へ詰め込まれ居たり。嗚呼酸鼻の光景思ひやるだに傷ま
しき限りならずや。此の光景如何に此等貴婦人の目に映ぜしぞや。看護療は熱
病虎列刺病と隣り、創痕は繃帯せられず、其儘に糜爛して惡臭鼻を撲てり。

病院には既に幾千の傷病者あり。インケルマンの大戦に負傷せるは、續々とし
て昇ぎ込まる。病院は唯大混雜、大紛亂、如何に措置すべきや、手の附けやうとは
あらざりき。然れども、ナイチンゲール嬢は、是れを見て、毫も氣落ち、意沮むことと
てはなかりき、されば嬢が献身的精神の力は如何に強大なりしか。初めは唯軍醫
に寛容せらるゝのみなりしが、其驚くべき手腕は、病院をして全く其面目を一新せ
しむるに到れり。讚美の聲は、やがて總てのものより起りぬ。徐々として革まり
行く病院の新局面は、憐むべき兵卒の目にさへ、揭焉として映じぬ。

而して、これまで素養訓練なき看病人の拙劣にして粗暴なる看護に委せられた
る兵士は、今や柔和にして温情春の如き看護婦の親切にして懇到なる看護を受く
るに至りぬ。今や彼等の汚穢なる襤褸は清淨なりリンネルに改まり、粗惡なる食
餌は、美味なるに變ぜり。嗚呼、さなり。彼等傷病兵が嬢を慈愛限りなき天使の如

く、嘆美敬慕するに到れるものは、蓋し怪むに足らざるべし。

其後、幾多の看護婦は、更に本國より派遣せられクリミアなる英國病院は、やがて
戦地病院の模範となれり。(此の項、日本赤十字社發達史より)

一四 ナイチンゲールは、去る明治四十三年八月に死去せり。享年實に九十歳な
り。

〔教授上の注意〕

此の例話に因みて赤十字社に關することを説ききかせ、明治二十七八年戦役及
同三十七八年戦役の際に於ける我國赤十字社の功勞につきて著しき事實を語り
きかしむるを要す。

第二十一 國旗

〔参考〕

○國旗の性質

國旗は國の徽章なると同時に、又國權の標章なり。されば、何れの國と雖皆其國

旗を尊重せざるはなし、従つて國旗に對する無禮は即ち國家に對する無禮となる。故に國旗の事より遂に國際問題を引起したるが如き例古今東西に少なからず。我が國旗の日章は、實に我が日東帝國の大精神と我國民の大理想とを表現するものと謂ふべし。蓋し、此の日章は我が天祖天照大神の玉影をうつし奉るものと想察することを得べし。又之を太陽の象をうつせるものと見る時は、太陽は宇宙間總ての勢力の根本なり、日の將に東天に昇らんとするや其の崇高雄大實に言ふべからず。豈壯ならずや。且つ太陽は天體の中心にして諸星の運行を掌り光明の源泉となる。其の威力や實に偉大なりと謂ふべし。而して我が國旗の日章は實に此の崇高偉大なる太陽の象をうつせるなり。誰れか是を隆々として旭日の天に中せるが如き我が國威を聯想せざらんや。加之我が國號日本は實に此の國旗の日章と相一致す。若し、夫れ我が國旗の由來及其の制式の如きは、諸説區々にして未だ吾人の十分に信據すべきものなければ、爰に之を述べず。

○國旗掲揚の場合

國旗は實に國家の標識にして國權の表現なり。殊に我が日章旗は我が東帝國

の名譽と國民の大理想とを暗示せるものなり。されば、苟も之を一種の裝飾物として輕視するが如きことあるべからず。然るに實際に於ては、之を亂用するもの多く、或は之を掲ぐべき時に掲げざるは誠に嘆ずべきなり。松波法學博士曰く、中流ノ士猶國旗ト國權トノ關係ヲ熟知セズ、國民ニ國旗崇重ノ念薄ク、随ツテ國旗祭ナク、國旗歌ナク、國旗ハ單ニ祝典慶事ニ用フル裝飾ナリト信ズル者多シ。」と、況んや中流以下の士民をや。今左に、國旗を掲ぐべき場合を擧ぐれば、

- 一 祝日・大祭日
 - 一 皇室の御慶事
 - 一 高貴に對し奉る奉送迎
 - 一 官國幣社例祭日
 - 一 戰勝祝賀・出征又は凱旋軍隊の送迎
- 等は其の重なるものなるべし。

- 一 尙海上に於ける國旗掲揚に關しては明かに法令に規定せられたり。即ち、
- 一 船舶は入港の際必ず其の國旗を掲ぐべきこと。

二 日本帝國の船舶に非ざるものは勿論、帝國の船舶と雖も、國籍證明書を有せざるものは日本の國旗を掲ぐることを得ざる事。
等是れなり。是に據て、船舶はいづれも其の船尾の旗竿に國旗を掲ぐるなり。
國旗掲揚の重なる場合概ね右の如し。されど、此の外例へば開校式の如き又は役所の開廳式、或は公共建造物の落成式等の場合には、之を掲ぐるも差支なく、又學校にては、卒業式、開校記念式の如き場合に之を掲げて可なり。要するに斯かる場合は、いづれも公共的祝賀の場合なり。然るに世には、往々一個人の慶事を祝する爲めに國旗を掲ぐるものあり、其の甚だしきものに至つては、商家の賣出し祝に之を掲ぐるものさへあり。思はざるものと謂ふべし。

○國旗の取扱

一 國旗は、常に之を丁重に保管すべし。之を一定の箱に納め、除虫劑を入れ置くなどは、最も適當なり。
二 國旗の古くなりたるものにて、決して汚はしき所に用ひざるやう注意すべし。

○國旗の掲げ方

一 弔旗の掲げ方 明治三十年一月、英照皇太后の大喪に際し、内閣より告示せられたる弔旗の掲げ方次の如し。

明治三十年一月十三日内閣告示第一號

臣民ノ喪期間臣民ニ於テ哀意奉表ノ爲メ國旗ヲ掲揚スルモノハ左式ニ依ルヘシ

- 一、前期十五日間ハ旗竿ノ上部ニ旗ノ長サニ齊シキ黑色ノ布片ヲ附ス
 - 二、後期十五日間ハ旗竿ノ上部ニ旗ノ長サノ半ニ齊シキ黑色ノ布片ヲ附ス但御發棺及御埋棺ノ當日ハ前期ノ式ニ依ル
- 又明治四十四年文部省調査小學校作法教授要項中に左の一項あり。
- 一、弔意ヲ表スル爲メ國旗ヲ掲クル場合ニハ旗竿ノ上部ニ黑色ノ布片ヲ附スヘシ
 - 二、軍艦に於ける弔禮の表現には、半旗として國旗を旗竿の中途に掲ぐる規定あり。
 - 三、外國旗と交叉する場合の掲げ方 明治四十四年文部省調査師範學校中學校作法教授要項中に左の如く示されたり。

敬意ヲ表センカ爲メ外國旗ヲ我カ國旗ト交又スル場合ハ門外ヨリ見タル右

方(即チ旗竿ノ本ハ左方)ニ我カ國旗ヲ掲クヘシ

(同上小學校作法教授要項中に示されたるものも同様なり)

三 其他國旗掲揚に關する注意 國旗は必ず竿頂の球に密着せしめて掲ぐべし。竿頂と旗の上縁との間をあけ置くは凶禮なり。

敬意を表する爲め、外國の國旗を掲ぐる場合には、必ず之と我が國旗とを併揚すべし。

○刑法上國旗に關する規定

刑法第二編第四章第九十二條に曰く

外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズ

〔教授上の注意〕

一 本課は主として國家的觀念を與へんことを目的とするものなれば、その心し

て取扱ふべし。

二 國旗の由來につきては、世説區々にして、今尙確かに信據すべきものなし。將來、大日本史料編纂成らば始めて明瞭に之を知るを得べし。加之、本課を教授する際には、我が國旗制定につきては特に之を説く必要なかるべし。

三 我が國旗の日章につきては、兒童の感想を述べしめ、又教師の感想を説くこと可なるべきも、妄りに牽強附會の説を架述せざるをよしとす。若し之を説くとせば、凡そ左の如き事項は穩當なるべし。

一 白色は平和の色、赤色は所謂赤誠を表はす。是れ國民の忠誠内に満ちて、外平靜を以て之を包むものにして、よく我國民の氣象を表はすものと見るを得べし。

二 我が國は、上に萬世一系の皇室を戴き、其天壤無窮なること恰も天日の萬世不易なるが如し。我が國旗の日章は實に此太陽の象をうつせるものなり。

三 我が國は、古來日の出國と稱し、國威日に隆なること、恰も太陽の東天に昇るが如し。

四 皇祖天照大神は、日の神と申し奉りたれば、此の日章は實に皇祖の御徳に因み

奉りたるものと見るを得べし。

四 國旗に關し、詳細なる研究をなさんとするものは、左の諸書を參考すべし。

眞田鶴松著 日章旗考 (帝國教育會發兌)

須基 浩著 世界國旗大觀 (ともゑ商會發行)

石川榮司著 國旗 (育成會發行)

鈴木筆太郎著 國旗論 (教育の實際第六卷第四號)

後藤胤保稿 國旗の寸法につきて (教育研究第八號)

第二十二 祝日・大祭日

〔參考〕

○宮中三殿の事

一 賢所 「かしこどころ又はけんしよと申し奉る。又内侍の奉仕する所なるを以て内侍所とも申す。皇祖天照大神を祀らせたまふ。御神體は寶鏡(神鏡)の模造なり。

二 皇靈殿 神武天皇より孝明天皇に至るまで御歴代の天皇皇后皇親の神靈を祀らせ給ふ所にして賢所の西方に在り。

三 神殿 古は八神殿と申し、神産日神以下八神を祀り給ひしが今は更に天神地祇を祀らせ給ふ。賢所の東方にあり。

〔附説〕

國家に大事ある時は、必ず賢所御前に於て奉告祭を行ひ給ひ、皇室の御婚儀は總て賢所の御前に於て行はせらる。又 皇子御誕生及御命名の時は之を賢所に奉告す。

○神嘉殿の事

天皇社稷の神を祭る所、新嘗祭はここにて行はせ給ふ。

○四方拜

一月一日朝 天皇御親ら四方を拜させ給ふが故にこの名あり。拜聞する所に據れば、此の日宮中に於ては、神嘉殿の前庭に御屋を設けさせたまひ、其の中央に簀鷹を敷き、御屏風二双を立廻らして御座を設け、燈臺二臺を供へ、陛下には、午前五時

三十分綾綺殿に出御、御束帶召させられ、侍従より御手水、御劔、御裾、御笏等を奉る。やがて掌典長の御先導にて、豫て設けの御座に進ませ給ひ、伊勢兩皇大神宮を始め奉り、天津神、國津神、神武孝明天皇の御皇陵、武藏氷川神社、山城加茂上下神社、男山八幡宮、尾張熱田神宮、常陸鹿島神宮、下總香取神宮を拜し給ふ。次て賢所、皇靈殿、神殿を御拜遊ばさるゝ御定めなりと承る。

○一月一日の朝拜

天皇皇后兩陛下は、一二日の兩日、文武百官の新年拜賀を受けさせ給ふ。一日午前九時三十分、兩陛下は、鳳凰間に出御あらせられ、親王、王、同妃各殿下、宮内省親任官、公爵、從一位、勳一等及一等官、正二位、二等官、同夫人並に奏任官の拜賀を受けさせたまふ。

皇族、宮内省官吏の拜賀畢れば、皇族以下各員を従はせられ、正殿へ出御あらせらる。正殿には、左に、天皇陛下の玉座右に、皇后陛下の玉座あり。左方には、親王、王殿下を始め、侍従、武官長、侍従、武官、近衛、佐官、宮内大臣、侍従長、式部長、式部次官等整列し、右方には、妃殿下を始め、奉り、典侍、女官、皇后宮太夫、皇后宮亮等整列す。かくて、兩陛下正殿の玉座へ出御あらせられ、十時より、大勳位、親任官、公爵、從一位、勳一等及二等官、侯爵、正二位、二等官、爵香間、祇候、錦雞間、祇候、同夫人の拜賀、准勅任、雇外國人、同夫人の拜賀を受けさせられ、十一時より、神佛各宗派、管長の拜賀及び三等官の拜賀、十二時には、奏任、待遇者の參賀、午后二時、各國公使、公使館員、同夫人の拜賀、勳三等以上外國人、同夫人の拜賀、准奏任、雇外國人、並に、勳四等以下、勳六等以上の拜賀を受けさせらる。

○一月二日の朝拜

二日には、兩陛下、正殿に成らせられ、午前九時三十分、伯爵、從三位、勳二等、子爵、勳三等、男爵、正從四位、同夫人の拜賀を受けさせられ、九時五十分、四等官、五等官の拜賀、午前十時三十分、貴衆兩議院正副議長及議員、六等官以下、九等官以上、奏任、待遇の神職、非役、正五位以下、從六位以上、同勳六等以上、門跡、寺院住職の列立拜賀。非役、正七位以下、勳七等以下も、參内して、祝賀を申上る定なり。

○元始祭

一月三日、天皇陛下御親ら賢所、皇靈殿、神殿を祭らせ給ふ御式なり。午前九時、御

殿の御裝飾を營み、式部職の官吏着床質所、皇靈殿、神殿の御扉を開き、質所、皇靈殿には折敷、高杯六本、立折櫃二十合、酒二瓶の御神饌を、神殿には飯餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、作菓、鹽水、以上十一臺の外に酒二瓶を備へ、御幣物には錦一卷、紅白の絹各一匹、晒布二反、以上一臺づゝを供ふ。

時刻到れば親王、王殿下、大勳位親任官、公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、麝香間祇候床につき、陛下には十時、綾綺殿へ御出御、御東帶、御手水の後、掌典長の御先導にて、質所始め御拜の御座に進ませ給ひ、御玉串を奉られ、御拜、御告文を奏し給ひ、畢つて、入御、次に、皇后陛下、御玉串を奉られ、次に、皇太子殿下、同妃殿下、御玉串を奉られ、右畢つて、御退下遊ばさる。

次に、親王、王殿下を始め、著床の諸員、宮内省奏任官、拜禮を畢へ、幣物、神饌を撤し、御扉を閉ぢ、各次退出す。正午十二時より、式部官、再著床、質所、皇靈殿、神殿の御扉を開き、午後一時まで、伯子男爵、從二位以下、及び勳二等以下、並に神佛各宗派の管長、參拜し、次に、奏任官、參拜し、次に、門跡寺院住職、參拜す。一時より二時まで、判任官、准判任官、待遇者の參拜を許さる。

○孝明天皇祭

一月三十日は、孝明天皇崩御の日なり。天皇は慶應二年十二月二十五日、御壽三十六歳を以て崩御し給ふ。而して此十二月二十五日を太陽曆に換算すれば一月三十日に當るなり。此の日、天皇陛下は群臣を率ゐて皇靈殿に於て、孝明天皇の御靈を御親祭あらせ給ひ、又豫め勅使を京都後月輪のつらぎなる山陵に遣され、幣帛を奉らしめ給ふ。當日宮中に於ける御例祭の次第は、拙著講堂訓話につきて見らるべし。

○紀元節

明治五年十一月十五日布告、第一月二十九日神武天皇御即位相當ニ付、祝日ト被定、例年御祭典被執行候事、是れ神武天皇即位當日を以て國家の祝日と定められたる始めなり。後明治七年を太陽曆に換算して二月十一日と改め給ひしなり。

○天長節

十一月三日は、天皇陛下御降誕の當日なり。陛下は嘉永五年九月二十二日の御降誕にして、之を太陽曆に換算すれば十一月三日に當る。此の日、天皇陛下は、質所、御靈殿、神殿に於て御親祭あり、又青山練兵場に行幸し給ひて、觀兵式を擧げさ

せ給ふ。還御の後、宮中豊明殿に出御あらせられ、御前に於て、親王以下群臣及各國使臣に酬宴を賜ふ。御祭典次第は拙著「講堂訓話」を参照せらるべし。

○神嘗祭と新嘗祭との區別

(教育研究所藏後藤風保氏)

この兩祭日が、動もすれば混雜を招き易い様に思はれる。其の原因は、第一名がよく似て居ることである。殊に音讀にすれば、全く同じになつて仕舞ふ。それから其の祭日の季節が、接近して居つて、且つ何れも秋季に在る、祭の由來が又極めて類似してあるからであらう。そればかりか、學校祝祭日儀式規程の發布せられた當時、祝日祭典由來と云ふ如き書を出して、教員の參考にせられたことがある。此等の書冊は、皆或一二の古典學者の書いたものより出て、自然同じ様に出來て居るかと思はれる。何れを見ても、此兩祭日の由來が判然區別して居らぬ様に感じて居る。神嘗祭は、其の頭に神宮の二字を冠らせて、神宮神嘗祭と云ふ名が本當の様である。實は神宮を伊勢に遷座し奉れる紀念の日であらせられる。隨つて垂仁天皇頃より始められた祭典である。新嘗祭は、賢所に於て御親祭あらせらるゝ御

祭典の如くには見ゆれども、主として、賢所に向ひ奉りて左方即東側に奉祀せる神殿、元八神殿と申した御殿の御親祭であるやうに思はれる。新嘗祭は文武天皇大寶令を定め給ふに當り、十一月下卯を以て祭日とし、若し三卯日あれば、中の卯日を用ゐることとなつた。明治の初め、大祭日御制定の當時、明治六年の十一月、後の卯の日は二十三日に相當した處より以來十二支を止めて永久二十三日とせられたものと考へられる。

要するに、前者は、新穀の熟したる者を伊勢の皇太神宮に供へ奉るの御祭典であつて、後者は、新穀を天神地祇に奉り御親らも聞し食し、且つ群臣にも賜ふ所の御祭典である。然るに、祝祭日の由來を記述した書冊中に、何れも新穀を伊勢の太神宮に供へ奉る御祭典としたものがある。唯だ後者は、陛下御親らも聞し食すと云ふことだけを添へて居る。

〔教授上の注意〕

一 三大節とは、新年紀元節及天長節の三祝日を指していふものなること教科書に示す所の如し。而して、新年とは、一月一日の四方拜と、同日及二日の朝拜及五日

の新年宴會とを合せ稱するなり。單に一月一日の四方拜のみを三大節の一と思ふは誤なり。

二 祝日大祭日の由來及性質等に關しては、其の當日若くは前日を以て、學年相當に説き聞かすこと最も有効なりとす。されば、本學年に於て本課を授くる際には餘り詳密なる説明を與ふるを要せず、極めて簡單に其の要領を了解せしむれば可なり。

三 要するに、本課に於ても、主として國家的觀念を與ふるを目的とし、併せて敬神崇祖の念を與へんことに努むべし。

四 本課を授けると共に家の祝日、忌日祭日に關する心得並に町村の氏神祭に對する心得をも附説するを要す。

第二十三 法令を重んぜよ

例話 松平定信

原據

廣瀬典撰

白河樂翁公傳子爵松平定晴氏所藏記錄

○廣瀬典撰

白河樂翁公傳

(廣瀬典は白河の儒臣として樂翁公に仕へたる人なり)

羽林定信字は貞卿號を旭峯と稱し後に樂翁と唱へ奉る御幼名は賢九君故の田安從三位中納言右衛門督宗武卿御三男御實母は香詮院殿と申す御歳十七歳の時先君越中守定邦公の繼嗣と成り玉ふべき御約定なり御十八歳にして安永四年我白河の邸へ移り玉ふ。御七歳の頃より孝經を讀み假字ども習ひ玉ふ御學問の師は大塚大助也御十歳の頃より我邦唐山へも御賢名の聞えん事を志し御行事も他の兒子とは異にまし、御十三歳にして自教鑑と云書を著はし玉へば御父君も深く悦び玉ひ史記一部を賜はりいよく志を勵み玉ふ。

御養父母に仕へ給ふに御孝順にて毎朝御用達といふ御役人をして先づ御機嫌を伺はしめ御用達戻れば必次の間にて一ト通り謹て御様子を伺ひたまふ先公久しく中風を患ひ玉ふに醫藥の事心を盡し假初めにも等閑の事有ては不幸の大成者と恐れ給ふ先公ほゞ快復ありて御同道にて登城し給ひし時御城内いづれの處にて有しや先公御草履なく前後を見合玉ふ時公懐より新なる草履を出し進め給ひしとなり草履など失せる時の爲とて斯たくはへ給ひしなるべし。

天明八年五月京都禁裡延焼のため御造營掛として京へ上り龍顔を拜し天盃御頂戴仙洞女院を拜し各賜數多あり是迄御老中など上京の時道中は下部までも主の威を借り難題を申掛驛々を苦しめ金銀を貪り人馬を多くあてなどすること久しき習はしなり此度公は從者を戒め法度を嚴にし人馬の員數を減じ驛々にも假にも馳走がましき無用の費なき様にと御供の者へは定式の外には飲食の類出すとも箸をも付けましき約束少しも華美なることなく質素を示し給ひし故に驛々にて公の御人數末々小者までへ法令の行届きたる事感じ奉り御退役後數十年の後と雖そのことを申唱ふるなり此時天下の賢明の人御通り故拜見すべしとて京大阪は勿論御道中へ隣國より男女共に集り夥しく道の傍にうづくまり拜し中々老たる者などは世の中を直し下されたる恭なさよなど、申掌を合せておがみたりしも多くありしと我同僚の御供せしもの面たり見て語りし近頃武家の參内するに關東の御威光を借り天威を犯し奉り下乗札をも憚らず輿馬にて打過たるを公初て參内の時下乗にて輿より下り鎗打物をも其前に遣し少しも法制を侵し玉はざりし元より天下に賢明の名を得給ひし公の如此なし給へば是より諸武

家の無禮は自から止たり皇家にて大に此事を嘉し玉へば京都の衆庶皆喜ひ公の御事を稱し奉る事夥しかりしと也。

○子爵松平定晴氏所藏記録

(編者申す。子爵松平定晴氏の邸宅は、東京市本郷區湯島梅園町に在り。左に抄録せるは、全子爵所藏の記録「守國公御傳記」にして、編者が特に全家に請ひて、爰に讀者に頒つことを得たるものなり。)

○天明八年上京の時の事

(前略)近時武家ノ參内スル者關東ノ威光ヲ借り、天威ヲ犯シ奉リ下乗札ヲモ憚ラズ輿馬ニテ打過タルヲ公初テ參内ノ時下乗ニテ輿ヨリ下リ鎗打物ヲ其處ニ留置少シモ法制ヲ侵シ玉ハス

公已ニ天下ノ賢名ヲ得玉ヒ首トシテ如此シ玉ヘハ是ヨリ諸武家ノ無禮ハ自ラ止タリ (此記事全く前書の記事に全じ)

○伊豆相模等巡見の時の事

寛政四年十一月十七日總宰ノ命ヲ蒙リ、明年癸丑三月巡見ナシ玉フ(中略)

歸路根府川ノ關門ニ至リ此邊親ク見玉ハン爲ニヤ歩行ニテ關前ヲ通行ノ時塗笠ヲ用キ玉ヒシニ關吏馳出供奉ノ輩ニ付テ關前ハ笠冠ル間敷法也ト告奉リケレバ實ニ心得タリトテ脱セ玉ヒヌ 此夜小田原ニ止宿有セラレ城主ノ老臣ニ關守ノ事語リ玉ヒ云々ノ事ニテ我モ過ヲ免レタリ其者へ謝詞宜ク執成アルベシト懇話有ケレバ老臣畏リテ退キ程ナク侯加賀守大久保忠顯ヨリ賞トシテ席ヲ進メ俸ヲ増與ヘラレシトソ

此人編者曰根府川の關守天木多治馬トテ甚篤實ニシテ平常同輩ノ中サへ謙遜ナルカ此關門ニ勤番スルニ付テハ關ノ法ヲ能ク心得ヘシトテ繰返シ記憶ジシ故角有シト聞玉ヒ忠勤ノ志ヲ感シ玉ヒシトナリ

四月七日歸府シ玉フ

〔參考〕

一 右記錄中又左の一節あり。

(前略)京師皇居ノ經營ヲ速ニシ古典舊章ヲ考ヘ崇敬ノ台慮ヲ盡シ堂上公卿ノ艱苦ヲモ救玉フヘシト一々建白アラセラレ將軍家ニモ嘉納シ玉ヒシトソ

抑宮闕造營ノ事ハ公總督ノ任ニ當リ玉ヘハ殊ニ心ヲ盡シ(中略)

寛政元年十二月十五日禁裏造營全ク落成ニ至リシ功勞ヲ賞シ至懇ノ台命ノ上手自ラ刀ヲ賜フ 禁裏ヨリハ真太刀三十六歌仙仙洞御所ヨリモ真太刀朗詠集手鑑女院御所ヨリ九十賀記冊子白羽二重五疋拜賜シ玉フ營營向古典舊章ニ復シ觀感餘リ御製ノ詩一章仙洞御製ノ和歌一首將軍家ニ賜フ

二 又前記伊豆相模巡見中の事を記したる中に左の一節あり。

公モ自ラ辨當ヲ佩ヒ秋毫モ民ヲ病シメ玉ハス豆州小浦ヲ過玉ヒシニ前ノ峯ニ大ナル白猿數百ノ群猿ヲ從ヘテ登行ヲ見玉ヒテ鐵砲ヤアルト問セラレシニ道險ニシテ少シ後レタレバ其儘過玉フ後年此時從ヒタル谷文晁ニ其真景ヲ寫サシメ玉フ此時侍臣ニ我其頃ハ年モ壯ナリシ故何心ナク打留ント思ヒシニ持筒後レテ打得サリシハ天幸也老中タルモノ巡見先ニ於テ猿ヲ打タリトアラバ沙汰ノ限ナリト語リ玉フ

三 前記の如く定信は田安宗武の第七子にして、出て、白川の城主松平定邦の嗣となる。天明三年封を繼ぎ、越中守と改む。定信幼より學を好み、嘗て國本論を著

す。其の封白川に在る時、歳大に饑ゆ、定信悉く封内の租を免じ、痛く自ら節儉し、悉く家婢を放つ。天明七年幕府の老中となり、侍從に任ぜらる。身に澣衣を着、食膳常に一菜、其の室亦衣席に曳かず。諸老愧ぢ争ひて節儉をなす。斯くて幕政日に革まり、冗費を省き武備を修む。文化九年致仕して樂翁と稱す。文政十二年(明治四十五年より八十三年前)卒す。年七十二、法名を天譽深徳守國院と號す。

〔備考〕

- 一 老中は、江戸幕府の職名なり。將軍に直隸して政務を總理す。其人員は大抵四人若くは五人あり。
- 二 家老は、武家の老臣にして家務を總理する者、其の家に於ける老臣の義なり。
- 三 關所は、古昔通行人を檢閲防遏したる所にて又關門ともいへり。其の目的は主として京師又は將軍所在地へ出入の要路を警戒し、若くは、各地に逃亡流離の罪人若くは、浮浪人などを捕へ、兼ねて交通の取締をもなせり。

〔教授上の注意〕

- 一 此の例話を説くには、舊幕時代に於ける大名の勢力、皇室と幕府との關係等の

大體を説明するを要す。又關所の規則嚴重なりしことをも附説せざるべからず。即ち、

昔は、關所を通過するには、何人も手形といふものを地方廳より申受け、之を番人に示さざるべからず。若し之を有せざる時は、其の身體並に所有品などを檢査せられ、嚴重に訊問せられたり。又若し竊かに關所を通過するものある時は、之を關所破りの罪人として磔刑に處したり。明治元年令して諸道の關門を悉く廢す。

の如き大要の説明をなすを要す。

二 兒童をして、常によく校規を遵守せしむるやう日常の訓練事項につき適切な訓戒を與ふるを要す。

第二十四 公益

例話 栗田定之丞

原據

奥山君鳳撰 栗田君遺愛碑・清水直宜撰 裁松止風砂記

(左に抄録せるは、秋田縣河邊郡川添村佐賀藤松氏より、特に我が同僚若田惠之助氏に

寄送せられたるものを請ひて爰に轉載せるものなり。記して讀者と共に感謝の意を表す。

砂防林の
造營と 栗田如茂翁

第一章 秋田藩に於ける砂防造營と栗田翁

一 海濱の概況と砂防林の必要

藩内に於ける山本秋田河邊の三郡は日本海に面し其沿岸數十里は朔風獵々として陸地に吹き荒ふや白砂を颯け洲礫を飛ばして田圃を埋め家屋を没し人民殆んど其居に安んぜず其害の波及する所蓋し鮮しとせず殊に河邊郡新屋村の如きは被害の爲人民業を失ひ戸口年毎に減じて其衰退最も甚しとす實に秋田藩に於ける一大憂患なりし也故に其の砂防の方法として藩には砂留役を設け同時に林取立役なるものを兼帶せしめ而して飛砂扞止の事業を行はしめ其の方法は一面工作を施すと共に樹木を植栽して森林を構成せしむるを以て肝要となせり而かも其樹木は松苗木を植ゑ付け飛砂海風を遮ぎるにありて永久的の砂防工事を營むには之を措て他に良法あらず然れども沙漠同然の地面に植樹を企たてんと欲

するは頗る至難のことにして海風一たび起らんか植樹は忽ち砂底に埋没せらるるにあらざんば終に四散據揚して枯死するに至る故を以て砂防の局に當り林取立役を兼ねる者は海濱の植樹に於て幾たびか辛酸を嘗め幾たびか挫折に陥りしは亦謂ふを要せず是れ藩政の一大事業にして砂防林は累代之れを經營せんと欲したる所以なり此時に方り寛政年代より文政年代に至るまで主として此の大任を双肩に擔ひ極力奮迅其衝に當り砂防林の成功を遂げたるものは栗田如茂翁其人なりとす因て左に砂防林造營の方法と其の苦心慘憺たりし事績の一斑を叙せん

二 砂防林造營の事績

○山本郡大内田村の砂防林(其の一)

栗田如茂翁は寛政九年八月他の勤務より轉任して初めて砂留役兼取立役と爲り其後文政元年郡方吟味役に擧げられぬ前記の如く山本、秋田、河邊の三郡に沿ひたる海濱村落は飛砂の妨害を被ること甚しきを以て如茂翁深く之を憂ひ藩の命を承け土砂扞止の爲松樹を海濱に植栽せんことを村民に諭すと雖も地質の粗惡

なると海風の烈しきとに因り樹木の成長に適せざるものと斷念し敢て之に應ずるものなかりき時に翁慨然自費を投じ山本郡大内田村を第一着手として先づ以て茶萁及柳等數萬株を潮除けとして植栽したり翁翌春海濱に至り之れを檢するに悉く四五尺の砂底に埋没せられぬ爰に於て翁は始めて村民の言の僞りならざるを悟るも彼の剛毅なる一敗何ぞ之を廢せんやと苦心焦慮し大に之が研究を積めり翁一日海濱を巡りし際嘗て波に捲き揚げられたる一樹の枝に草鞋の之に繋がり飛砂集りて其の四邊に堆積し草鞋の裏面には青草の萋々として纒かに生ぜしを見て大に之に感ずるところあり數百間の海邊一帶に樹枝を列ね挿み古き草鞋を拾ひ集め之を四五尺の高さに結び付け其後方に茶萁及柳を西風に向はしめて植栽せり翁又翌春之を檢するに砂と草鞋と同じ高さとなり宛然沙の堤を築けるに相似て浚面の茶萁及柳は青々として生育せり之より翁は年々其方法を施して松苗木を移植したりといふ斯の如くにして翁は寛政九年より文化十一年に至る十八年間松苗木及茶萁數萬株を砂地に植ゑ付けぬ而して此防砂林を造營するに毎年秋分より茶萁又は柳等を植付け翌年其後面に松苗木を植樹し必ず一株毎

に苗木を藁苞に包み眞土を以て其根を固め後之を砂中に植栽して別に施肥を要せざるなり而して翁は風砂を防ぐ猶ほ水を防ぐが如しとなし水を防ぐものは先づ水の曲折を審かにするが如く風砂を防ぐものは亦宜しく其の方向を察すべしとの見地より風の回轉と及び岡巒の形に従つて飛砂の衝突を避けしめ其の適宜の箇處に植樹せしかば悉く繁茂せざるはなかりき且つ翁は農閑を利用して農事を害せざる限りは每晚秋に於て防砂事業を始め飛砂颯烈の間に夷然として之れに起臥し身を以て風の疾徐方向を試み防砂植樹の方法を講ずるを常とせり而して爾後大内田村の地や翠松一大綠林を成し海風を殺き飛砂を扞止するに至りしのみならず荒疇は悉く舊に復し村民亦落葉枯枝を拾うて燃料に供し茶萁の實は市場に販賣し菌蕈及び松露の副産物は各自生計の一助となせる等翁の思澤を蒙ること蓋し尠しとせず彼の「耕松止風砂記」を見ても大内田村民が如何に翁の遺徳を景慕し之を千載の後に傳へんと欲せしかを知るに足るべし。

○河邊新屋村の砂防林(其の二)

如茂翁が山本郡より河邊郡に職を轉ずるや村民に謀るに亦飛砂扞止の事を以

てす村民は成長の見込なき故を以て之れに應ぜず翁は即ち山本郡成功の例を以て再三之れを諭せとも村民頑として聽かず却て罵詈嘲弄、ダダ之亟と貶稱するに至る蓋し翁の通稱は定之亟なるを以てかくは放言せるものなりと然るに翁は百方之に戒諭を加へ徐ろに事に當らしめんと欲せしに新屋、中村、濱田の三部落より各一人づゝ首を賭して此の事に當らんといふもの出てたりき其言に曰く此の如き兒戯に等しき方法を以て樹木の一株だも生育するものあらんには吾々三人の首を刎ねよ若し成功せざるときは代官とは申させぬ潔く白髪を申し受けんと意氣頗る軒昂たり翁一々之れを諾し命令毫も背くべからざるを誓ひ山本郡に於ける植樹實施の方法を委細に申渡し徐ろに其事に従はしめ新屋村海濱の砂地に造林せしむ然るに翌春に至り彼の三人倉皇として相携へ翁の宅に來り其妻に頼り歎願命を乞へり翁之れを坐に延き温顔以て之れに接し靜かに海濱の模様を陳べしむ乃ち三人は恐るゝ古草鞋の裏面に青草さへ生え且つ柳及茱萸の樹木は育々として活着せる實況を述べぬ翁之れを聽き大に喜び閩村の爲め一國の爲め益々斯業に盡瘁すべきを懇勸に奨めたれど談竟に刎頸の事に至らずといふ斯

くして文化年中毎歲十月より十二月に至り先づグミを列植し次ぎに柳を以て春夏に於て松苗木を植付くこと殆んど七年其植栽する所の松樹三百萬株に達せり成木の後に及んで新屋の濱や松樹綠蔭を爲して參差たる枝を交へ樹幹苔紗蒸し生へて松籟怒濤を聽くの感あらしむ。

三 砂防林と其功賞

享和三年翁は林取立役及砂留片付並に郡方見回役を命ぜられ之を兼帶して服務したりき文化三年七月五日翁は砂留及林取立役として多年山本郡大内田村の砂防林を造營し幾多の功績を嘉賞せられ開墾地貳拾石を授上せられぬ其後文化八年には下三郡諸木植方並に砂留片付御用掛なるもの勤役中に於て年々御當用より文銀五拾匁郡方より貳百五拾匁都合三百匁づゝ賞與せられ又翁の老後に於て文化十年七月二日積年砂留役を勤め砂防林を經營したる功勞を以て開墾地三拾五石併せて五拾五石の采邑を領するに至りたり翁が此恩典に浴したるは其終焉三ヶ月前の事なりき其後維新の世に至り明治十五年二月東京上野公園に開設の山林共進會に於て翁が歿後の砂防林造營事業績を出品せしに四等賞として銀

益壹個及七圓を授けられぬ今翁の碑文を掲げて砂防林造營の事績を識るの參考に資せんとす。

○栽松止風砂記(清水直宜撰)

本藩地之瀕海者數十里。每海風起。飛砂蔽空。田圃屋廡爲之埋沒。民不安其居。文化年間有栗田君者。爲郡宰之屬吏。爲人仁厚廉直。存心於恤人。嘗思所以止風以安民意。樹之堅貞能堪風霜莫如松。而遮樹諸鬆土則亦不必殖。先植小木而後栽松則土氣潤而松可長。先是亦植胡頹以計止風砂者。冷風所吹悉枯不存。君巡行其地。適有一株之吐葉者。就而審視之則。有藁苞之棄於途。沙蒙其上。庇而在其陰者也。於是心潛有悟。又以爲防風砂猶防水。防水者先審水曲折。防風砂亦宜察其方向風之回轉從岡巒之形避其衝而種木則莫不繁茂。算計既定。是歲十月命東藁櫛比挿砂上。隨斫蒲柳避風而斜扞之。至明春皆活。次斫胡頹以填土。封其端如前法扞之。尋種合歡又欣々榮焉。既而種松。隨種隨長。數年之間鬱葱成林。風勢殺而飛砂止。於是舊田悉復新田。亦得墾移者歸處者安。松葉之落者。拾以爲薪。終歲用之有餘。胡頹之實可以鬻市。藁之

生林間及松露遠致之四方。老幼鰥寡皆得以自資焉。其爲德嗚呼不亦大乎。初君之役人皆於農隙。故其種小木常在初冬寒天。率人往來海風之中。衆皆以爲必不可成有笑者。繼以怒罵。君不以爲意開諭百端。不使之至暴。亦臥風之中。以身試風之疾徐方向。而駸々就緒。始於山本郡大內田。終河邊郡新屋。辛苦十有八年而其地全成矣。於是乎笑者服怨者悅。反怒爲歡。換罵以頌。官賞其殊勞。賜新采地二矣。合五十五石。今而沿海之民仰之如神明。慕之如父母。新屋村既有遺愛碑。又嘗請官祭爲栗田大明神。我大內田村有老農與五郎者。役君終始其役直言也。就與五郎悉其顛末。景慕之切不悼潛。越記其所聞。揭諸象頭山廟前。庶幾使後人永無忘君之大德。君諱如茂通稱定之亟。栗田其族本藩之世家也。

○栗田君遺愛碑(奥山君風撰)

河邊郡新屋村。以瀕海地皆深沙。積爲山者曰勝平山。當其西南每海風一起。砂礫飛揚埋沒民屋及田圃。其害非若天災流行時一有之類。則民失業戶口年減。實國家之大患也。云君諱如茂假稱定之丞。栗田其氏也。文化初爲郡吟味役。

專掌禦沙事。先是君爲山本郡見廻役。郡瀕湖海地方亦蒙此害。君承命日夜潛心於此事。既而得其法大有功。時加賜秩祿若干石。於是君乃又施行其法於新屋村。每歲十月至十二月。循海濱先列植胡類及榆柳。而後以春夏。移植松苗於沙磧地。如此者七年如一日。所植松樹殆至三百萬株。則其害頓蠲。廢田可耕。荒圃可勸。民復業。不翅遂至有發新田者。官偉其功。又加賜秩祿以顯。君爲人質直嚴毅。自承命以身先民。凌暴風雪就於事。形容爲癯髮盡白。其勤苦非他人所能企及矣。文政十年丁亥十月二十八日病沒于家。時年六十二歲。村之老幼追思其德不能忘。願鑿石紀之。戶澤盛嗣嘗與君同爲郡吟味役。深嘉其意德。憑成之。名曰遺愛碑。令予製其文。予樂言人之善。因喜紀其事。傳云死而不朽者三焉。立功居其二。若君亦豈可不謂死而不朽者乎。

時天保三年壬辰冬十月

明德館助教 奥山翼 君鳳撰

第二章 栗田翁の家系と其生涯

一 高橋家及少年時代

栗田如茂翁は定之丞と通稱し幼名を仁助と唱へ明和四年亥十一月十七日秋田

城下に生る父を高橋内藏右衛門勝定と稱し翁は實に其三男なり翁は年齢僅に十四歳を以て生家を去り入りて栗田家を嗣ぎ其姓を冒しぬ時に同家に於ては僅かに三歳なる一人の娘ありしが不幸世嗣を失ひたるを以て是より仁助を懇望しつゝありき天明三年十一月養子となり如茂と改名せり此年は世の所謂天明の凶歎なりし也翁初め高橋仁助と稱せる時曾て掃除役某より之が養子たらんとを望まれしかば兩親に於ても一家男兒餘りに多數なるを以て之を許さんとせり蓋掃除役なるものは殿中の掃除を掌り併せて徒並の賤しきに居り而かも剃髪せざるべからず父母彼に剃髪せんことを勸むれども敢て之を肯んずるの色なかりき父母爲に謀りて熟睡の時を以てせんとし晝夜心を潜めつゝありしも彼の要心堅固なる殆んど之に乗ずるの隙を餘さず竟に如何ともすべき術なくして父母大に苦心焦慮し養子を拒絶せんとしたり仁助之を悟り一日母に向ひて曰く他家に養子と爲る必ずしも嫌ふにあらざる常士分の家たらんには三人口米赤貧の家といへども尙辭せず然れども掃除役の家坊主として殿中多くの士に使役せらるゝは余の肯んずる能はざる所なり今吾兩親の意に戻るの罪深きも希くは兒が微衷をも憐

み玉へよと兩親彼の容易に屈せざるを見て終に其縁談を斷はりしと云ふ。

二 勤役の一斑

如茂翁が初めて官途に就きしは天明三年にて當時の藩主天樹院公に謁見し盃を戴きたると同時に大御番出仕を命ぜられ天明八年正月御金藏御物書加勢に補し同年中定加勢に進み會計上の事を心得寛政九年八月河邊郡百三段新屋村唐船見御番なるものを命ぜらる同九年は外國船大砲を放つて對島海上を驚かし其翌年は露人エトロフ島を占領せりと傳へられたる時なれば翁は砂留役と共に所謂英露の黒船が盛んに秋田近海を出没し長煙の起るを望見し之れが國防の警戒に當り文化八年秋田六郡郷普請役を命ぜられ砂留兼役すること故の如し想ふに郷普役なるものは建築及土木工事を造營すべき任務なれば翁の如き積年防砂林の經驗を有するものは蓋し適材なりしならん文政元年翁は郡方吟味役に擧げられ干時齡五十歳頃にして一郡行政の任務を擔ひつゝ最後の活動躍進せる時代なりとす實に翁に取りては官界に於ける立身にして此の上なき光榮といふべきか。

三 歿後の光榮

如茂翁は文政十年丁亥十月二十八日病んで齡六十二歳を以て終に白玉樓中の人となりぬ現に山本郡大内田村及河邊郡新屋村の如きは獨り建碑頌徳の擧を企てしのみならず翁の爲めに一社を建て官に請ふて栗田大明神と崇め恩資を永遠に謝せんが爲め年々大内田に於ては陰曆四月八日新屋に於ては同七月朔日を以て祭祀を營みつゝありとす。

四 如茂翁と其人物

翁は幼年時代より資性剛毅にして文武を勵み勤儉を主として養母に仕ふることに最も懇勤を極む而して郡方吟味役たるや深く人民を愛撫し且つ方正廉直を尊び他人の爲に圖りて一毫をも利せざりし也殊に堅忍不拔の氣象に富むこと彼碑文に記したるが如く風砂の上不起臥し毎日身を以て風の疾徐方向を試みしが如き若くは猛烈なる風雪を凌ぎしが如き其一例なりとす翁の歿後大内田村の老農與五郎なるもの始終彼に使役せられ悼惜追懷の情に耐へざるが如き同職戸澤盛嗣なるもの遺愛碑を徳憑して之を成さしめたるを見ても仁慈陰徳の人たるや識るべき也。

〔備考〕

- 一 新屋町にては、明治四十四年、栗田神社の社殿を改築せり。
- 二 栗田神社の祭日には、新屋町立日新小學校にては、職員兒童一同參拜する慣例なりと聞く。

〔教授上の注意〕

兒童の現在にありては、未だ積極的に公衆の利益となることを爲し得ざるべきも、決して公益を害するが如き所行なきやう、適當なる事例を擧げて訓戒すべし。

第二十五 人の名譽を重んぜよ

例話 伊藤東涯

原據 先哲叢談前編第四

伊藏長胤字原藏號東涯、又號慥慥齋、私諡紹述、仁齊、長子平安人。東涯與徂徠同時名鳴、東西而徂徠每、臧否東涯不置。或遇自西至者、即首叩以東涯所業、東涯異於此、嘗麟嶼、至日出徂徠贈己序、以見之。麟嶼出、東涯曰、物氏文譬猶蒙鬼臉、

恐喝孩兒者。奥田三角多年親、次東涯聞其評、厲徂徠、唯此一言耳。弟子嘗持徂徠天狗說來、東涯時北村可昌。松岡玄達在坐。同觀極口刺譏之、而東涯暗不容一言。二生曰、此文非管聲牙不成語、而說亦可謂不通矣。先生以爲何如。東涯曰、不人各有見、何必輕駁之、况其形容天狗之狀者、盡矣。今之秉筆者、恐不及二生大愧。

〔參考〕

- 一 伊藤東涯 は三四歳にして能く文字を知る、長ずるに及び博覽強記文を善くす。人となり寡黙人の過失を擧げず、又一語も他人の學術を批評することなし。終日硯々手に卷を釋かず、其の著書身に等し、皆天下有用の書なり。元文元年明治四十五年より百七十七年前歿す。年六十七。

東涯資性利欲に淡し、一日二條町を過ぐ、會々藥囊の路上に落ちたるあり。書生をして之を拾はしむ數十金あり。東涯曰く之を遺者に還すべしと、即ち其地に立ちて待つこと久し、日將に暮れんとす、乃ち歸りて之を神棚に置き伊勢の巫祝至るに及び附して以て大神宮に納む。

- 二 荻生徂徠 字は茂卿、五歳にして文字を識り、十余歳にして能く文辭を屬す。

人となり英氣豪邁、其の學浩博、或は將軍綱吉に見えて經史を辯論し、葵章の衣服を賜はり、或は吉宗の命を受けて六諭衍義の句讀を附す。享保十三年正月。(明治四十五年より百八十五年前)歿す。年六十三。其の著書實に六十餘種に及ぶ。

〔教授上の注意〕

- 一 本課の例話を授くるには、昔は有名なる學者はいづれも一家を立て、所謂學派と稱して、互に他の學派と暗闘ありしことを簡單に語りさかすを要す。
- 二 訓誡としては、教師用書の注意に示されたる外人の成績よきを見て之を嫉み、又は人の成績惡きを見て輕蔑するが如きことなきやう諭すを要す。又兒童にあり勝なる陰口を言ふことの非なること、人には、各短所もあれば、長所もあるものなれば、其短所を認めたりとて之を惡しさまに言ふべからざることをも諭すべし。
- 三 本課の例話は之を説くに周到なる注意を要す。何となれば、東涯と徂徠との争は元これ學問上の争にして、普通一遍の私憤より出てたる下劣なる争に非ず。此の點に注意せざれば、兒童は全く徂徠の人格を無視するに至るべし。然るに勿論徂徠も立派なる學者なれば、此點誤解なからしむるを要す。實はむづかしき材料なり。

◎卷五

第二 皇太后陛下(昭憲皇太后)

(一)御生年 京都一條烏丸通を東すれば、地上箒痕新らしく清められ、松風の音いとしめやかなるあたり、一條左大臣家の舊址あり。此處は、實に 皇太后陛下御降誕聖地なれど、今は松梢生ひ茂りて道を埋めたれば、何處と尋ねん由もなし。

陛下の御降誕まし、けるは、嘉永二年四月十七日にして、此の日を太陽曆に改算れば、まさに五月二十八日となる。是れ陛下の御誕辰なり。故從一位一條左大臣藤原忠香の第三女におはしまし、御母君は故一品式部卿伏見宮邦家親王の御息女松壽院宮藤原准子と申す。陛下は御名を美子と申し奉り、御才德兼備の御方にして、明治元年十二月二十八日、立ちて皇后とならせ給ふ。

(二)御幼時 陛下は、御幼少の折より御聰明におはしまし、且つ學問を好ませ給ひて、朝な夕なの御勵み淺からず、ことに、和歌は初め八田知紀に就きて學び給ひ、後には

高崎正風に御拜觀を仰せ付けらる。素より天資勝れさせ給ふ御方にましましければ、學びの業の進み給ふこと著く、近侍の常に驚嘆し奉る處なりしといふ。陛下のかくも御愛でたき生ひ立ちにましまししもさるとなり、御父君一條忠香のふとどは、棟梁の臣として賢明の譽高き御方なりしが、當時封建の餘弊、幕府の權力のみ強く皇室の御料すら事缺かせ給ふことのみ多かりしかば、かゝる名門高貴の家にても、足はぬ事の多かりしを、忠香公は、御子達の行く末をこそと案ぜられて、特に教育の道に心を用ひ、家臣の諫め止むるをも聽かず、京都烏丸の御館に物見の臺を造營せられ、多くの御子達を伴ひてはそこに出てさせられ、道行く人の有様、一々手に取る如く見させられて、その生活のほどなど説き聞かせ、ことに家業に勵むさまなどはいとも熱心に勵まされしかば、陛下は、脇見も振り給はず御心行かせ給ふまで、にみそなはし給ひて、賤民の生活状態に御心を寄せ給ひきとなん、ことに御樓の前に染物屋のありて、家事をいそしむ様を御覽じ、父君のたまふやう、あれ見給へ幼きものまで、親と共にきたなげなる様にてひねもす怠らず勵むぞかし、あはれ御子達も彼等が如く學問を勵み給へなどのたまひて、勵まされし甲斐のいつまでも盡

きせぬにや、陛下は特に下情に通じ給ひきとなん漏れ承る。

(三)御仁徳 陛下には、明治元年十二月二十八日、御年十九歳を以て御入内遊ばされ、其日に、皇后の御宣下あり、大正三年には、御年まさに六十四歳にましましき。御仁徳に富ませ給ふことは、千尋の海の底ひ知られぬが如く、六千有餘萬の國民一として御恵の露に浴し奉らざるはなし、誠に、明治天皇の御聖業千古に比すべきものなきも、皇太后陛下の御仁徳御内助の與りて力ありしと察し奉れば、ゆかしともゆかし、畏しとも畏しき極みにこそ。その下つ民を憐ませ給ふ御一端は、御歌にあやにしきとりかさねても思ふかな

さむさおほはむ袖もなき身を

の一首を拜し奉りても、目のあたり御仁徳を察し奉るに難からぬこそ難有けれ。

陛下は、皇后に立たせ給ひてより、明治天皇に對し奉りて、御貞操至り給はぬ限なく、又皇族方に對して常に親しく圓らかなる御交際を結び給ひて、皇室の御繁榮を希ひ給ふ御心深くおはしませしことは、萬民の齊しく仰ぎ奉る處なるが、國のため下臣民のためとあらば、亦ひとしほ御心を盡し給ひける。陛下は、日本赤十字

社の趣旨を深く御嘉納遊ばされて、總會の開かるゝ度毎に行啓あらせられ、以て社員を御督勵遊ばされ、曾て赤十字社病院建設の際は、維持費として年に五千圓の御手許金を割きて下し賜ひ、尙在院患者の貧困者に對しては、特に憐ませ給ひて、衣服細帯の類を惠ませ給ひしことも屢々なりきとぞ。而して、今尙世人の記憶に存せるは、明治二十一年に、會津の磐梯山噴火して、附近の人畜多大の損害を蒙りし時は、陛下深く御心を痛めさせ給ひ、一時も早く罹災者を救護せよとの厚き御内旨を下し給ひ、又明治二十三年には、土耳其國の軍艦が、紀州沖に於て沈没し、多くの乗組員の苦難に陥りしことあり、同二十四年には、美濃尾張地方に一大震災ありて、其被害慘状目も當てられぬ有様なりしが、陛下は、斯る際には、其の度に厚き御内旨を下し給ひ、罹災者救助に御心を碎き給ひぬ。

明治二十五年、我が赤十字社の社則中に、天災救護施行の明文を附加したるは、實に陛下の御盛徳を奉戴するの至誠に基けるものにして、前に掲げたる天災の當時に於ける幾多の罹災者は、勿論、爾後連年各地の被害者が、醫藥給せず、坐して死を待つゝの慘状を免るゝを得るは、偏に陛下の御仁慈に浴するものといふべし。

明治二十七八年戰役當時には、痛くも出征兵士並に傷病兵の身の上を御軫念あらせられ、東京豫備病院に行啓ありて、親しく患者を御慰問あり、又は小松宮妃殿下を御名代として、九州路へ患者御慰問の御差遣あり、同廿八年三月十七日、大本營所在地なる廣島に行啓の砌には、同地の豫備病院に親しく患者を御慰問あらせられき。陛下は、又多くの女官共を御督勵あり、御手づから細帯を御調製あらせられ、千個の細帯を各病院へ下賜せられたりと承る。いとも畏き御事なり。

明治三十七八年戰役にも、陛下は痛く御心にかけてさせ給ひ、三十七年五月二十三日、細帯調製作業御巡覽のため、篤志看護婦人會へ行啓ありて、親しく其作業を御覽ありしが、七月六日にも、御名代高倉典侍を同會へ差し遣はされぬ。十一月十五日には、親しく東京府下澁谷分院に行啓各病室を御巡覽あらせられ、創病の模様など御下問ありて、忝くも優渥なる御詔をさへ垂れ給ひければ、患者は眞に意外の光榮を荷ひ、感激に堪えざりきとなん。

猶一々記し奉るも畏れ多けれど、あり難く尊く覺えしは、捕虜として我國に來れる露兵にさへ御心をかけさせ給ひしことなり。彼等も祖國のため其力を致せし